

第3章 各種施策・事業

I こども・若者の最善の利益の実現

§1 こども・若者の権利を守る取り組みの推進

1 こども・若者の権利に関する周知・啓発(こども若者政策課)

(1) 根拠法令等

こどもの権利条約、こども基本法、こども大綱

(2) 事業の概要

こども・若者の権利が守られ、その最善の利益が図られるよう、こども・若者本人や周囲の大人への啓発資料の作成・配布を通じ、こども・若者の権利及び権利侵害の防止・健全育成等に関する周知啓発を行う。令和 6 年度まで「児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み」において作成・配布していた啓発資料「こどもを見つめて」について、令和 7 年度からは、こども・若者の権利及び権利侵害の防止・健全育成等に関する啓発資料として作成・配布している。

また、こども・若者の権利や意見聴取・反映の必要性を本市職員が理解し、こどもに関わる施策を適切に策定・実施・評価できるようにするため、こども基本法及びこども大綱の理念、意見聴取の手法等について研修を行う。

①啓発資料の作成・配布

	啓発資料	部数(部)	配布対象
令和 7 年度	「自分らしく幸せに生きるために」(小学生向け)	5,000	小学生
	「自分らしく幸せに生きるために」(中高生向け)	5,000	中高生
	「こどものけんり」	11,000	小学 1 年生保護者
	「こどもを見つめて」	11,000	中学 1 年生保護者

②市職員を対象とした集合研修の実施(こども・若者の意見聴取・政策反映に関する研修)

	令和 7 年度	
	第 1 回	第 2 回
参加者数	38 名	15 名

③市職員を対象とした自席研修の実施(こどもの権利と意見聴取をテーマとした研修)

	令和 7 年度
対象者	全職員

(3) 事業費

	決算額	うち法務省からの人権啓発委託金
令和 8 年度	3,669 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	3,380 千円	2,741 千円

2 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み(こども家庭保健課、子育て安心課)

(1) 根拠法令等

こどもの権利条約、児童憲章、こども基本法、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律

(2) 事業の概要

児童の権利擁護、権利侵害の防止を目的として、啓発資料の作成・配布により、広く市民の意識啓発を進めるとともに、本市職員向けに研修を実施し、児童の権利の理解促進を図る。また、児童虐待防止に関する講演会・講習会の開催等により、児童の権利侵害の防止を図る。さらに、児童と日常的に接する施設(児童館、保育所、幼稚園等)や子育て支援に関わる保健師等の専門職に対し、児童虐待防止に関する専門知識と対応スキルの習得の

ための研修を実施し児童虐待の早期発見・早期対応を図る。なお、令和 6 年度までは、児童の権利擁護、権利侵害の防止と目的とした啓発資料「こどもを見つめて」を作成・配付していたが、令和 7 年度からは、「こども・若者の権利に関する周知・啓発」において、こども・若者の権利及び権利侵害の防止、健全育成等に関する啓発資料として作成・配付している。

① 啓発資料の作成・配布

	啓発資料	部数(部)	配布対象
令和 7 年度	「産後ママのメンタルヘルス」	8,250	乳幼児保護者
令和 6 年度	「子どもを見つめて」	11,000	中学 1 年生保護者
	「産後ママのメンタルヘルス」	8,000	乳幼児保護者
令和 5 年度	「子どもを見つめて」	11,000	中学 1 年生保護者
	「産後ママのメンタルヘルス」	7,500	乳幼児保護者
令和 4 年度	「子どもを見つめて」	12,000	中学 1 年生保護者
	「産後ママのメンタルヘルス」	9,550	乳幼児保護者
	「1 さい 6 か月のこどもと子育て」	9,700	乳幼児保護者
	「メディアとの上手な付き合い方」	4,000	乳幼児保護者
令和 3 年度	「子どもを見つめて」	12,000	中学 1 年生保護者
	「1 さい 6 か月のこどもと子育て」	10,400	乳幼児保護者
	「産後ママのメンタルヘルス」	12,450	乳幼児保護者
	「どうしたらいいの？よく泣く赤ちゃん」	2,400	乳幼児保護者
	「どうしたいの？イヤイヤ期の乗り切り方」	1,000	乳幼児保護者
	「何をどうする？子どものしつけ」	1,000	乳幼児保護者
	「幸せママの自己尊重トレーニング」	700	乳幼児保護者
	「ほめ上手でグングン子育て」	800	乳幼児保護者

② 児童虐待対応講演会の開催(主任児童委員の研修を兼ねた講習会)

	講演内容	講師
令和 7 年度	子どもの権利とアドボカシー	一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ 代表理事 檀崎 たつみ 氏
令和 6 年度	児童虐待対応について ～児童相談所の取組から～	仙台市児童相談所長 中村 洋 氏
令和 5 年度	課題を抱えた子どもたちの地域での見守り ～ヤングケアラー支援の実践から～	NPO 法人アスイク コーディネーターユニット コーディネーター 森川 ゆとり 氏
令和 4 年度	ヤングケアラーの理解と支援	臨床心理士・公認心理師 奥山 滋樹 氏
令和 3 年度	家族を背負う子どもたち ～ヤングケアラーと子どもアドボカシー～ (主任児童委員の研修のみ実施)	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事 小林 純子 氏

③ 児童館、保育所、幼稚園の職員等への研修(児童虐待防止推進員の養成)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
参加施設数	88 か所	78 か所	109 か所	113 か所	88 か所

※このほか、保健師等母子保健従事者の職員研修として、児童虐待をテーマとした外部の研修へ参加

(3) 事業費

	決算額	うち法務省からの人権啓発委託金
令和 8 年度	95,449 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	84,436 千円	590 千円
令和 6 年度	84,622 千円	1,862 千円
令和 5 年度	75,999 千円	1,703 千円
令和 4 年度	73,141 千円	1,236 千円
令和 3 年度	46,586 千円	1,265 千円

※予算額は「I・§2・1 仙台市要保護児童対策地域協議会」分を含む

§2 困難を抱えるこども・若者への支援

1 仙台市要保護児童対策地域協議会(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、仙台市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(2) 事業の概要

目 的	虐待を受ける要保護児童の早期発見及び適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図る。
活動内容	・虐待を受ける要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦に関する情報 その他虐待を受ける要保護児童の早期発見及び適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換に関する事 ・虐待を受ける要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦に対する支援に関する事 ・関係機関等との連携に関する事
代表者会議	関係機関等の円滑な連携を確保し、実務者会議及びケース検討会議が円滑に運営されるよう環境整備を行うことを目的としてこども若者局に設置。
実務者会議	要保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童等の支援等に反映させることを目的として各区役所及び宮城総合支所に設置。
ケース検討会議	要保護児童等を支援することを目的として、区役所及び宮城総合支所もしくは児童相談所において、必要に応じて随時開催。要保護児童等に直接関わりを有している者及び今後関わりを有する可能性のある関係機関の担当者をもって構成する。
沿 革	平成 12 年度 仙台市児童虐待防止ネットワーク会議設置 平成 14 年度 区児童虐待防止ネットワーク会議設置 平成 20 年度 仙台市要保護児童対策地域協議会設置 (仙台市児童虐待防止ネットワーク会議及び区児童虐待防止ネットワーク会議は廃止) 要保護児童対策の対象に特定妊婦が加わる。仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置審査部会(現在は「措置・里親審査部会」)をもって児童虐待死亡事例等の検証会議に充てる。 平成 21 年度

(3) 事業費

「I・§1・2 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み」に含まれる。

(4) 令和7年度会議開催状況

- 代表者会議 1 回開催(令和 7 年 6 月開催)
- 実務者会議 各区及び宮城総合支所 3 回 延べ 18 回開催
- ケース検討会議 随時開催

(5) 要保護児童登録件数

(令和8年1月末現在。単位:件)

	青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
世帯数	27	18	33	19	83	36	216
人数	49	37	57	29	139	73	384
特定妊婦	24	12	40	26	47	19	168

(6) 主たる虐待の種類

(令和8年1月末現在。単位:件)

	青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
身体的	9	10	8	12	21	5	65
ネグレクト※	25 (1)	23 (1)	36 (0)	7 (0)	82 (3)	40 (6)	213 —
心理的	15	4	13	10	35	22	99
性的	0	0	0	0	1	6	7
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	49	37	57	29	139	73	384

※()はネグレクトのうち、ヤングケアラーの疑いのある件数

2 児童虐待に係る医療ネットワーク事業(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

児童虐待の防止等に関する法律、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱」、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、母子保健課事務連絡「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」、仙台市児童虐待に係る医療ネットワーク事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	医療機関における児童虐待対応能力向上を図るために、仙台市立病院を拠点病院として医療機関同士のネットワークを推進し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行う。
内 容	拠点病院では、以下を実施する。 ①病院内に児童虐待対応の組織を設置 ②地域の医療機関や関係機関からの相談に対し助言や連絡調整を行う児童虐待専門コーディネーターを配置 ③地域の医療機関からの相談への助言等 ④児童虐待対応能力向上のための教育研修

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	4,818千円 (予算額)	—
令和7年度	4,818千円	2,409千円
令和6年度	4,818千円	2,409千円
令和5年度	4,818千円	2,409千円
令和4年度	4,818千円	2,409千円
令和3年度	4,818千円	2,409千円

※補助率:1/2

※予算額は「I・§1・2 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み」の一部再掲を含む

3 児童養護施設等における養育環境の向上(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、仙台市社会的養育推進計画

(2) 事業の概要

児童福祉法に規定する児童の施設への入所措置、母子保護の実施または児童自立生活援助の実施を行った場合に、児童の養育上必要となる費用の支弁や運営等に関する指導・助言を行うことにより、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な養育環境の確保・向上を図る。

また、近年は、社会的養護を必要とすることもたちに、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が求められている。本市においても、本体施設の小規模グループケア化を図るとともに、地域小規模児童養護施設等の増設により、施設機能の地域分散化を進め、より家庭的な環境のもとでの養育を促進する。

(3) 沿革

平成 27 年 4 月 宮城県において「宮城県家庭的養護推進計画」を策定

令和 2 年 3 月 宮城県において「宮城県社会的養育推進計画」を策定

仙台市において「仙台市社会的養育推進計画」を策定

令和 7 年 3 月 宮城県において「宮城県社会的養育推進計画(令和 7 年度～令和 11 年度)」を策定

仙台市において「仙台市社会的養育推進計画(後期)」を策定

(4) 本市における入所委託児童の構成割合 (令和8年3月末現在)

	里親等	グループホーム	本体施設	合計
児童数	99 人	30 人	91 人	220 人
比率	45.0%	13.6%	41.4%	100%

※「里親等」は里親及びファミリーホーム、「本体施設」は児童養護施設及び乳児院

4 児童養護施設における一時保護専用施設の整備(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、こども家庭庁支援局長通知「一時保護実施特別加算費実施要綱」

(2) 事業の概要

児童養護施設において、一時保護児童の受入体制の充実を図り、できる限り良好な家庭的環境で個別性を重視した対応ができるよう、一時保護専用施設の整備や指定を行う。

(3) 設置状況

施設名	運営(設置)主体	定員	設置年月日
丘の家子どもホーム 一時保護専用施設 めばえ	社会福祉法人 仙台キリスト教育児院	6 名	令和 2 年 5 月 1 日

5 児童養護施設等職員研修(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

基幹的職員研修事業実施要綱

(2) 事業の概要

社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、担い手となる施設職員の専門性の向上を図る必要がある。本市では、平成 23 年度から施設において職員への指導などを行う基幹的職員(スーパーバイザー)を育成するための研修を実施している。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	245 千円 (予算額)	
令和 7 年度	99 千円	49 千円
令和 6 年度	126 千円	63 千円
令和 5 年度	40 千円	19 千円
令和 4 年度	14 千円	7 千円
令和 3 年度	0 千円	0 千円

※補助率:1/2

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止

(4) 参加者数の推移

	参加者数
令和 7 年度	6 人
令和 6 年度	8 人
令和 5 年度	9 人
令和 4 年度	10 人
令和 3 年度	(中止)

○ 子ども家庭総合支援拠点事業(子育て安心課) ※令和7年度事業終了

(1) 根拠法令等

児童福祉法、仙台市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点を整備する。
沿 革	令和 2 年 4 月 体制整備
実施機関	区家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課
実施内容	・こども家庭支援全般に係る業務として、実情の把握、情報の提供、相談等への対応その他総合調整を行う。 ・要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦への支援業務として、要保護児童対策地域協議会の調整機能を担う。 ・要保護児童対策地域協議会の構成機関、児童相談所等の関係機関との連絡調整を行う。 ・一時保護または施設入所等の措置解除後のこども家庭の支援、里親や養子縁組家庭の支援等その他必要な支援業務を行う。

6 支援対象児童等見守り強化事業(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

支援対象児童等見守り強化事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	要保護児童のいる世帯などの見守りを強化し、児童や家庭の状況把握を行うとともに、関係機関による適切な支援につなげる。
内 容	NPO等への委託により、以下を実施する。 ①支援ニーズの高い家庭に対する食品や日用品等の配達及び児童や家庭の状況の把握 ②利用世帯の保護者や児童からの生活相談対応 ③本市及び関係機関との情報共有

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	37,107 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	30,274 千円	20,182 千円
令和 6 年度	29,150 千円	19,433 千円
令和 5 年度	29,187 千円	19,458 千円
令和 4 年度	29,187 千円	19,457 千円
令和 3 年度	19,446 千円	19,446 千円

※補助率:令和 3 年度 10/10、令和 4～7 年度 2/3

※予決算額は「I・§1・2 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み」の一部再掲を含む

(4) 実施状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用世帯数	157 世帯	152 世帯	130 世帯	159 世帯	142 世帯
児童数	396 人	356 人	302 人	365 人	331 人
延べ訪問回数	1,196 回	1,496 回	1,549 回	1,536 回	1,516 回

7 せんだいみやぎこども・子育て相談(子育て安心課)

(1) 事業の概要

子育て・家庭・親子関係などに悩みを持つ方が一人で悩まずに気軽にできるよう、SNSを活用した相談窓口を令和 3 年 9 月に開設。

相談受付時間は、毎週月曜日～土曜日の午前 9 時から午後 8 時まで(年末年始を除く)。

(2) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	19,754 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	22,957 千円	11,478 千円
令和 6 年度	23,056 千円	11,528 千円
令和 5 年度	23,056 千円	11,528 千円
令和 4 年度	23,837 千円	11,918 千円
令和 3 年度	18,959 千円	9,479 千円

※補助率:1/2

※予決算額は「I・§1・2 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み」の一部再掲を含む

(3) 実施状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	457 件	590 件	698 件	684 件	1,165 件

8 こどもアドボカシー推進事業(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

こどもの権利条約、児童憲章、児童福祉法

(2) 事業の概要

目 的	こどもから意見を聴取し、こどもの権利擁護を推進する。
内 容	法人への委託により、以下を実施する。 ①児童養護施設や児童相談所一時保護所にこども意見表明等支援員(こどもアドボケイト)が訪問し、入所中または一時保護中のこどもと面接を行い、こどもの意向により関係機関への調査等を実施し、こどもから聴取した意見への対応を図る。 ②本事業に関わるこどもアドボケイト養成のため、養成講座を実施する。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	12,811 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	12,227 千円	5,988 千円
令和 6 年度	13,177 千円	4,838 千円
令和 5 年度	9,298 千円	8,368 千円
令和 4 年度	7,407 千円	7,407 千円

※補助率:令和 4 年度 10/10、令和 5 年度 9/10、令和 6・7 年度県交付要綱より算出

※予算額は「I・§1・2 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み」の一部再掲を含む

(4) 実施状況

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
訪問回数	児童養護施設	57 回	64 回	93 回	101 回
	児童相談所一時保護所	21 回	23 回	40 回	46 回
意見表明 児 童 数	児童養護施設	4 人	3 人	24 人	24 人
	児童相談所一時保護所	119 人	129 人	86 人	62 人

9 こどもの日記念行事(子育て安心課)

(1) 事業の概要

昭和 37 年から毎年、市内の児童養護施設等に入所している児童を市内の遊園地等に招待し、こども達に楽しい一日を提供し、児童福祉の向上に努めている。

(2) 事業費

	決算額
令和 8 年度	1,959 千円 (予算額)
令和 7 年度	1,925 千円
令和 6 年度	1,627 千円
令和 5 年度	1,649 千円
令和 4 年度	1,446 千円
令和 3 年度	950 千円

(3) 実施状況

	参加者数	招待先
令和7年度	244人	八木山ベニーランド・仙台うみの杜水族館
令和6年度	247人	八木山ベニーランド・仙台うみの杜水族館
令和5年度	301人	八木山ベニーランド・仙台うみの杜水族館
令和4年度	217人	八木山ベニーランド・仙台うみの杜水族館
令和3年度	157人	八木山ベニーランド・仙台うみの杜水族館

10 社会的養護自立支援拠点事業(子育て安心課)

(1) 事業の概要

目 的	児童養護施設等入所児童や退所者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供や相談支援等を行う。	
沿 革	平成28年度	本事業の前身となる児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業として事業開始。
	令和6年度	4月施行の改正児童福祉法で上記事業の後身として創設されたため、本事業として新たに事業開始。
対 象 者	・市内児童養護施設等に入所中の児童等、及び既に退所された方 ・本市登録里親またはファミリーホームに委託中の児童、及び既に措置解除された方 ・自立援助ホームに入所中の方、及び既に退所された方 ・児童相談所等による一時保護や指導が行われていた方 ・虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方	

(2) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	16,000千円 (予算額)	—
令和7年度	16,000千円	8,000千円
令和6年度	15,350千円	7,675千円
令和5年度	9,800千円	4,899千円
令和4年度	9,800千円	4,899千円
令和3年度	9,800千円	4,899千円

※補助率:1/2

11 ひきこもり者・困難を抱える若者向けオンライン居場所事業(こども若者相談支援センター)

(1) 事業の概要

ひきこもり状態にある方や困難を抱える若者を対象として、不安や孤独感の軽減、社会とのつながりの回復や家族以外の他者と関わる意欲の向上を図るとともに、対面での支援につなげることを目的に、安心して気軽に参加できるオンライン居場所を令和6年10月に開設。インターネット上の仮想空間でアバターを操作しながら、同じ悩みを抱える方同士の交流支援や専門職による個別相談等の支援を実施する。健康福祉局障害者支援課とこども若者局こども若者相談支援センターによる共管事業。

(2) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	14,223千円 (予算額)	—
令和7年度	13,921千円	10,441千円
令和6年度	6,262千円	4,696千円

※補助率:3/4

※予算は健康福祉局に一括計上

(3) 実施状況

	開設回数	延べ参加者数
令和7年度	48回	1,000人
令和6年度	24回	419人

12 ヤングケアラー支援事業(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

子ども・若者育成支援推進法

(2) 事業の概要

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆるヤングケアラーの早期発見・支援につなげるため、ヤングケアラーの認知度向上に係る広報啓発、相談窓口の設置や関係職員へリーフレットの配布及び研修を実施するとともに、当事者の支援にあたるピアサポート体制の構築及び当事者同士が悩みや情報を共有できるオンラインサロンや対面イベントを実施する。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	11,209千円 (予算額)	—
令和7年度	11,206千円	7,176千円
令和6年度	9,450千円	6,299千円
令和5年度	5,605千円	3,377千円
令和4年度	4,725千円	3,149千円

※補助率:2/3

※予算額は「I・§1・2 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み」の一部再掲を含む

(4) ピアサポート体制構築の実施状況

ヤングケアラーの発見やその後の支援調整を担う機関等を構成団体とするヤングケアラー支援連絡会を開催。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	2回	2回	2回	2回
構成団体数	33団体	40団体	41団体	41団体

(5) オンラインサロンの実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	3回	2回	12回	12回
参加者数	25人	18人	55人	62人

13 ヤングケアラー実態調査及び支援体制づくりモデル事業(子育て安心課)【令和8年度新規】

(1) 根拠法令等

子ども・若者育成支援推進法、こども家庭庁通知

(2) 事業の概要

事業目的	支援の対象となる児童生徒の把握に努め、適切な支援につなげられるよう、仙台市立学校の児童生徒を対象にヤングケアラーの実態調査を行うとともに、効果的な調査・啓発手法の検証や、ヤングケアラーの把握から支援につなぐ体制を検討・構築を図る。
調査対象	市内小学校、中学校、高等学校(計7校)
実施方法	ヤングケアラーへの理解を深めるための啓発動画又はリーフレットを視聴閲覧後にアンケートを実施し、アンケートの結果からヤングケアラーの可能性のある児童生徒を把握し、関係機関等と連携のうえ必要な支援につなぐ。

(3) 予算額

	予算額	国庫補助額
令和 8 年度	5,848 千円	—

※補助率:2/3

14 若者自立・就労支援事業(こども若者相談支援センター)

(1) 根拠法令等

仙台市若者自立・就労支援事業実施要綱

(2) 事業の概要

様々な困難により就労等に不安を持つ若者を対象として、相談対応やメンタルヘルスに関するカウンセリング、就労に向けた各種講座の実施等を通じた支援を行うことにより、困難を抱える若者の不安の緩和・解消と社会的自立の促進を図るために、令和 5 年 6 月より事業開始。

若者の悩みや不安に関する相談の受付・対応、若者のリハビリに向けた支援(休憩や学習、交流等の場として利用できるフリースペースの設置を含む)、進路決定、就労に役立つスキル習得のための支援等を実施する。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	18,123 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	18,123 千円	—
令和 6 年度	18,123 千円	—
令和 5 年度	15,172 千円	15,172 千円

※補助率:令和 5 年度のみ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により 10/10

15 困難な問題を抱える女性への支援(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(2) 事業の概要

目 的	「売春防止法」に基づき要保護女子について売春の未然防止と保護更生を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき被害者女性の保護を図ることを目的とする。
概 要	女性相談支援員を各区保健福祉センター家庭健康課に配置し、対象者からの相談、保護更生等に関する業務を行う。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	1,078 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	944 千円	391 千円
令和 6 年度	913 千円	349 千円
令和 5 年度	730 千円	468 千円
令和 4 年度	778 千円	561 千円
令和 3 年度	710 千円	355 千円

※補助率:1/2

(4) 実施状況

・女性相談状況

(単位:件)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人間関係	夫婦間・交際相手の暴力	511	460	405	377	435
	離婚問題	213	228	296	268	239
	その他の夫婦・交際相手の問題	73	63	51	36	82
	こどもの暴力	12	15	19	7	7
	こどもの養育困難等	43	43	29	22	47
	親・親族の暴力	47	58	32	24	20
	その他の親族問題	15	8	18	20	20
	家庭不和	44	50	39	18	8
	ストーカー問題	3	4	2	1	0
	その他の人間関係	23	30	33	29	27
経済問題	住居問題	37	32	28	12	43
	生活困窮	84	88	86	51	62
	その他の経済問題	37	28	33	32	36
医療問題	妊娠・出産	117	76	73	83	23
	精神的問題	58	70	60	46	7
	病気・その他の医療関係	21	17	8	4	82
その他	売春・不純異性交遊・人身取引	7	0	1	0	0
合 計		1,345	1,270	1,213	1,030	1,138

16 身元保証人確保対策事業(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

身元保証人確保対策事業実施要綱、仙台市身元保証人確保対策事業実施要綱

(2) 事業の概要

児童養護施設等に入所中または退所した児童等が、就職や大学等入学、アパート等を賃借する際に必要となる身元保証人の損害保険契約の保険料を負担することにより、身元保証人を確保し、児童等の社会的自立の促進を図る。平成 22 年度事業開始。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	322 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	79 千円	39 千円
令和 6 年度	45 千円	22 千円
令和 5 年度	57 千円	28 千円
令和 4 年度	31 千円	15 千円
令和 3 年度	13 千円	6 千円

※補助率:1/2

(4) 利用者数の推移

	利用者数
令和 7 年度	6 人
令和 6 年度	3 人
令和 5 年度	4 人
令和 4 年度	2 人
令和 3 年度	1 人

17 仙台市子ども・若者支援地域協議会(こども若者相談支援センター)

(1) 根拠法令等

子ども・若者育成支援推進法、仙台市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(2) 事業の概要

子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者支援地域協議会」を令和 5 年 4 月に設置。地域において、困難を抱えるこども・若者への支援を効果的かつ円滑に行うため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の関係機関によるネットワークを形成し、必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行う。

(3) 構成団体

教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用に関係する市の関係部署や国等の関係機関のほか、こども・若者の支援に携わる支援団体を構成団体としている。

(4) 開催実績

令和 5 年度：第 1 回代表者会議(8 月)、第 2 回代表者会議(2 月)

令和 6 年度：第 1 回代表者会議(6 月)、第 1 回実務者会議(1 月)

令和 7 年度：第 1 回代表者会議(6 月)、第 1 回実務者会議(10 月)、第 2 回実務者会議(1 月)

令和 8 年度：第 1 回代表者会議(6 月)

§3 いじめ対策推進

1 いじめ対策の総合的推進(いじめ対策推進課)

(1) 根拠法令等

いじめ防止対策推進法、仙台市いじめの防止等に関する条例、仙台市いじめ防止基本方針、仙台市いじめ防止等対策本部会議設置要綱、いじめ相談の情報連携に関する要綱

(2) 事業の概要

いじめの防止等に関係する機関・団体の連携や全市的ないじめ対策の推進を図るため、「仙台市いじめ問題対策連絡協議会」を開催するとともに、本市施策の効果的な推進に向け、全庁的な認識の共有及び連携を図るため、「仙台市いじめ防止等対策本部会議」を開催する。また、「仙台市いじめの防止等に関する条例」に基づき、「仙台市いじめ防止等対策検証会議」において関連施策の検証及び必要な改善策についての検討を行う。

そのほか、社会全体でこどもたちをいじめから守るという意識の醸成を図るための広報啓発や相談窓口の周知を行う。

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	7,490 千円 (予算額)
令和 7 年度	4,398 千円
令和 6 年度	6,117 千円
令和 5 年度	6,313 千円
令和 4 年度	5,370 千円
令和 3 年度	7,792 千円

(4) 令和7年度会議開催状況

- | | |
|-------------------|--|
| ① 仙台市いじめ問題対策連絡協議会 | 1 回開催(令和 7 年 7 月) |
| ② 仙台市いじめ防止等対策検証会議 | 4 回開催(令和 7 年 8 月、10 月、12 月、令和 8 年 2 月) |
| ③ 仙台市いじめ防止等対策本部会議 | 3 回開催(令和 7 年 4 月、8 月、12 月) |

(5) 令和7年度広報啓発実施状況

- ① いじめ防止等対策ポータルサイト「はじめのいっぽ」の活用

いじめ防止に関する情報発信の強化のため、令和 3 年度末にポータルサイトを開設。様々な相談窓口の情報のほか、いじめ防止等に取り組む職員・団体等へのインタビュー記事を掲載した「はじめのいっぽ通信」や啓発動画・まんがなど、いじめ防止等に関する様々な情報を発信している。令和 7 年度は、著名人によるメッセージ動画の発信を行った。

- ② 広報啓発物の作成・配布

	内容	部数	配布対象
「いじめ等でお悩みの方へ 相談窓口のご案内」	いじめ等に悩む児童生徒や保護者に向けて、いじめに関する相談窓口を周知するチラシ	13,000 部	市立小・中・高等学校の児童生徒と保護者、児童館等の関係機関など
「こどもたちを見守るあなたへ」	いじめの定義や、いじめ防止の取り組みについて周知・啓発するリーフレット	22,000 部	学校教職員、民生委員児童委員、児童館等の関係機関など

- ③ 地下鉄広告の掲出

令和 5 年 11 月より、仙台市地下鉄南北線・東西線に、いじめ防止を啓発する広告を通年で掲出。

- ④ 市民セミナーの実施

「いじめに関する市民セミナー」を開催(令和 7 年 11 月)。参加者 46 名。

- ⑤ イベントへの出展

「仙台市 PTA フェスティバル」(令和7年 11 月開催)にブース出展し、ワークショップや啓発資料の配布により広報啓発を実施。

- ⑥ デジタル広告等の活用

著名人によるメッセージ動画を、WEB 広告やデジタルサイネージ等で発信。

2 いじめ等相談支援(いじめ対策推進課)

(1) 根拠法令等

仙台市いじめ等相談支援室設置要綱

(2) 事業の概要

法律や心理など専門的な知見を有する第三者を中心とした相談窓口において、いじめ等に悩む児童生徒や保護者への相談支援を行う。

第3章 各種施策・事業

I こども・若者の最善の利益の実現

名 称	仙台市いじめ等相談支援室 S-KET(エスケット) ※S-KETは、Sendai-Kizuna Expert Teamの頭文字
開設年月日	令和2年6月1日
所 在 地	仙台市青葉区国分町二丁目14-18 定禅寺パークビル3階
対 象 者	仙台市内に居住する、または仙台市立学校に在籍する児童生徒とその保護者
相談日・時間	月・水・木・土曜日 午前10時～午後5時 火・金曜日 正午～午後7時 (日曜・祝日・年末年始を除く)
相談方法	電話相談、メール相談、面接相談(原則予約制)
相談体制	・常駐する相談員が相談を受け付け、相談内容を専門員に伝え、専門員の指示のもと支援を行う。事案によっては、解決に向けて、学校等との調整を図る。 ・複雑な事案等に関しては対応検討会議を開催し、対応方針を決定する。 <pre> graph TD A["専門員 (弁護士・学識経験者) 相談員【常駐】"] B((対応検討会議)) C["相談者 (児童生徒・保護者)"] C -- 相談 --> A A -- "支援・学校等との調整" --> C </pre>

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	8,233 千円 (予算額)
令和 7 年度	6,918 千円
令和 6 年度	7,328 千円
令和 5 年度	9,469 千円
令和 4 年度	12,687 千円
令和 3 年度	5,632 千円

(4) 主訴別相談状況(延べ件数)

(单位:件)

	条例上禁止されている行為			左記以外								計
	いじめ	体罰・不適切な指導	虐待	不登校	教職員への不満等	心身の悩み	友人付き合い等の悩み	悩み 進路・学習の	家族に関する不満や悩み	子育ての悩み	その他	
令和 7 年度	201	1	0	25	153	13	36	1	3	0	4	437
令和 6 年度	161	0	0	12	101	67	22	1	2	1	14	381
令和 5 年度	202	8	1	10	136	32	23	2	5	2	11	432
令和 4 年度	252	94	0	2	43	17	24	2	18	5	31	488
令和 3 年度	252	27	4	15	42	24	24	0	12	5	44	449

(5) 受付方法別相談状況(延べ件数)

① 電話相談

(単位:件)

	小学生	中学生	高校生	学年不明	保護者	その他	計
令和7年度	4	6	1	0	239	3	253
令和6年度	8	27	2	0	200	4	241
令和5年度	9	12	1	0	230	7	259
令和4年度	6	14	4	0	228	11	263
令和3年度	22	4	7	0	227	22	282

② メール相談

(単位:件)

	小学生	中学生	高校生	学年不明	保護者	その他	計
令和7年度	5	39	3	4	76	0	127
令和6年度	11	36	2	10	46	1	106
令和5年度	3	22	0	11	81	2	119
令和4年度	35	10	8	8	92	9	162
令和3年度	19	14	14	12	23	14	96

③ 面接相談

(単位:件)

	児童生徒と保護者	保護者のみ	計
令和7年度	23	34	57
令和6年度	17	17	34
令和5年度	35	19	54
令和4年度	27	36	63
令和3年度	26	45	71

(6) 調整活動(延べ件数)

① 電話等

(単位:件)

	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	関係機関等	計
令和7年度	88	31	0	32	0	151
令和6年度	69	16	16	16	0	117
令和5年度	93	33	0	19	0	145
令和4年度	131	30	0	95	11	267
令和3年度	97	67	1	44	17	226

② 訪問

(単位:件)

	小学校	中学校	高等学校	その他	計
令和7年度	17	5	0	0	22
令和6年度	6	2	2	0	10
令和5年度	10	2	0	0	12
令和4年度	18	3	0	0	21
令和3年度	10	6	0	0	16

§ 4 こども・若者の意見尊重と主体的な社会参画に向けた取り組み

1 仙台若者会議「せんだいユースカウンスル」(こども若者政策課)【令和8年度新規】

- (1) 根拠法令等
- こども基本法、こども大綱、仙台若者会議「せんだいユースカウンスル」設置要綱

(2) 事業の概要

事業目的	柔軟な発想力や多様な価値観を持つ若者が、市の施策について意見を表明できる機会を確保し、その意見をまちづくりに生かすとともに、次世代を担う人材の育成を図る。
事業内容	・委員は、委嘱年度(基準日:4月1日)において、18歳から39歳までの者であって、仙台市に在住、在学又は在勤する者12名程度で構成し、任期を2年以内とする。 ・会議では、特定の施策をテーマとして設定し、当該テーマについて評価・意見をまとめ、取りまとめた結果を市へ報告する。 ・報告を受けて、当該テーマを所管する部署(担当課)において、次年度の施策や予算への反映について検討を行う。 ・担当課での検討結果について、会議へフィードバックを行う。

(3) 事業費

	予算額
令和8年度	948千円

Ⅱ こども・若者の成長を支える取り組みと安全・安心な環境の確保

§1 可能性を広げる教育と体験の場・遊びの環境の充実

1 こどもの遊びの環境の充実(子育て応援都市推進課)

(1) 事業の概要

自然と都市機能が調和する本市の都市個性を最大限に活かしながら、「遊びの環境の充実」として、こどもが様々な遊びに触れることができる環境づくりを進める。また、西公園南側区域を計画地とした屋内遊び場の整備に向けて、令和8年度は、設計及び管理運営計画の策定等を行う。

(2) 事業費及び実績

	決算額	主な取組内容
令和8年度	399,689千円 (予算額)	・(仮称)西公園屋内遊び場設計、管理運営計画策定 ・整備計画地の埋蔵文化財発掘調査
令和7年度	39,539千円	・西公園への屋内遊び場の整備に向けた基本計画策定支援業務委託
令和6年度	14,481千円	・既存資源を活用した遊び場の提供 ・プレーパークの普及に向けた支援・担い手育成 ・都心部の賑わい創出に資する遊び場の検討
令和5年度	4,901千円	・プレーパーク活動等の普及に向けた啓発や支援
令和4年度	12,779千円	・遊びの実証実験
令和3年度	0千円	・遊びの実証実験の検討(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
令和2年度	4,685千円	・本市や他都市の遊びの環境の現状等に関する調査・研究

※令和7年度までの決算額は、「Ⅱ・§1.2 プレーパーク等推進」分を含む

2 プレーパーク等推進(こども若者政策課)

(1) 根拠法令等

こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針、仙台市プレーパーク等運営補助金交付要綱

(2) 事業の概要

目 的	プレーパークの普及啓発に向けて、プレーパーク運営を対象とした補助事業やプレーパークの立ち上げ・運営に関する研修等を実施する等遊びの環境の充実を図る。
事 業 内 容	・仙台市プレーパーク等運営補助金交付要綱に規定する補助要件を満たす団体への補助を行う(令和5年度事業開始)。 スタートアップ支援 上限額 200,000円 ステップアップ支援 上限額 100,000円 ・プレーパーク等コーディネーターを配置し、プレーパークの新規立ち上げや継続的な開催に取り組む団体に対する支援を行う。

(3) 事業費

	予算額
令和8年度	5,144千円

※令和7年度までの決算額は、「Ⅱ・§1.1 こどもの遊びの環境の充実」に含まれる

(4) プレーパーク等運営補助の実施状況

	交付団体数	
	スタートアップ支援	ステップアップ支援
令和7年度	2団体	6団体
令和6年度	2団体	7団体
令和5年度	4団体	2団体

§2 教育・保育基盤の整備

1 子ども・子育て支援新制度(認定給付課等)

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(2) 制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援関連3法」に基づく制度であり、平成27年4月より本格的に開始した。

子ども・子育て支援新制度では、住民に最も近い市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、保育所などの整備を計画的に進めることとされている。主な取組内容は、以下の3点である。

① 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進める。

② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

待機児童解消のため、認定こども園、保育所等を計画的に整備するとともに、少人数のこどもを預かる家庭的保育や小規模保育等に対する新たな財政支援を行い、保育の受け入れ人数を増やす。

③ 地域のこども・子育て支援の充実

子育ての相談や親子が交流できる場、一時預かりの場を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる。

(3) 教育・保育給付を受けるための認定

教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要。

認定区分	3歳以上	保育を必要とする
1号	○	×
2号	○	○
3号	×	○

2、3号(=保育を必要とする)の事由は、保護者の就労や疾病等、別途内閣府令で定められており、認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なる(次頁表参照)。

また、2、3号認定についてはさらに、「保育必要量」として「保育標準時間(利用)」と「保育短時間(利用)」の2区分が設けられる。

(4) 利用手続き等

子ども・子育て新制度では、利用者が施設と利用契約を行うことが基本となり、施設側は、「正当な理由」(入園希望者が定員を上回るなど)がある場合を除き応諾義務を負う。1号認定のこどもについては、施設の設置者が、自身が定める選考基準(方法)に基づき選考を行うことが基本となる。

利用者は、利用調整(1号認定のこどもは除く)など市町村の関与のもと、多様なサービスからニーズに合ったものを選択することができる。

(5) 教育・保育施設等について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、以下の施設等が新制度の対象施設・事業となった。

① 認定こども園

・対象年齢:施設ごとに異なる。

・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設であり、3歳未満児へは保育を、3歳以上児については教育・保育を提供する。

② 保育所

- ・対象年齢：おおむね生後 4 か月から（施設により多少異なる）。
- ・保護者の就労等で保育が必要な児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供する。

③ 幼稚園

- ・対象年齢：3 歳児以上（一部の園は満 3 歳から）。
- ・様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の生活や学習の基盤を培うことができる学校である。子ども・子育て支援新制度へ移行し施設型給付を受ける園と、従来制度のまま私学助成の対象施設となる施設型給付を受けない園がある。

④ 家庭的保育事業・小規模保育事業C型

- ・対象年齢：生後 8 週間から 2 歳児まで。
- ・本市が認定した「家庭的保育者」が、自宅等の家庭的な雰囲気のもとで、少人数でゆったりと、一人ひとりの生活リズムや発達過程、心身の状態に応じたきめ細かな保育を行っている。家庭的保育者 1 人が最大 5 人まで保育を行う家庭的保育事業と、家庭的保育者 2 人が最大 10 人まで保育を行う小規模保育事業C型がある。

⑤ 小規模保育事業A型・B型

- ・対象年齢：施設ごとに異なるが原則として 2 歳児まで。
- ・比較的小規模な環境（定員 6～19 人）で、きめ細かな保育を行う事業である。保育従事者の全員が有資格者のA型と、2/3 以上が有資格者のB型がある。

⑥ 事業所内保育事業

- ・対象年齢：施設ごとに異なる（地域枠を利用する児童は 2 歳児まで）。
- ・事業所が設けている従業員のこどものための保育施設において、従業員のこどもの他に地域の児童も受け入れ、一緒に保育を行う施設である。

⑦ 居宅訪問型保育事業

- ・対象年齢：原則として 2 歳児までだが、利用者の状況を勘案し、3 歳以上の利用も可能。
- ・障害や疾病の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる児童を、その居宅において 1 対 1 で保育する事業である。

・認定区分と利用可能な保育施設等

保育施設等名	1 号	2 号	3 号
①認定こども園	○	○	○
②保育所	×	○	○
③-1 施設型給付を受ける幼稚園	○	×	×
③-2 施設型給付を受けない幼稚園 ※	×	×	×
④家庭的保育事業・小規模保育事業C型	×	○	○
⑤小規模保育事業A型・B型	×	○	○
⑥事業所内保育事業（地域枠）	×	○	○
⑦居宅訪問型保育事業	×	○	○

※2(3)子育てのための施設等利用給付認定が対象

(6) 利用者負担額(保育料)について

令和 8 年度の利用者負担額は、児童の父母及び同居の祖父母等（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税額（※令和 8 年 4 月～8 月は令和 7 年度の市町村民税額、令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月は令和 8 年度の市町村民税額）の合計により決定する。子育て家庭の経済的負担に配慮する観点から、国基準における 8 区分の所得階層を 18 区分に細分化し、きめ細かく世帯の所得状況に対応しているほか、市町村民税非課税世帯の負担をゼロとするなどの措置を講じ、国が定めた基準よりも減額した保育料を設定しており、その減額は本市が負担している。

(7) 令和8年度利用者負担額(月額) (令和8年4月1日現在)

階層 区分	保育利用(2・3号認定) 3歳未満児					教育利用(1号認定) 満3歳以上児 保育利用(2号認定) 3歳以上児								
	階層認定の基準	利用者負担額<保育料> (主食費・副食費含む)				副食費徴収免除 判定の基準	副食費		主食費 第1子 第2子 第3子以降	利用者負担額 <保育料>				
		保育標準時間		保育短時間			1号認定 第1子 第2子	2号認定 第1子 第2子						
		第1子	第2子	第1子	第2子									
A	生活保護世帯、里親世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	生活保護世帯、里親世帯	免除	免除						
B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	市町村民税 非課税世帯								
C1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	市町村民税 均等割のみ課税世帯								
C2	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650	市町村民税 所得割額 57,700円未満								
C3	54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970	77,101円未満	施設で 定める額	施設で 定める額	施設で 定める額	無償				
C4	57,700円未満 69,000円未満	15,300	5,810	15,300	5,810									
C5	77,101円未満 83,000円未満	20,700	8,690	20,400	8,600	77,101円以上								
C6	97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400									
C7	114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500									
C8	134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200									
C9	169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900									
C10	221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550									
C11	301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250									
C12	397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100									
C13	457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700									
C14	519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050									
C15	611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250									
C16	611,000円以上	70,000	35,000	68,900	34,450									
	市町村民税の未申告 または確認のできない世帯				市町村民税の未申告 または確認のできない世帯									

※年齢については、令和8年3月31日現在の満年齢により決定する

※第3子以降の児童の利用者負担額は無料

(8) 制度の変遷

・多子世帯軽減の年齢制限撤廃(平成28年度～)

一定の市町村民税所得割額以下の世帯については、多子世帯軽減における年齢制限が撤廃され、保護者と生計が同一の子等であれば年齢に関わらず上から順に第1子、第2子として数え、第3子以降の児童の利用者負担額は無料、ひとり親世帯及び障害者世帯については第2子以降の利用者負担額を無料としている。

令和8年9月からは、本市独自に軽減対象を拡大し、年齢と所得の制限を撤廃したうえ、第2子以降の児童の利用者負担額を無料とする。

・教育利用(1号認定)世帯の軽減拡充(平成29年度～)

平成29年度からは、教育利用(1号認定)で市町村民税所得割額77,101円未満の世帯について、利用者負担額の軽減を拡大している。また、ひとり親・障害者世帯の特例が拡充し、市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯・障害者世帯について第1子利用者負担額をさらに軽減している。

平成30年度からは、教育利用(1号認定)で市町村民税所得割額77,101円未満の世帯(市町村民税均等割課税世帯を除く)について、平成29年度に引き続き、利用者負担額の軽減をさらに拡大している。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、教育認定(1号認定)の利用者負担額は全世帯無償となった。

・小規模保育事業利用における多子世帯軽減(令和4年度～)

本市独自に多子世帯の利用者負担額軽減対象を拡大し、小規模保育事業に入所している児童の兄姉が同一施設の一時預かり事業(継続的利用保育)を利用している場合、一時預かり利用児童を特定教育・保育施設等の利用児童とし、入所児童の利用者負担額を軽減する(申請に基づく利用者負担額減免事業)。

なお、令和8年9月からの第2子以降の利用者負担額無償化に伴い、本制度は廃止となる。

2 幼児教育・保育の無償化(認定給付課等)

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、仙台市多子世帯の認可外保育施設等利用料助成事業実施要綱

(2) 経過

幼児教育・保育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、これまで段階的に推進してきた取り組みを一気に加速するものとして、消費税率の引き上げによる財源を活用し、令和元年10月より実施されることとなった。「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係閣僚合意)により方針が定められ、令和元年5月10日に関連法案が成立し、実施が決定した。

(3) 子育てのための施設等利用給付認定

施設型給付を受けない幼稚園や、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等の利用者が無償化の対象となるためには、居住する市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がある。

この認定は幼児教育・保育の無償化に伴い新たに法制化されたものであり、認可保育施設等を利用する際に必要となる「教育・保育給付認定」とは別の認定である。(以下、「子育てのための施設等利用給付認定」を「新1号～新3号」と表記する。)

認定区分	要件	保育の必要性	利用できる施設等
新1号	満3歳以上の小学校就学前のこども (新2号・新3号認定こどもを除く)	なし	・施設型給付を受けない幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部
新2号	満3歳になった後の最初の4月以降の小学校就学前のこども	あり	・認定こども園(幼稚園部分)、幼稚園、特別支援学校(満3歳児は新3号、3歳児から新2号) ・認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、仙台すくすくサポート事業(ファミリー・サポート・センター事業)(2歳児まで新3号、3歳児から新2号)
新3号	0歳～2歳及び満3歳に到達した年の年度末までの間のこどもで、市町村民税非課税世帯等に属するこども	あり	

(4) 無償化の対象となる施設・事業及び利用者負担額

① 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用者負担額)、障害児通園施設等

・3～5歳児クラス:全てのこどもの利用者負担額が無償化

※幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)については、満3歳から対象

※子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園(施設型給付を受けない幼稚園)の利用料については、月額25,700円(令和8年10月以降は28,000円)(国立大学附属幼稚園は月額8,700円)まで無償

※実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費等)は、無償化の対象外

・0～2歳児クラス:市町村民税非課税世帯等を対象として利用料が無償化

② 幼稚園の預かり保育

- ・3～5 歳児クラス：施設等利用給付認定(新 2 号)を受けたこどもの利用料は、利用日数に応じて日額 450 円(令和 8 年 10 月以降は 490 円)まで無償化
- ・満 3 歳児：施設等利用給付認定(新 3 号)を受けた市町村民税非課税世帯等のこどもの利用料は、利用日数に応じて日額 450 円(令和 8 年 10 月以降は 490 円)まで無償化
- ※3～5 歳児クラスは月額 11,300 円(令和 8 年 10 月以降は 12,300 円)まで(満 3 歳児は月額 16,300 円(令和 8 年 10 月以降は 17,700 円)まで)

③ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、仙台すくすくサポート事業

- ・3～5 歳児：施設等利用給付認定(新 2 号)を受けたこどもの利用料は、月額 37,000 円(令和 8 年 10 月以降は 40,300 円)まで無償化
- ・0～2 歳児：施設等利用給付認定(新 3 号)を受けた市町村民税非課税世帯等のこどもの利用料は、月額 42,000 円(令和 8 年 10 月以降は 45,700 円)まで無償化

※複数サービスの併用も可能

※預かり保育の実施時間等が少ない幼稚園の場合は、幼稚園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用分も無償化の対象となる

※認可外保育施設については、仙台市等に届出がされ、国が定める指導監督基準を満たすもののうち、本市が確認を行った施設が対象。ただし、令和 11 年度末まで都道府県知事が個別に指定した施設に限り、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする経過措置が設けられている

(5) 3歳以上児の食材料費の取り扱いの変更

3 歳～5 歳児までの食材料費については、無償化の対象外とされ、保護者負担となった。

保育所及び認定こども園(保育所部分)においては、従来、利用者負担額に副食費分が含まれ、無償化の対象となっていたが、令和元年 10 月以降は、各施設において副食費を保護者から直接徴収する形となった。

なお、0 歳から 2 歳児の副食費については、従来同様、利用者負担額に含まれる。また、幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)については、従来副食費が利用者負担額に含まれておらず、保護者からの実費徴収となっているため、取り扱いに変更はなかった。

食材料費の取り扱いの変更に伴い、低所得者世帯においては副食費の額が従来の利用者負担額よりも負担増となる可能性があるため、保育所・認定こども園・幼稚園においては、年収 360 万円未満相当世帯及び第 3 子以降のこどもの副食費について、徴収が免除される。

(6) 無償化の実施に要する財源負担

- ・施設等利用給付費については、国 1/2・県 1/4・市町村 1/4(国公立施設は国市町村等 10/10)
- ・無償化の実施に当たり、初年度(令和元年度)に要する経費は全額国費による負担となった。
- ・無償化の導入時に必要となる事務費について、令和元年度及び令和 2 年度は全額国費による負担として措置された。さらに、認可外保育施設等の無償化に係る事務費において、経過措置に係る費用相当額も全額国費による負担として令和 6 年度まで措置された。
- ・無償化に必要なシステム改修経費については、平成 30 年度及び令和元年度は国により補助された(令和 2 年度のシステム改修費は、上記の事務費に含まれる)。
- ・令和 3 年度以降の事務費(認可外保育施設等を除く)については、地方交付税措置が講じられている。

(7) 施設等利用給付認定の状況

認定区分	新 1 号	新 2 号	新 3 号
認定児童数	1,425 人	3,135 人 (うち みなし認定 10 人)	12 人 (うち みなし認定 8 人)

(8) 事業費

・施設等利用給付費(施設型給付を受けない幼稚園の保育料分)

	決算額	国庫負担額	県費負担額
令和 8 年度	793,427 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	1,133,510 千円	570,936 千円	281,286 千円
令和 6 年度	1,500,012 千円	754,254 千円	372,879 千円
令和 5 年度	2,112,408 千円	1,061,500 千円	525,454 千円
令和 4 年度	2,559,631 千円	1,285,493 千円	637,069 千円
令和 3 年度	3,001,170 千円	1,506,436 千円	747,367 千円

※負担率:①国立 国 10/10、②国立以外 国 1/2、県 1/4

・施設等利用給付費(預かり保育・認可外保育施設・一時預かり・病児保育事業・仙台すくすくサポート事業分)

	決算額	国庫負担額	県費負担額
令和 8 年度	256,584 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	270,348 千円	135,173 千円	67,586 千円
令和 6 年度	274,876 千円	137,438 千円	68,719 千円
令和 5 年度	275,450 千円	137,725 千円	68,862 千円
令和 4 年度	281,634 千円	140,817 千円	70,408 千円
令和 3 年度	299,914 千円	149,957 千円	74,978 千円

※負担率:国 1/2、県 1/4

(9) 第2子以降の利用者負担額等無償化

本市独自の施策として、令和 8 年 9 月から、認可保育施設等の利用者負担額等算定における世帯のこどもの数の数え方を、年齢や保育施設等の利用の有無にかかわらず、同一生計の世帯のこどもの数を上から数える方法に見直したうえで、第 2 子以降の利用者負担額等は無償化する。また、数え方の見直しの結果、新たに第3子以降に該当するこどもの副食費を免除・補助する。

・対象施設

- ① 認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)
- ② 企業主導型保育事業、認可外保育施設、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、仙台すくすくサポート事業

※企業主導型保育事業は通常保育が対象。また、企業主導型保育事業実施施設で行われる一時預かり事業及び病児保育事業は、幼児教育・保育の無償化の対象事業を対象とする

※認可外保育施設、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育事業(満 3 歳児クラス)、一時預かり事業、病児保育事業、仙台すくすくサポート事業は、幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業を対象とする

・制度の内容

	従前(国制度)	令和 8 年 9 月以降(本市独自)
こどもの数え方	保育施設等を利用する 0～6 歳(幼稚園は 3 歳～小学 3 年生)のこどもの数を上から数える	<u>年齢や保育施設等の利用の有無にかかわらず、同一生計の世帯のこどもの数を上から数える</u>
保育料 (0～2 歳児) ※3 歳以上児は国の無償化対象	【認可施設】第 2 子:半額負担 第 3 子以降:無償 【認可外保育施設等】全額負担 ※保育の必要性がある児童が対象 ※一部施設は上限額あり	【認可施設・認可外保育施設等】 第 2 子以降:無償 ※保育の必要性がある児童が対象 ※一部施設は上限額あり

	従前(国制度)	令和 8 年 9 月以降(本市独自)
副食費	【認可施設及び幼稚園のみ】 第 3 子以降:免除・補助	【認可施設及び幼稚園のみ】 同左(数え方の見直しの結果、新たに第 3 子以降に該当するこどもの副食費を 免除・補助)

・無償化の実施方法

認可施設:市が定める保育料を 0 円とし、徴収しない

認可外保育施設等:施設に支払った保育料のうち無償化分を申請に基づき支給(償還払い)

3 保育施設等の入所状況(幼保企画課、認定給付課)

(1) 概要

保護者が就労している、疾病にかかっているなどの理由により保育を必要とする児童については、認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業において、保護者に代わって保育を行っている。

平成 26 年度までは、保育所の利用の場合のみ、保護者が本市に利用申込を行うこととなっていたが、平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が本格的に実施を開始したことに伴い、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用についても本市に利用申込を行うこととなった。

(2) 待機児童等の状況

区 分	保育施設等数	定員	就学前児童数	入所児童数	待機児童数	欠員数
令和 8 年 4 月 1 日現在	439 か所	22,948 人	39,897 人	21,746 人	0 人	2,055 人
令和 7 年 4 月 1 日現在	430 か所	22,763 人	41,580 人	21,919 人	0 人	1,785 人
令和 6 年 4 月 1 日現在	428 か所	22,713 人	43,708 人	22,032 人	0 人	1,661 人
令和 5 年 4 月 1 日現在	421 か所	22,447 人	45,744 人	21,926 人	0 人	1,475 人
令和 4 年 4 月 1 日現在	421 か所	22,244 人	47,472 人	21,684 人	0 人	1,532 人

※対象となる施設は保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

※欠員数:入所児童が定員に満たない保育施設等における、定員と入所児童数の差の合計数

※待機児童数の定義

保育の必要性が認定され、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業(保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)の利用の申込みがされているが利用していない児童のうち、以下の児童を除いた人数。

- ・保護者が求職活動を休止している場合
- ・預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している場合
- ・地方公共団体が一定の施設基準等に基づき運営費支援等を行っている地方単独保育施策で保育されている場合
- ・企業主導型保育事業を利用している場合
- ・他に入所可能な保育施設等の情報提供を行ったにも関わらず、特定の保育施設を希望している場合
- ・保護者が育児休業中で、保育施設等への入所後に復職することが確認できない場合

(3) 保育施設等利用児童数

(単位:人)

保育施設等	利 用 児 童 数						
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
私立保育所	510	1,089	1,212	1,361	1,391	1,393	6,956
公立保育所	147	373	447	462	522	529	2,480
認定こども園	666	1,585	1,701	2,094	2,276	2,330	10,652
家庭的保育事業	21	71	81	0	0	0	173
小規模保育事業	181	574	605	4	0	0	1,364

保育施設等	利 用 児 童 数						合計
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
事業所内保育事業	15	50	55	0	0	0	120
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	1	0	1
計	1,540	3,742	4,101	3,921	4,190	4,252	21,746

(4) 就学前児童数の推移

(単位:人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0 歳児	7,459	7,184	6,733	6,401	5,970	6,032
1 歳児	7,844	7,577	7,330	6,843	6,484	6,024
2 歳児	8,064	7,765	7,542	7,301	6,788	6,446
3 歳児	8,369	8,011	7,750	7,459	7,247	6,788
4 歳児	8,619	8,390	7,999	7,698	7,403	7,247
5 歳児	9,014	8,545	8,390	8,006	7,688	7,360
合 計	49,369	47,472	45,744	43,708	41,580	39,897
前年度差	▲1,277	▲1,897	▲1,728	▲2,036	▲2,128	▲1,683

※外国人含む

4 認定こども園(幼保企画課、認定給付課)

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、子どものための教育・保育給付費国庫・県負担金交付要綱、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、宮城県施設型給付費等補助金交付要綱、仙台市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例、仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例、仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の施行に関する規則、仙台市幼保連携型認定こども園設置認可要綱、仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園認定要件要綱

(2) 概要

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、3歳未満児へは保育を、3歳以上児へは教育・保育を提供する施設である。

認定こども園には、表のとおり4つの類型がある。このうち幼保連携型認定こども園については、従来、学校教育法に基づく幼稚園の認可及び児童福祉法に基づく保育所の認可が必要であったが、子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴う認定こども園法の改正によって、認定こども園として単一の認可施設となった。

類型	概要
幼 保 連 携 型	学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設
幼 稚 園 型	学校教育法に基づく認可を受けた幼稚園に保育所的な機能を備えた施設
保 育 所 型	児童福祉法に基づく認可を受けた保育所に幼稚園的な機能を備えた施設
地 方 裁 量 型	幼稚園、保育所のいずれの認可も有さず、幼稚園的な機能と保育所的な機能を備えた施設

(3) 認定こども園の状況

(単位:か所)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
幼保連携型	38	50	56	54	57	59
幼稚園型	9	13	14	18	21	21
保育所型	5	20	35	48	56	70
合 計	52	83	105	120	134	150

※令和 3 年度は、休止中の幼稚園型認定こども園 1 か所を含む

(4) 事業費

・給付費

	決算額	国庫負担額	県費負担額 (全国統一費用部分及び 地方単独費用部分を含む)
令和 8 年度	21, 950,209 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	18,416,678 千円	8,919,022 千円	4,354,610 千円
令和 6 年度	15,385,116 千円	7,624,870 千円	3,865,589 千円
令和 5 年度	12,478,294 千円	6,677,764 千円	3,423,284 千円
令和 4 年度	9,363,732 千円	4,601,005 千円	2,328,998 千円
令和 3 年度	6,003,022 千円	2,877,559 千円	1,534,356 千円

※令和 7 年度負担率

・保育利用認定こども

満 3 歳以上児 国 1/2、県 1/4

満 3 歳未満児 国 60.43/100、県 19.785/100

令和 6 年度:国 60/100、県 20/100

令和 5 年度:国 58.23/100、県 20.885/100

令和 4 年度:国 58.16/100、県 20.92/100

令和 3 年度:国 57.72/100、県 21.14/100

・教育利用認定こども

全国統一費用部分(740/1000) 国 1/2、県 1/4

地方単独費用部分(公定価格－全国統一費用部分) 県 1/2

令和 6 年度:全国統一費用部分 749/1000

令和 5 年度:全国統一費用部分 744/1000

令和 2 年度から令和 4 年度:全国統一費用部分 738/1000

5 認定こども園運営費補助金(幼保企画課、認定給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市認定こども園運営費補助金交付要綱

(2) 事業の概要

認定こども園(満 3 歳未満のこどもを受け入れるための定員設定をしている施設もしくは地域型保育事業(3 歳未満児保育施設)の連携施設として卒園後の受け皿となっている施設、またはその両方を満たす施設に限る)の設置者に対し、運営費の一部を補助することにより、幼児教育・保育の充実及び保護者負担の軽減を図る。子ども・子育て支援新制度の開始にあわせて創設。

(3) 補助金額

利用定員(人)	補助額(年額)		利用定員(人)	補助額(年額)	
	3 歳未満児受入	卒園後の受け皿		3 歳未満児受入	卒園後の受け皿
20 ～ 40	150 千円	150 千円	181 ～ 200	1,150 千円	1,150 千円
41 ～ 60	275 千円	275 千円	201 ～ 220	1,275 千円	1,275 千円
61 ～ 80	400 千円	400 千円	221 ～ 240	1,400 千円	1,400 千円
81 ～ 100	525 千円	525 千円	241 ～ 260	1,525 千円	1,525 千円
101 ～ 120	650 千円	650 千円	261 ～ 280	1,650 千円	1,650 千円
121 ～ 140	775 千円	775 千円	281 ～ 300	1,775 千円	1,775 千円
141 ～ 160	900 千円	900 千円	301 ～	1,900 千円	1,900 千円
161 ～ 180	1,025 千円	1,025 千円			

(4) 事業費

	決算額
令和 8 年度	158,000 千円 (予算額)
令和 7 年度	133,250 千円
令和 6 年度	124,761 千円
令和 5 年度	108,590 千円
令和 4 年度	91,449 千円
令和 3 年度	66,414 千円

6 認定こども園特別支援教育・保育経費補助金(認定給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市認定こども園特別支援教育・保育経費補助金交付要綱

(2) 事業の概要

学校法人立以外の幼保連携型・保育所型及び地方裁量型の認定こども園において、健康面、発達面において特別な支援が必要なこどもが 2 人以上在籍している場合に、必要な経費について補助金を交付し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るもの。

(3) 補助額

対象児童 1 人あたり 月額 65,300 円

(4) 事業費

	決算額	国庫補助額	県費補助額
令和 8 年度	69,324 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	51,457 千円	13,038 千円	13,038 千円
令和 6 年度	45,775 千円	10,686 千円	10,686 千円
令和 5 年度	32,062 千円	8,053 千円	8,053 千円
令和 4 年度	24,161 千円	3,330 千円	3,330 千円
令和 3 年度	13,125 千円	2,699 千円	2,699 千円

※補助率：国 1/3、県 1/3

7 保育所整備事業(幼保企画課)

(1) 根拠法令等

仙台市児童福祉法の施行に関する条例、仙台市私立保育所設置認可要綱、仙台市私立保育所施設整備助成要綱、賃貸物件による仙台市私立保育所施設整備助成要綱

(2) 事業の概要

子育て世帯が増加し、保育需要の増加が見込まれる地区を中心に保育所の創設整備を計画的に進めるとともに、保育需要を勘案しながら、必要な定員数の確保を図る。

(3) 保育所入所児童数等の推移

① 保育所入所児童数の推移

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0 歳児	1,227	1,053	891	781	649	657
1 歳児	2,401	2,225	2,021	1,826	1,608	1,462
2 歳児	2,723	2,426	2,241	2,077	1,818	1,659
3 歳児	3,040	2,690	2,414	2,283	2,058	1,823

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4 歳児	3,035	2,725	2,430	2,245	2,075	1,913
5 歳児	3,020	2,639	2,449	2,259	2,036	1,922
合 計	15,446	13,758	12,446	11,471	10,244	9,436
前年度差	▲673	▲1,688	▲1,312	▲975	▲1,227	▲808

※外国人含む

② 保育所数等の推移

(単位:か所、人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
公立保育所数	33	33	32	32	31	31
公立保育所定員	3,199	3,199	3,099	3,099	3,009	3,029
私立保育所数	147	131	118	110	100	91
私立保育所定員	12,103	10,743	9,544	8,744	7,663	6,982
合計保育所数	180	164	150	142	131	122
保育所定員合計	15,302	13,942	12,643	11,843	10,672	10,011

(4) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度 (予算額)	0千円	—
令和 7 年度	0千円	—
令和 6 年度	0千円	—
令和 5 年度	0千円	—
令和 4 年度	193,300 千円	104,841 千円
令和 3 年度	470,715 千円	410,672 千円

※補助率:国 2/3

8 私立保育所等老朽化施設対策整備補助(幼保企画課)

(1) 根拠法令等

仙台市私立保育所等施設整備助成要綱

(2) 事業の概要

老朽化した保育所及び認定こども園の入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図るとともに、「せんだいこども若者プラン 2025」に定める保育提供量の維持を図るため、令和 4 年度より、施設の大規模修繕及び改築整備費用に対する補助を実施している。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度 (予算額)	365,610 千円	—
令和 7 年度	22,387 千円	15,988 千円
令和 6 年度	278,964 千円	185,976 千円
令和 5 年度	274,829 千円	183,220 千円
令和 4 年度	0 千円	0 千円

※補助率:国 1/2

9 公立保育所の建替え・民営化(幼保企画課)

(1) 事業の概要

「公立保育所の建替え等に関するガイドライン」に基づき、入所児童の安全・安心及びより良い保育環境を確保していくため、公立保育所の建替え等を実施する。建替えの際には、地域の拠点と位置づけた保育所を除き、民間の力を活用して保育所を新設する「民設民営方式」を基本とし、計画的に進めている。

民設民営方式により整備を進める場合、本市が責任をもって児童の処遇に関わる保育の質を維持・向上していくことが必要であり、これまでの公立保育所での保育サービスの継承に加え、これまで以上の保育サービスが提供できるノウハウと実績を有している運営主体が求められていることから、運営主体は、原則として、保育所等の児童福祉施設の運営実績があり、かつ、保育の質の維持・向上が確保できる社会福祉法人または学校法人としている。

(2) 実績

建替え前の公立保育所		民営化 時期	建替え後の保育所		
保育所名	定員		保育所名	定員	運営法人
原町保育所	90	H21.10	原町すいせん保育所	120	(社福)幸生会
大野田保育所	100	H21.10	大野田すぎのこ保育園	120	(社福)柏松会
中山保育所	70	H25.4	中山保育所(※)	70	(社福)仙台市社会事業協会
南光台北保育所	90	H25.4	南光台北保育所(※)	90	(社福)幸生会
ㄨ木保育所	100	H26.4	コスモスㄨ木保育園	110	(社福)勇樹会
堤保育所	130	H27.4	堤町あしぐろ保育所	135	(社福)円周福祉会
愛子保育所	63	H27.4	愛子すぎのこ保育園	130	(社福)柏松会
八木山保育所	90	H28.4	八木山あおば保育園	90	(社福)青葉福祉会
将監保育所	120	H28.4	コスモス将監保育園	130	(社福)勇樹会
岩切保育所	90	H29.4	岩切たんぼぼ保育園	90	(社福)宮城厚生福祉会
若林保育所	90	H29.4	若林どろんこ保育園	105	(社福)どろんこ会
八乙女保育所	90	H30.4	泉すぎのこ保育園	90	(社福)柏松会
将監西保育所	90	H30.4	パリス将監西保育園	90	(社福)みらい
根岸保育所長町分園	29	R2.4	YMCA長町保育園	90	(社福)仙台YMCA福祉会
向陽台保育所	80	R2.4	向陽台はるかぜ保育園	80	(社福)はるかぜ福祉会
吉成保育所	70	R3.4	南吉成すぎのこ保育園	90	(社福)柏松会
鶴ヶ谷保育所	120	R3.4	鶴ヶ谷はぐくみ保育園	120	(社福)恵萩会
中田保育所	100	R5.4	中田なないろ保育園	100	(社福)あおば厚生福祉会

※中山保育所及び南光台北保育所は平成 25 年度に公設民営方式を採用し、平成 30 年度より民設民営方式に変更

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	0 千円 (予算額)
令和 7 年度	0 千円
令和 6 年度	0 千円
令和 5 年度	23,306 千円
令和 4 年度	10,205 千円
令和 3 年度	11,469 千円

10 私立保育所委託費・助成(認定給付課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、子どものための教育・保育給付交付金交付要綱、子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱、仙台市私立保育所等助成要領、実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱、仙台市保育施設等産休等代替職員制度実施要綱、仙台市私立保育所フッ化物洗口事業継続実施補助金交付要綱、仙台市私立保育所特別支援保育円滑化事業費補助金要綱

(2) 事業の概要

保育所に対し、こどもが利用する保育に係る委託費を支給する。
また、保育所及び認定こども園に対し、職員の配置及び施設の運営等に係る助成金を交付し、保育内容の向上を図り、保育を必要とする児童の福祉を増進する。

※(3)⑫及び⑬は私立保育所のみ対象

(3) 助成金等の種類及び金額

・委託費

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(内閣府告示第 29 号)に基づき公定価格を算出し、委託費として保育所に支払う。

・助成金

① 増員保育士等助成

ア 必要とされる保育士等数を超えて保育士等が 1 名以上配置されている場合に要する経費に対して行う。

・助成単価

定 員	月 額
45 人まで	265,000 円
46 人から 60 人まで	280,000 円
61 人から 90 人まで	297,000 円
91 人から 120 人まで	334,000 円
121 人から 150 人まで	371,000 円
151 人から 180 人まで	445,000 円
181 人から	519,000 円

イ 必要とされる保育士等数を超えて保育士等が 2 名以上配置されたうえで、小規模保育事業等の連携施設となり協定書を締結している場合に要する経費に対して行う。

・助成単価

連携の内容		月額
ア) 保育内容の支援		16,000 円
イ) 代替保育の提供		32,000 円
ウ) 卒園後の受け皿について規定した連携協定を初めて締結した日(連携協定の更新または内容の変更を行った場合や複数の 3 歳未満児保育施設と連携協定を締結している場合は最も古い連携協定を締結した日)が属する年度(ただし、平成 29 年 3 月 31 日までに締結した場合は平成 29 年度)の場合	連携協定に規定する児童の数(※)が 1～2 人	64,000 円
	連携協定に規定する児童の数が 3 人以上	112,000 円
エ) ウ)の年度の翌年度(ただし、平成 29 年 3 月 31 日までに締結した場合は平成 30 年度)以降の場合 ① 連携協定に基づく受け入れ児童が 4 月 1 日現在において 1 人以上いる場合 ② 連携協定に基づく受け入れ児童が 4 月 1 日現在においていない場合	連携協定に規定する児童の数が 1～2 人	① 64,000 円 ② 51,200 円
	連携協定に規定する児童の数が 3 人以上	① 112,000 円 ② 100,800 円

※複数の 3 歳未満児保育施設と協定書を締結している場合は、協定書毎に定める児童の数を合算した人数

② 特別支援保育助成

ア 仙台市特別支援保育事業実施要綱第 2 条に掲げる対象児童の保育に必要となる保育士等が配置されている場合に要する経費に対して行う。

・助成単価

対象児童数	月 額	対象児童数	月 額
1 人	140,000 円	7 人	606,400 円
2 人	180,000 円	8 人	646,400 円
3 人	233,200 円	9 人	699,600 円
4 人	373,200 円	10 人	839,600 円
5 人	413,200 円	11 人	879,600 円
6 人	466,400 円	12 人	932,800 円

イ 支援の程度が、対象児童 2 名につき保育士等 1 名又は対象児童 1 名につき保育士等 1 名の児童について、1 日 8 時間を超える保育を実施した場合に、超えた時間に要する経費に対して行う。

・助成単価 支援の程度が(2:1)の場合 730 円(1 時間あたり)
支援の程度が(1:1)の場合 1,460 円(1 時間あたり)

③ 増員調理員助成

必要な調理員数を超えて配置された調理員のうち 1 名分について要する経費に対して行う。

・助成単価 定員 60 人以下 月額 77,100 円
定員 61 人以上 月額 115,700 円

④ 栄養士雇用助成

栄養士を雇用した場合における 1 名分について要する経費に対して行う。

・助成単価 月額 22,900 円

⑤ 看護師雇用助成

生後 57 日からの乳児を受け入れ、それに伴い看護師・准看護師を雇用した場合における 1 名分について要する経費に対して行う。

・助成単価 看護師 月額 124,100 円
准看護師 月額 105,300 円

⑥ 医療的ケア看護師雇用助成

医療的ケアを必要とする対象児童を受け入れ、⑤の看護師とは別に看護師を雇用した場合、その合わせた勤務時間に応じて行う。

・助成単価 医療的ケア看護師 月額 124,100 円(週 20 時間以上 30 時間未満の場合)
月額 186,150 円(週 30 時間以上 40 時間未満の場合)
月額 248,200 円(週 40 時間以上の場合)

⑦ 病原性大腸菌対策関連消耗品購入助成

病原性大腸菌対策関連消耗品を購入した場合における経費に対し行う。

・助成単価 児童 1 人あたり年額 930 円

⑧ 病原性大腸菌対策検便費助成

職員が病原性大腸菌 O157 の検査を含んだ検便を実施した場合における経費に対し行う。

・助成単価 1 検査あたり 200 円

⑨ 災害対応備蓄推進事業費助成

災害備蓄としての非常食を購入した場合における経費に対して行う。

・助成単価 児童 1 人あたり年額 700 円

⑩ 実費徴収に係る補足給付事業補助金

子ども・子育て支援法に規定する幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所及び居宅訪問型保育事業所において保護者から実費で徴収する教材費・行事費等費用について、生活保護受給世帯等にかかる徴収額に対して補助を行う。

・助成単価(児童 1 人あたり月額上限) 食材料費以外の実費徴収額 2,800 円

⑪ 仙台市保育施設等産休等代替職員制度補助金

保育所等の設置者が産休等代替職員を任用することに要する経費に対して補助を行う。

・補助基準日額 有資格者(保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、栄養士) 10,833円
無資格者 9,232円

⑫ 私立保育所フッ化物洗口事業継続実施補助金

私立保育所で継続的に実施するフッ化物洗口に要する経費の一部を補助することにより、幼児期のむし歯予防を一層推進し、もって児童の健やかな成長に寄与することを目的としている。

前年度までに、仙台市フッ化物洗口導入支援事業(健康福祉局健康政策課所管)に参加している私立保育所を対象とし、4月1日現在において満4歳及び満5歳である児童のうち、フッ化物洗口に参加した児童1人あたり300円を上限に補助を行う。

⑬ 特別支援保育円滑化事業費補助金

年度当初において、仙台市特別支援保育事業実施要綱第2条に掲げる特別支援児童を4人以上受け入れている場合に補助を行う。

・補助基準額 1施設につき年額 500,000円以内

(4) 事業費

・委託費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	12,009,281千円 (予算額)	—	—
令和7年度	12,319,246千円	6,013,105千円	2,464,373千円
令和6年度	13,331,264千円	6,500,874千円	2,651,978千円
令和5年度	13,331,902千円	6,315,892千円	2,659,353千円
令和4年度	14,068,777千円	6,595,051千円	2,766,352千円
令和3年度	15,496,674千円	7,186,792千円	3,005,767千円

※令和7年度補助率：国 満3歳以上児 1/2、 3歳未満児 60.43/100
県 満3歳以上児 1/4、 3歳未満児 19.785/100
※令和6年度補助率：国 満3歳以上児 1/2、 3歳未満児 60.00/100
県 満3歳以上児 1/4、 3歳未満児 20.00/100
※令和5年度補助率：国 満3歳以上児 1/2、 3歳未満児 58.23/100
県 満3歳以上児 1/4、 3歳未満児 20.885/100
※令和4年度補助率：国 満3歳以上児 1/2、 3歳未満児 58.16/100
県 満3歳以上児 1/4、 3歳未満児 20.92/100
※令和3年度補助率：国 満3歳以上児 1/2、 3歳未満児 57.72/100
県 満3歳以上児 1/4、 3歳未満児 21.14/100

・助成金

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	1,893,620千円 (予算額)	—	—
令和7年度	1,863,341千円	400千円	400千円
令和6年度	1,772,578千円	329千円	329千円

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	1,634,561 千円	272 千円	272 千円
令和4年度	1,614,182 千円	270 千円	270 千円
令和3年度	1,577,627 千円	239 千円	239 千円

※補助率：国 1/3、県 1/3(実費徴収に係る補足給付事業補助のみ該当)

※令和3年度のみ、決算額に仙台市福祉施設等冬季暖房用燃料費等補助金の事業費を含む

11 幼稚園数等の動向(認定給付課)

(1) 市内幼稚園数の推移

(各年度5月1日現在。単位：園)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
私立幼稚園	70	65	63	57	54	52
公立幼稚園 (内訳)	2 (市1・国1)	2 (市1・国1)	2 (市1・国1)	2 (市1・国1)	2 (市1・国1)	2 (市1・国1)
計	72	67	65	59	56	54

※認定こども園を除く

(2) 施設型給付を受ける幼稚園

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の施設型給付対象施設となる「施設型給付を受ける幼稚園」と、従来制度のまま私学助成の対象施設となる「施設型給付を受けない幼稚園」に区分されることとなった。

区分	施設の認可・指導監督等		財政措置	選考・利用者負担
	認可	確認		
施設型給付を受ける幼稚園	都道府県が認可・指導監督	施設型給付の対象施設として、市町村が確認・指導監督	教育標準時間に対応する施設型給付	応諾義務 利用者負担は応能負担
施設型給付を受けない幼稚園	都道府県が認可・指導監督	—	私学助成施設等利用給付費	建学の精神に基づく選考 利用者負担は設置者が設定

・施設型給付を受ける幼稚園と施設型給付を受けない幼稚園数

	施設型給付を受ける幼稚園	施設型給付を受けない幼稚園	合計
令和8年度	41 園	13 園	54 園
令和7年度	36 園	20 園	56 園
令和6年度	31 園	28 園	59 園
令和5年度	23 園	42 園	65 園
令和4年度	17 園	50 園	67 園
令和3年度	17 園	55 園	72 園

(3) 市内幼稚園の園児数・幼児人口の推移

(各年度5月1日現在。単位：人)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5 歳児	人口数	9,016	8,483	8,311	7,995	7,629	7,307
	園児数	4,818	4,286	3,986	3,551	3,188	2,747
	就園率	53.4%	50.5%	48.0%	44.4%	41.8%	37.6%
4 歳児	人口数	8,546	8,316	7,960	7,641	7,339	7,193
	園児数	4,398	3,973	3,566	3,231	2,809	2,651
	就園率	51.5%	47.8%	44.8%	42.3%	38.3%	36.9%
3 歳児	人口数	8,316	7,970	7,701	7,416	7,195	6,722
	園児数	3,851	3,419	3,179	2,800	2,608	2,294
	就園率	46.3%	42.9%	41.3%	37.8%	36.2%	34.1%
満 3 歳児	人口数	8,021	7,707	7,484	7,247	6,733	6,366
	園児数	67	73	85	115	93	92
	就園率	0.8%	0.9%	1.1%	1.6%	1.4%	1.4%
合 計	人口数	33,899	32,476	31,456	30,299	28,896	27,588
	満 3～5 歳園児数	13,134	11,751	10,816	9,697	8,698	7,784
	3～5 歳園児数	13,067	11,678	10,731	9,582	8,605	7,692
	就園率	50.5%	47.1%	44.8%	41.6%	38.8%	36.2%

※「園児数」は、仙台市内の私立・公立幼稚園に在籍する園児の数及び認定こども園を利用する 1 号認定のこどもの数

※合計の「就園率」は、3～5 歳児(満 3 歳児を除く)における数値

(4) 事業費(施設型給付を受ける幼稚園)

・給付費

	決算額	国庫負担額	県費負担額 (全国統一費用部分及び 地方単独費用部分)
令和 8 年度	3,325,087 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	2,699,010 千円	1,330,961 千円	918,669 千円
令和 6 年度	2,337,031 千円	1,158,398 千円	587,274 千円
令和 5 年度	1,551,178 千円	655,051 千円	335,805 千円
令和 4 年度	1,041,784 千円	381,563 千円	325,553 千円
令和 3 年度	1,064,203 千円	392,495 千円	339,945 千円

※全国統一費用部分(740/1000)負担率:国 1/2、県 1/4

※地方単独費用部分(公定価格から全国統一費用部分を除く)負担率:県 1/2

※教育利用認定こどもに係る全国統一費用部分について、令和 7 年度は 740/1000、令和 6 年度は 749/1000、令和 5 年度は 744/1000、令和 2 年度から令和 4 年度は 738/1000

12 私立幼稚園補助(認定給付課)

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱、仙台市私立幼稚園運営費補助金交付要綱、仙台市私立幼児教育施設補助金交付要綱、仙台市私立幼児教育施設補助金交付要綱に係る運用細目、仙台市預かり保育推進事業補助金交付要綱、仙台市一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付要綱、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業補助金交付要綱、仙台市私立幼稚園フッ化物洗口事業継続実施補助金交付要綱、仙台市私立幼稚園PTA家庭学級開設補助金交付要綱、仙台市幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱、仙台市私立幼稚園災害対応備蓄推進事業補助金交付要綱、仙台市副食費に係る補足給付事業補助金交付要綱

(2) 事業の概要

① 私立幼稚園運営費補助

私立幼稚園(ただし、施設型給付を受ける園を除く。)の設置者に対し、運営費(園具費、教材教具費、教育研究費)の一部を補助することにより、幼児教育の育成・充実及び保護者負担の軽減を図ることを目的としている(昭和 45 年度事業開始)。

各幼稚園に対する交付上限額は、幼稚園割(1 園あたり 160,000 円)+園児割(5 月 1 日時点の園児数 1 名あたり 1,500 円)から算出。

② 私立幼児教育施設補助

私立の幼児教育施設整備費用への補助を行うことで、幼児教育の振興と充実を図り、安全で良好な幼児教育環境の維持に寄与することを目的としている。

設置者が当該事業に実質負担した金額の 3 分の 1 を超えない範囲内において、施設の改築、下水道整備及び改修について補助するもの。ただし、改築の場合は 20,000 千円、改修の場合は 5,000 千円をそれぞれ限度額としており、かつ、改修の場合は事業費の 1,000 千円を超える分を対象経費とする。

③ 預かり保育推進事業補助

保護者の保育ニーズが拡大している現状を踏まえ、幼稚園における預かり保育が保育ニーズの選択肢となり得るものとなるよう補助を行う。

補助対象は、私立幼稚園が通常の教育時間開始前、または終了後、さらには春、夏、冬休み等の休業日に行う預かり保育事業に係る経費の一部を補助するもの(平成 9 年度事業開始)。園の預かり保育事業の実施形態等に応じて、従来から実施している「仙台市預かり保育推進事業補助金」と新制度開始後に創設された「仙台市一時預かり事業(幼稚園型)補助金」を組み合わせる補助を行っている。

・仙台市預かり保育推進事業補助金(令和 8 年度)

	対 象	補助金の上限額
幼稚園割	通常時の預かり保育を 2 時間以上実施した場合に、開園日に対する実施日の割合に応じて支給(県補助の対象園を除く)	300,000 円 実施割合が 3 割未満の場合は 200,000 円
園児割	延べ園児数 500 人ごと(端数切上げ)に 70,000 円	
時間延長割	県補助の長時間加算を受けていない園で、午後 5 時 30 分または午後 6 時 30 分以後も預かり保育を実施している園が対象	午後 5 時 30 分以後 3,000 円/月 午後 6 時 30 分以後 6,000 円/月
休業日割	幼稚園の休業日に預かり保育を実施した場合に支給(ただし、県補助の対象期間は除外)	10,000 円/日
早朝割	幼稚園の開園日に午前 8 時以前から預かり保育を実施した場合に支給	1,500 円/日

	対 象	補助金の上限額								
連 携 施 設 設 定 加 算	3 歳未満児保育所等(保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育)と、卒園後の受け皿に関する連携施設の協定を締結している園が対象 幼稚園の開園日及び休業日(日曜・祝日・年末年始を除く)において、11 時間以上開園し、預かり保育を利用する園児がいる日数に応じて加算	7,860 円/日 9,128 円/日(12 時間以上開園した日の場合)								
		上欄単価に対し、協定書の受入人数に応じて下表に定める算出係数を乗じた額								
		<table><tr><td>協定書の 受入人数</td><td>算出 係数</td></tr><tr><td>7 名以上</td><td>1.00</td></tr><tr><td>4 名以上 6 名以下</td><td>0.75</td></tr><tr><td>2 名以上 3 名以下</td><td>0.50</td></tr></table>	協定書の 受入人数	算出 係数	7 名以上	1.00	4 名以上 6 名以下	0.75	2 名以上 3 名以下	0.50
		協定書の 受入人数	算出 係数							
7 名以上	1.00									
4 名以上 6 名以下	0.75									
2 名以上 3 名以下	0.50									

・仙台市一時預かり事業(幼稚園型)補助金(令和 8 年度)

区分	算出額	算出単価	
在籍園児	右に掲げる各単価により算出した額を合算した額 (児童 1 人当たり日額)	基本分単価	平日の教育時間前後及び長期休業日 ア 年間延べ利用児童数 2,000 人超の施設 ①平日 400 円 ②長期休業日(8 時間未満) 400 円 ③長期休業日(8 時間以上) 800 円 イ 年間延べ利用児童数 2,000 人以下の施設 ①平日 1,600 千円/年間延べ利用者数-400 円 (10 円未満切り捨て) ②長期休業日(8 時間未満) 400 円 ③長期休業日(8 時間以上) 800 円
		休日分単価	土・日・祝日等 800 円
		長時間加算単価	基本分単価ア①及びイ①については 4 時間(または教育時間との合計が 8 時間)、基本分単価ア③及びイ③並びに休日分単価については 8 時間を超えた利用 ・超えた利用時間が 2 時間未満 150 円 ・超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 300 円 ・超えた利用時間が 3 時間以上 450 円 基本分単価ア②及びイ②については 4 時間を超えた利用 ・超えた利用時間が 2 時間未満 100 円 ・超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 200 円 ・超えた利用時間が 3 時間以上 300 円
非 在 籍 園 児	右に掲げる各単価により算出した額を合算した額 (児童 1 人当たり日額)	基本分単価	800 円
		長時間加算単価	8 時間を超えた利用 ・超えた利用時間が 2 時間未満 150 円 ・超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 300 円 ・超えた利用時間が 3 時間以上 450 円

区分	算出額	算出単価
特別な支援を要する児童	右に掲げる単価により算出した額を合算した額 (児童 1 人当たり日額)	4,000 円
保育体制充実加算	次の①または②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設に加算 ①平日及び長期休業中の双方において、原則 11 時間以上(平日について教育時間を含む)の預かりを実施していること ②平日及び長期休業中の双方において、原則 9 時間以上(平日について教育時間を含む)の預かりを実施していること ③年間延べ利用児童数(実施園の在籍児童に限る)が 2,000 人超の施設であること ④児童福祉法施行規則第 36 条の 35 第 1 項第 2 号ロ及びハに基づき配置する者(教育・保育従事者)を次のアまたはイのとおりとすること。また、当該教育・保育従事者の数は 2 名を下ることがないこと ア すべて保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者とする イ 2 分の 1 以上を保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者とする	1 施設当たり年額 (④アの場合) 2,892,400 円 (④イの場合) 1,446,200 円
就労支援型施設加算	次の要件を満たす施設に適用 ①一時預かり事業(幼稚園型)の事務をメインで担当する職員(パート・非常勤職員でも可)を追加で配置すること ②教育時間の設定をしている日及び長期休業日の双方において、8 時間以上(教育時間の設定をしている日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ③次のいずれかの要件を満たしていること ア 地域型保育事業等と卒園後の受け皿に関する連携施設の協定を締結していること イ 3 以上の市町村から園児を受け入れていること ウ 本市の幼稚園 2 歳児受入れ推進事業を実施していること ④年間延べ利用児童数(実施園の在籍児童に限る)が 2,000 人超の施設であること	1 施設当たり 年額 1,383,200 円 ※事務職員の配置 月数が 6 月に満たない場合は、年額 691,600 円

④ 私立幼稚園フッ化物洗口事業継続実施補助

私立幼稚園等で継続的に実施するフッ化物洗口に要する経費の一部を補助することにより、幼児期のむし歯予防を一層推進し、もって児童の健やかな成長に寄与することを目的としている(平成 23 年度事業開始)。

前年度までに、仙台市フッ化物洗口導入支援事業(健康福祉局健康政策課所管)に参加し、または平成 15 年度以前よりフッ化物洗口を実施している幼稚園等を対象とし、5 月 1 日現在の 4 歳児及び 5 歳児クラス在籍園児のうちフッ化物洗口に参加した園児数 1 名あたり 300 円を上限に、必要経費を補助する。

⑤ 私立幼稚園PTA家庭学級開設補助

幼稚園児をもつ親等が、望ましい家庭教育のあり方等について学習する機会を設け、こどもの健全育成を図るため、幼稚園のPTAが行う家庭学級の開設及び運営に要する経費に対し、補助する。

家庭学級で実施する講座の内容は、次のア、イの中で、アに該当するものを含めて年間 1 回以上開催することを要件としている。

ア 家庭教育(基本的生活習慣、社会的マナー、基本的倫理観、自制心、自立心の育成、食育、こどもの心と体の発達・健康に関すること、子育て一般、こどもの安全・安心に関わること、読書習慣)に関する講座

イ 親子で参加できる体験講座等

⑥ 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助

多様な保育ニーズへの対応、児童福祉の向上及び幼児教育の振興を図るため、幼稚園が実施する保育を必要とする 2 歳児の受入れ事業に対し、経費の一部を補助するもの(令和元年度事業開始)。

補助額	補助単価		
開設準備費	400万円(上限)		
運営費 右に掲げる補助単価 により算出した額を 合算した額 (補助対象児童1人 当たり日額)	年間延べ利用 児童数が 1,500人以上 の施設	基本分単価	2,650円
		長時間加算 単価	8 時間を超えた利用
			・超えた利用時間が 2 時間未満
	・超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満		660 円
	・超えた利用時間が 3 時間以上	990 円	
	年間延べ利用 児童数が 1,500人未満 の施設	基本分単価	2,250 円
長時間加算 単価		8 時間を超えた利用	
		・超えた利用時間が 2 時間未満	280 円
		・超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	560 円
・超えた利用時間が 3 時間以上	840 円		

⑦ 私立幼稚園災害対応備蓄推進事業補助

災害に強いまちづくりとして、私立幼稚園における災害用備蓄としての非常食購入を推進するために、新設又は収容定員を増加した幼稚園が新たに非常食を購入する費用に対し、5 月 1 日現在の園児数 1 人あたり 700 円を上限に補助を行うもの(令和元年度事業開始)。

⑧ 副食費に係る補足給付事業補助

子ども・子育て支援法に規定する施設等利用給付認定保護者(施設型給付を受けない幼稚園の無償化のための認定を受けた保護者)が支払うべき副食費に対し、その一部を補助するもの。(児童 1 人あたり月額上限 4,900 円(令和 7 年度))(令和元年度事業開始)

(3) 事業費等

① 私立幼稚園運営費補助

	決算額	対象園数
令和 8 年度	6,041 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	8,236 千円	18 園
令和 6 年度	11,260 千円	26 園
令和 5 年度	16,380 千円	40 園
令和 4 年度	19,880 千円	48 園
令和 3 年度	22,855 千円	53 園

② 私立幼児教育施設補助

	決算額	改修件数
令和 8 年度	10,983 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	10,416 千円	5 件
令和 6 年度	5,068 千円	5 件
令和 5 年度	3,981 千円	2 件
令和 4 年度	3,519 千円	4 件
令和 3 年度	4,313 千円	6 件

③ 預かり保育推進事業補助

	区分(※)	決算額	国庫補助額	県費補助額	実施園数	延べ利用者数
令和 8 年度	—	384,810 千円 (予算額)	—	—	—	—
令和 7 年度	一時預かり	203,174 千円	67,724 千円	67,724 千円	139 園 (うち市外園 11 園)	201,151 人
	従来	108,906 千円	—	—	179 園	361,202 人
令和 6 年度	一時預かり	168,600 千円	56,199 千円	56,199 千円	119 園 (うち市外園 9 園)	187,428 人
	従来	112,362 千円	—	—	159 園	373,726 人
令和 5 年度	一時預かり	132,688 千円	44,229 千円	44,229 千円	107 園 (うち市外園 10 園)	147,049 人
	従来	121,590 千円	—	—	155 園	405,209 人
令和 4 年度	一時預かり	109,757 千円	36,585 千円	36,585 千円	76 園 (うち市外園 6 園)	108,162 人
	従来	132,352 千円	—	—	132 園	425,655 人
令和 3 年度	一時預かり	65,971 千円	21,990 千円	21,990 千円	51 園 (うち市外園 5 園)	81,628 人
	従来	134,673 千円	—	—	115 園	473,638 人

※補助率:国1/3、県1/3

※一時預かり:一時預かり事業(幼稚園型)実施園、従来:従来制度(預かり保育推進事業)実施園

④ 私立幼稚園フッ化物洗口事業継続実施補助

	決算額
令和 8 年度	1,152 千円 (予算額)
令和 7 年度	1,082 千円
令和 6 年度	1,056 千円
令和 5 年度	986 千円
令和 4 年度	904 千円
令和 3 年度	886 千円

⑤ 私立幼稚園PTA家庭学級開設補助

	決算額	対象PTA数
令和 8 年度	9,413 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	7,182 千円	74
令和 6 年度	7,242 千円	77
令和 5 年度	6,942 千円	73
令和 4 年度	6,341 千円	69
令和 3 年度	4,201 千円	45

⑥ 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助

	決算額	国庫補助額	県費補助額	実施園数
令和 8 年度	8,704 千円 (予算額)	—	—	—
令和 7 年度	1,965 千円	655 千円	655 千円	2 園
令和 6 年度	2,963 千円	987 千円	987 千円	2 園
令和 5 年度	2,386 千円	795 千円	795 千円	3 園
令和 4 年度	4,387 千円	1,462 千円	1,462 千円	3 園
令和 3 年度	運営費 2,573 千円	2,400 千円	2,400 千円	運営費 3 園
	開設準備費 4,630 千円			開設準備費 2 園

※補助率:国 1/3、県 1/3

⑦ 私立幼稚園災害対応備蓄推進事業補助

	決算額	実施園数
令和 8 年度	0 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	0 千円	0 園
令和 6 年度	0 千円	0 園
令和 5 年度	0 千円	0 園
令和 4 年度	0 千円	0 園
令和 3 年度	0 千円	0 園

⑧ 副食費に係る補足給付事業補助

	決算額	国庫補助額	県費補助額	対象児童数
令和 8 年度	8,315 千円 (予算額)	—	—	—
令和 7 年度	6,995 千円	2,330 千円	2,330 千円	184 人
令和 6 年度	13,747 千円	4,582 千円	4,582 千円	377 人
令和 5 年度	17,057 千円	5,685 千円	5,685 千円	506 人
令和 4 年度	20,483 千円	6,826 千円	6,826 千円	645 人
令和 3 年度	25,774 千円	8,591 千円	8,591 千円	822 人

※補助率:国 1/3、県 1/3

13 地域型保育事業(幼保企画課、認定給付課)

子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、市の確認を受けた事業に対して財政支援を行うとともに、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなった。

(1) 家庭的保育事業・小規模保育事業C型

① 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、子どものための教育・保育給付交付金交付要綱、子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱、仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、仙台市家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する規則、仙台市家庭的保育事業・小規模保育事業C型事業実施要綱、家庭的保育者の選考試験等に関する要領、仙台市家庭的保育事業等補助金交付要綱

② 事業の概要

本市が認定した「家庭的保育者」が、自宅等の家庭的な雰囲気のもとで、少人数でゆったりと、一人ひとりの生活リズムや発達過程、心身の状態に応じたきめ細かな保育を行っている。家庭的保育者 1 人が最大 5 人まで保育を行う家庭的保育事業と、家庭的保育者 2 人が最大 10 人まで保育を行う小規模保育事業C型がある。

③ 要件

- ・保育に従事する年度の末日において満 68 歳以下(家庭的保育者の認定を受ける日の属する年度の末日において満 63 歳以下)の者
- ・次のいずれかである者で、市長が指定する研修(認定研修(保育士資格者は任意)及び子育て支援員研修(地域保育コース))を受講した者
 - ア 保育士、保健師、助産師、看護師、准看護師または幼稚園教諭の資格を有する者
 - イ 子育て経験があり、アの資格を有する者と同程度の知識及び経験を有する者と市長が認める者
- ・同居している者に就学前児童または介護を必要とする人がいない者(ただし、本人以外で他に保育または介護できる者がいる等、保育に専念できる場合はこの限りではない)

④ 受入対象

生後 8 週間から満 3 歳未満の児童

⑤ 補助者の要件

- ・子育て支援員研修(地域保育コース)の研修申込日において満 18 歳以上であること等の要件を満たし、市長が指定する研修(家庭的保育補助者の基礎研修または子育て支援員研修(地域保育コース))を受講した者
- ※保育士・社会福祉士の有資格者、または幼稚園教諭・保健師・看護師・准看護師の有資格者で日々こどもと関わる業務に 1 年以上関わっている場合は、申請により子育て支援員研修(地域保育コース)に含まれる基本研修は免除

⑥ 家庭的保育事業・小規模保育事業C型の状況

(単位:事業、人)

	家庭的 保育事業	小規模保育 事業C型	合計	定員	入所児童数
令和 8 年度	37	5	42	233	173
令和 7 年度	37	5	42	233	185
令和 6 年度	37	7	44	249	191
令和 5 年度	39	7	46	258	205
令和 4 年度	40	7	47	262	205
令和 3 年度	44	7	51	282	214

⑦ 事業費

・給付費

	決算額	国庫負担額	県費負担額
令和 8 年度	754,902 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	753,558 千円	435,430 千円	144,304 千円
令和 6 年度	716,796 千円	408,331 千円	142,958 千円
令和 5 年度	705,525 千円	385,129 千円	143,242 千円
令和 4 年度	688,908 千円	415,259 千円	145,959 千円
令和 3 年度	697,862 千円	391,870 千円	141,419 千円

※満 3 歳以上児 国 1/2、県 1/4

※満 3 歳未満児 令和 7 年度負担率:国 60.43/100、県 19.785/100

令和 6 年度負担率:国 60/100、県 20/100

令和 5 年度負担率:国 58.23/100、県 20.885/100

令和 4 年度負担率:国 58.16/100、県 20.92/100

令和 3 年度負担率:国 57.72/100、県 21.14/100

(2) 小規模保育事業A型・B型

① 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、子どものための教育・保育給付交付金交付要綱、子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱、仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、仙台市家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する規則、仙台市小規模保育事業A型・B型事業実施要綱、仙台市小規模保育事業施設整備助成要綱、仙台市家庭的保育事業等補助金交付要綱

② 事業の概要

比較的小規模な環境(定員 6～19 人)で、きめ細かな保育を行う事業である。保育従事者の全員が有資格者のA型と、2/3 以上が有資格者のB型がある。

	小規模保育事業A型	小規模保育事業B型
定員	6～19 名	同左
受入対象	生後 8 週間～満 3 歳未満	
児童1人あたりの床面積	0 歳児及び 1 歳児 3.3 m ² 以上 2 歳以上児 1.98 m ² 以上	
保育事業実施基準	保育所保育指針に沿った保育の計画及び保育関係書類の作成とそれらに基づく保育事業の実施	
保育従事者	次の配置基準に加え 1 人以上を配置すること $\left[\begin{array}{cc} 0 \text{ 歳児} & 3:1 \\ 1 \cdot 2 \text{ 歳児} & 6:1 \end{array} \right]$ 全員保育士。1 人に限って保健師、看護師、准看護師でも可とする。 常時複数配置、かつ常勤職員 1/3 以上。	次の配置基準に加え 1 人以上を配置すること $\left[\begin{array}{cc} 0 \text{ 歳児} & 3:1 \\ 1 \cdot 2 \text{ 歳児} & 6:1 \end{array} \right]$ 保育士は 2/3 以上。ただし、保育従事者の必要数が 2 人の場合に限り、1/2 以上。 1 人に限って保健師、看護師、准看護師でも可とする。 常時複数配置、かつ常勤職員 1/3 以上。 資格のない保育従事者は「子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付雇児発 0521 第 18 号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」別表第 1 に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修及び別表第 2-1 及び 2 に定める子育て支援員専門研修(地域保育コース)に規定する内容の研修を修了している者とする。
開所日	日・祝日、年末年始(12/29～1/3)以外	同左
開所時間	月～金 概ね午前 7 時～午後 6 時 土 概ね午前 7 時～午後 6 時 (さらに延長保育実施の施設あり)	
保育料	保護者の所得などに応じた仙台市の定める利用者負担額を保護者が事業者へ直接支払う 兄弟姉妹の多子減免あり 保育料負担軽減あり	

③ 小規模保育事業A型・B型の状況

(単位:事業、人)

	A型	B型	合計	定員	入所児童数
令和8年度	98	11	109	1,597	1,364
令和7年度	95	12	107	1,606	1,389
令和6年度	95	11	106	1,603	1,408
令和5年度	93	11	104	1,607	1,429
令和4年度	98	13	111	1,745	1,536
令和3年度	98	15	113	1,812	1,501

※休止中の小規模保育事業A型実施施設1か所を含む

④ 事業費

・給付費

	決算額	国庫負担額	県費負担額
令和8年度	5,366,308千円 (予算額)	—	—
令和7年度	4,659,203千円	2,692,245千円	892,225千円
令和6年度	4,362,611千円	2,485,212千円	870,080千円
令和5年度	3,990,183千円	2,178,150千円	810,123千円
令和4年度	4,052,728千円	2,325,154千円	817,269千円
令和3年度	3,963,115千円	2,193,959千円	791,848千円

※満3歳以上児 国 1/2、県 1/4

※満3歳未満児 令和7年度負担率:国 60.43/100、県 19.785/100

令和6年度負担率:国 60/100、県 20/100

令和5年度負担率:国 58.23/100、県 20.885/100

令和4年度負担率:国 58.16/100、県 20.92/100

令和3年度負担率:国 57.72/100、県 21.14/100

・小規模保育施設整備補助

	決算額	国庫補助額
令和8年度	0千円 (予算額)	—
令和7年度	0千円	0千円
令和6年度	0千円	0千円
令和5年度	0千円	0千円
令和4年度	0千円	0千円
令和3年度	139,241千円	123,767千円

※補助率:国 2/3

(3) 事業所内保育事業

① 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、子どものための教育・保育給付交付金交付要綱、子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱、仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、仙台市家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する規則、仙台市事業所内保育事業実施要綱、仙台市家庭的保育事業等補助金交付要綱

② 事業の概要

事業所が設けている従業員のこどものための保育施設において、従業員のこどもの他に地域の児童も受け入れ、一緒に保育を行う施設である。子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴い、利用定員数に応じた地域の

児童の利用枠を設けることで、地域型保育給付を受けることができる事業所内保育事業として市町村の認可事業となった。

定員 20 人以上の保育所型と定員 19 人以下の小規模型があり、さらに小規模型には保育従事者全員が有資格者のA型と、1/2 以上が有資格者のB型がある。

保育所型…保育所と同等の基準により運営される施設

小規模型…小規模保育事業(A型・B型)と同等の基準により運営される施設

③ 事業所内保育事業の基準

	保育所型	小規模A型	小規模B型
定 員	20 名以上	6～19 名	同左
	※上記の利用定員の数に応じ、一定の地域の児童の利用枠(従業員利用以外の利用枠)を設けること (例)定員 11～15 人のとき地域枠 4 人以上、定員 21 人～25 人のとき地域枠 6 人以上		
児童 1 人あたりの床面積	乳 児 室 1.65 m ² 以上 ほ ふ く 室 3.3 m ² 以上 2 歳 以 上 児 1.98 m ² 以上	0歳児及び1歳児 3.3m ² 以上 2 歳 以 上 児 1.98 m ² 以上	同左
保 育 従 事 者	有資格者:全員 (保育士、保健師、看護師、 准看護師) 常勤職員:1/3 以上	有資格者:全員 (保育士、保健師、看護師、 准看護師) 常勤職員:1/3 以上	有資格者:1/2 以上 (保育士、保健師、看護師、 准看護師) 常勤職員:1/3 以上

④ 事業所内保育事業の状況

(単位:事業、人)

	保育所型	小規模A型	小規模B型	合計	定員(地域枠)	入所児童数
令和 8 年度	4	9	2	15	11	120
令和 7 年度	4	9	3	16	118	137
令和 6 年度	6	7	3	16	125	139
令和 5 年度	6	8	3	17	130	148
令和 4 年度	6	8	3	17	135	139
令和 3 年度	5	8	3	16	129	142

⑤ 事業費

・給付費

	決算額	国庫負担額	県費負担額
令和 8 年度	652,637 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	565,864 千円	326,975 千円	108,361 千円
令和 6 年度	532,414 千円	303,296 千円	106,185 千円
令和 5 年度	552,149 千円	301,406 千円	112,102 千円
令和 4 年度	513,489 千円	282,840 千円	99,415 千円
令和 3 年度	482,089 千円	263,315 千円	96,323 千円

※満 3 歳以上児 国 1/2、県 1/4

※満 3 歳未満児 令和 7 年度負担率:国 60.43/100、県 19.785/100

令和 6 年度負担率:国 60/100、県 20/100

令和 5 年度負担率:国 58.23/100、県 20.885/100

令和 4 年度負担率:国 58.16/100、県 20.92/100

令和 3 年度負担率:国 57.72/100、県 21.14/100

(参考)企業主導型保育事業について

① 事業の概要

企業主導型保育事業とは、多様な働き方に対応した企業主導の保育サービス等を提供する事業で、内閣府が実施主体となって平成 28 年度から実施されている。

仙台市が認可を行わないため、認可外保育施設という位置づけであるが、法人の事業主拠出金を活用し、運営費や施設整備について内閣府から助成金が支給されるため、認可保育所等と同等の運営を行うことができる。

事業所等の従業員のこどものための保育施設だが、地域枠を設定している場合、従業員のこどもの他に地域の児童も受け入れている。

② 実施施設

87 施設

(4) 居宅訪問型保育事業

① 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、子どものための教育・保育給付交付金交付要綱、子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱、仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、仙台市家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する規則、仙台市居宅訪問型保育事業実施要綱

② 事業の概要

居宅訪問型保育事業とは、必要な研修を修了した保育士等が、乳幼児の居宅を訪問し 1 対 1 で保育を行う事業である。

本市では、原則として 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児であって、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる者を対象として、令和 5 年度より認可事業を開始している。

③ 居宅訪問型保育事業の状況 (単位:事業、人)

	事業者数	定員	利用児童数
令和 8 年度	1	2	2
令和 7 年度	1	2	2
令和 6 年度	1	2	2
令和 5 年度	1	1	1

④ 事業費

	決算額	国庫負担額	県費負担額
令和 8 年度	8,211 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	7,620 千円	4,403 千円	1,459 千円
令和 6 年度	14,533 千円	8,278 千円	2,899 千円
令和 5 年度	10,694 千円	5,837 千円	2,171 千円

※令和 7 年度負担率： 満 3 歳以上児 国 1/2、県 1/4
満 3 歳未満児 国 60.43/100、県 19.785/100
※令和 6 年度負担率： 国 60/100、県 20/100
※令和 5 年度負担率： 国 58.23/100、県 20.885/100

(5) 連携施設

① 事業の概要

地域型保育事業については、利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ、地域型保育事業者による保育の提供終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)」第 6 条において、ア 保育内容への支援、イ 代替保育の提供、ウ 卒園後の受け皿の役割等を担う「連携施設」を設定することが求められている(定員 20 人以上の事業所内保育事業においては、一部または全部の連携施設の設定は不要)。

本市では子ども・子育て支援新制度施行後 15 年間を経過措置期間とし、令和 11 年度末までの間に連携施設を設定することとしている。連携施設については、3 歳以上児の受入枠がある教育・保育施設(幼稚園、認定こども園及び保育所)に限られており、連携施設の設定にあたっては、地域型保育事業者と教育・保育施設の設置者との間で協議を行い、協定書(同一の設置者が運営する施設と連携をする場合は覚書または議事録の写しでも可)を締結するものとしている。

② 連携施設の設定状況

	事業者数	各種連携内容を満たした事業者数		
		保育内容への支援	代替保育の提供	卒園後の受け皿
小規模保育事業(A型・B型)	109	109	109	109
小規模保育事業(C型)	5	5	5	5
家庭的保育事業	37	37	37	37
事業所内保育事業	15	15	15	15
合計	164	164	164	164

③ 連携施設コーディネーターの配置

平成 29 年 4 月より、小規模保育事業等の連携施設設定を促進するため、各教育・保育施設等への個別訪問やマッチング等を行う「連携施設コーディネーター」を幼保企画課に 2 名配置している。

14 地域型保育事業補助(認定給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市家庭的保育事業等補助金交付要綱、仙台市保育施設等産休等代替職員制度実施要綱、仙台市保育士等雇用対策費助成金交付要綱

(2) 事業の概要

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業に対し、職員の配置及び施設の運営等に係る補助金を交付することで保育内容の向上を図り、保育を必要とする児童の福祉を増進する。

(3) 補助金等の種類及び金額

① 栄養士雇用補助金

栄養士を雇用した場合における 1 名分について要する経費に対して補助を行う。

補助単価 月額 22,900 円

② 看護師雇用補助金

生後 57 日からの乳児を受け入れ、それに伴い看護師または准看護師を雇用した場合における 1 名分について要する経費に対して補助を行う。

補助単価 看護師 月額 124,100 円

准看護師 月額 105,300 円

③ 医療的ケア看護師雇用助成

医療的ケアを必要とする対象児童を受け入れ、②の看護師とは別に看護師を雇用した場合、その合わせた勤務時間に応じて行う。

助成単価 医療的ケア看護師 月額 124,100 円(週 20 時間以上 30 時間未満の場合)

月額 186,150 円(週 30 時間以上 40 時間未満の場合)

月額 248,200 円(週 40 時間以上の場合)

④ 病原性大腸菌対策関連消耗品購入補助金

病原性大腸菌対策関連消耗品を購入した場合に要した費用に対して補助を行う。

補助単価 児童 1 人あたり 年額 930 円

- (4) 事業費

	決算額
令和 8 年度	87,129 千円 (予算額)
令和 7 年度	80,558 千円
令和 6 年度	79,756 千円
令和 5 年度	77,696 千円
令和 4 年度	78,376 千円
令和 3 年度	109,351 千円

※令和３年度のみ、決算額に仙台市福祉施設等冬季暖房用燃料費等補助金の事業費を含む

事業所内保育施設は、子育てをしている従業員が安心して働くことができるよう、事業所内または事業所の近辺に設置している施設である。平成 10 年度から事業所内保育施設に対する助成制度を創設し、保育施設の運営及び設備の水準の維持向上を図り、保育の必要な児童の受け入れの推進及び保育体制の充実を図っている。

- ## (2) 事業の概要

保 育 施 設	事業所の敷地内またはその付近に位置していること。乳幼児 1 人あたり 1.65 m ² 以上の面積が確保されていること。
保 育 時 間	午前 7 時 30 分から午後 7 時までの時間帯に 8 時間以上
入 所 定 員 等	5 人以上 60 人未満 なお、平成 22 年 4 月から事業所従業員の児童を対象とする定員が 5 名以上、かつ、半数以上であれば従業員以外の児童が入所した場合でも助成対象施設とすることとした（従業員以外の児童については助成対象外）。 ※平成 21 年度までは事業所従業員の児童のみを対象とした施設を助成対象施設としていた
保 育 従 事 者	保育士の資格を有する者が 1/3 以上
助成対象児童	0～2 歳児の児童 ※令和元年度より、3 歳以上児については助成対象外となった。

(3) 負担割合

運営費用の負担割合：仙台市負担 1/4

※負担割合の基本的な考え方は、保護者 1/2、事業所 1/4、仙台市 1/4 であるが、保護者と事業所の負担割合は、それぞれの事業者毎に定めている

(4) 事業所内保育施設の状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
助成施設数	14 か所	12 か所	12 か所	12 か所	10 か所
助成対象児童数	169 人	153 人	146 人	144 人	135 人

(5) 事業費

	決算額
令和 8 年度	15,961 千円 (予算額)
令和 7 年度	17,282 千円
令和 6 年度	17,399 千円
令和 5 年度	18,455 千円
令和 4 年度	17,365 千円
令和 3 年度	21,185 千円

16 保育サービスへの民間参入促進事業(多様な主体の参入促進事業)(運営支援課、幼保企画課)

(1) 事業の概要

目 的	子ども・子育て支援新制度における新規施設・事業に対して、実施支援、相談・助言等を行うことで、新規事業者の参入を促進するとともに、質の確保・向上を図る。
内 容	翌年度以降に事業開始を予定している施設等に対し、相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う。また、新規開所した保育施設に対し巡回支援を行うとともに、電話等による運営相談を行う。

(2) 実績

(単位：か所、回)

	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	新規施設数	新規施設巡回回数	新規施設数	新規施設巡回回数	新規施設数	新規施設巡回回数	新規施設数	新規施設巡回回数
保育所	7	7	2	2	2	2	1	1
認定こども園	32	46	15	18	15	8	14	6
家庭的保育事業・小規模保育事業C型	1	9	1	11	1	8	2	22
小規模保育事業A型・B型	6	61	0	0	3	27	2	22
事業所内保育事業	1	5	1	14	1	8	1	15
居宅訪問型保育事業	—	—	1	1	0	0	0	0
合 計	47	128	20	46	22	53	20	66

※新規施設数は年次開所施設を含む

17 1 歳児受入推進事業(認定給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市 1 歳児受入推進事業補助金交付要綱

(2) 事業の概要

保育ニーズの高い 1 歳児に対する保育需要に対応し、待機児童の解消につなげるため、0 歳児と 1 歳児を受け入れる際の公定価格の基本分単価の差額の一部を補助し、既存の保育施設において比較的余裕のある 0 歳児枠を活用し 1 歳児枠に転用する取り組みを進めるもの。令和 3 年度から実施。

(3) 支給額

施設種別		受入1名あたりの補助単価
保育所、認定こども園		42,000 円
小規模保育事業	A型	42,000 円
	B型	32,000 円
事業所内保育事業(※)	小規模A型	42,000 円
	小規模B型	32,000 円
	保育所型	42,000 円

※事業所内保育事業の場合は地域枠児童に限る

(4) 事業費

	決算額
令和8年度	7,800 千円 (予算額)
令和7年度	7,114 千円
令和6年度	5,497 千円
令和5年度	7,679 千円
令和4年度	10,224 千円

18 重度障害児等受入促進事業(運営支援課、幼保企画課)

(1) 根拠法令等

仙台市私立保育所等重度障害児等受入促進事業補助金要綱

(2) 事業の概要

重度障害児及び医療的ケア児の福祉の増進を図るため、私立保育所等が行う重度障害児等受入促進事業に要する経費に対し補助を実施するもの。

① 重度障害児受入促進事業

重度障害児を受け入れる保育施設等において、当該児童の保育のために必要な備品等を購入し、又は改修を行う場合に要する経費

助成単価 上限額 児童1人あたり 100,000 円

② 医療的ケア児受入促進事業

医療的ケア児を受け入れる保育施設等において、当該児童の保育のために必要な備品等を購入し、又は改修を行う場合に要する経費

助成単価 上限額 児童1人あたり 100,000 円

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	6,000 千円 (予算額)	—
令和7年度	2,948 千円	974 千円
令和6年度	697 千円	230 千円

※補助率:国 1/3

§3 多様な保育サービスの充実

1 特別支援保育事業(運営支援課)

(1) 根拠法令等

仙台市特別支援保育事業実施要綱、仙台市私立保育所等助成要綱

(2) 事業の概要

目 的	特別な支援を要する障害児等が集団生活を経験しながら心身の発達が促され、社会生活に必要な基礎的能力を養っていくこと、また、全ての児童が相互交流を通じて多様な個性がある他者との関わりを学び、思いやりの気持ちを育むことで人間性を豊かにしていくこと。
対 象	生後 5 か月以上かつ学校就学前の保育の必要な児童で、特別支援保育審議委員会において保育所等での保育が可能とされた児童

(3) 経緯

昭和 40 年代に入り、一部民間保育所で障害児を受け入れる例が見られるようになるが、本市における本格的な障害児保育は、昭和 51 年に健常児と共に育ち合う保育を目指し公立保育所において拠点方式による統合保育を開始したことに始まる。

その後、順次実施保育所を拡大し、平成 9 年度から市内全ての認可保育所で満 3 歳以上の児童を対象に障害児保育を行ってきた。3 歳未満の障害児についても、平成 15 年度から 3 年間の試行を経て、平成 18 年度から公立保育所を主体に実施し、平成 26 年度には私立の認可保育所でも受け入れを開始した。平成 27 年度には認定こども園においても事業を開始した。

平成 21 年度には、危険な行為が見られ特別の支援が必要と思われる児童については、障害児と同等に職員配置の対象とし、平成 26 年度には事業の対象として要綱に位置づけた。平成 29 年度には医療的ケアが必要な児童についても対象児童として要綱に位置づけた。

このように事業の対象児童には、障害を有する児童に限らず、行動特性等から特別な支援が必要と認められる児童や、医療的ケアの必要な児童についても対象としていた経緯を踏まえ、令和 3 年度に、事業名称を特別支援保育事業と改正した。

特別支援保育の対象は、軽度から中程度の障害がある児童に加え、令和 6 年度から重度の障害がある児童も対象となるよう拡充した。

受け入れ対象となる医療的ケアの種類は、順次拡充を行い、経管栄養、導尿、インスリン注射、血糖測定、喀痰吸引(3 歳以上児)のほか、令和 7 年度から酸素療法(3 歳以上児)も追加した。

(4) 私立保育所等特別支援保育助成の事業費

	決算額
令和 8 年度	570,696 千円 (予算額)
令和 7 年度	578,519 千円
令和 6 年度	542,834 千円
令和 5 年度	478,899 千円
令和 4 年度	447,310 千円
令和 3 年度	386,639 千円

(5) 特別支援保育の児童入所数の推移

	公立保育所		私立保育所等		合 計	
令和 8 年度	31 か所	248 名	186 か所	525 名	217 か所	773 名
令和 7 年度	31 か所	242 名	179 か所	534 名	210 か所	776 名
令和 6 年度	32 か所	234 名	170 か所	497 名	202 か所	731 名
令和 5 年度	32 か所	204 名	158 か所	460 名	190 か所	664 名
令和 4 年度	33 か所	197 名	150 か所	399 名	183 か所	596 名
令和 3 年度	33 か所	219 名	142 か所	350 名	175 か所	569 名

特別支援保育の児童入所数の推移(医療的ケア児)(再掲)

	公立保育所		私立保育所等		合 計	
令和 8 年度	5 か所	14 名	5 か所	6 名	10 か所	20 名
令和 7 年度	5 か所	9 名	2 か所	3 名	7 か所	12 名
令和 6 年度	3 か所	7 名	1 か所	1 名	4 か所	8 名
令和 5 年度	2 か所	7 名	1 か所	1 名	3 か所	8 名
令和 4 年度	2 か所	5 名	0 か所	0 名	2 か所	5 名
令和 3 年度	3 か所	4 名	0 か所	0 名	3 か所	4 名

2 延長保育事業(幼保企画課、認定給付課)

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、延長保育事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱、保育時間の延長に関する実施要領、仙台市私立保育所等延長保育事業費補助金交付要綱、仙台市家庭的保育事業等延長保育事業費補助金交付要綱

(2) 事業の概要

保育所の通常の開所時間は、午前 8 時から午後 5 時 30 分までであるが、昭和 63 年 4 月から朝夕 30 分ずつの延長保育を全ての公立・私立保育所で実施。平成 7 年 6 月からは、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するために、午後 7 時までの延長保育を開始し、段階的に実施保育所の拡大を図ってきた。平成 9 年 4 月からは、全ての公立・私立保育所で午後 7 時までの延長保育の実施体制を整えている。

また、平成 11 年度には、利用者の利便性向上を目的として、私立保育所が自主的に事業に取り組めるよう、私立保育所の事業を従来の市の委託事業から法人の自主事業に変更した。

平成 13 年度から、それまで 10 時間 30 分または 11 時間であった通常の開所時間を全ての公立・私立保育所で 11 時間に統一したうえ、更に 1 時間、2 時間または 3 時間の延長保育を実施する体制を整えている。

平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、これまでの公立・私立保育所に加えて、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所(同制度に基づく事業所)においても通常の 11 時間の開所時間を超えた延長保育を実施することとなった。また、保育短時間認定の児童が 8 時間の短時間利用時間を超えて 11 時間までの範囲内において利用する延長保育事業を新たに開始した。

(3) 延長保育料

① 保育短時間の前後の時間における延長保育

・3 歳未満児 1,000 円/月、3 歳以上児 400 円/月

② 保育標準時間の前後における延長保育

・1 時間延長:3,000 円/月(間食費含む)を原則とする

・2 時間以上:各施設によって異なる

(①、②いずれも生活保護世帯及び市民税非課税世帯については無料)

(4) 延長保育実施保育所等

(単位:か所)

	合計	公立 保育所	私立 保育所	認定 こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業
1 時間延長	316	31	70	123	83	0	9
2 時間延長	41	0	21	15	2	0	3
3 時間延長	0	0	0	0	0	0	0

(5) 延長保育実施か所数の推移(保育所)

(単位:か所)

	1 時間		2 時間		3 時間	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
令和 8 年度	31	70	0	21	0	0
令和 7 年度	31	78	0	22	0	0
令和 6 年度	32	82	0	28	0	0
令和 5 年度	32	83	0	35	0	0
令和 4 年度	33	91	0	39	0	1
令和 3 年度	33	97	0	50	0	1

(6) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	473,754 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	475,255 千円	152,858 千円	152,858 千円
令和 6 年度	483,830 千円	152,799 千円	152,799 千円
令和 5 年度	473,002 千円	96,213 千円	96,213 千円
令和 4 年度	487,008 千円	98,276 千円	98,276 千円
令和 3 年度	481,970 千円	103,722 千円	103,722 千円

※補助率:国 1/3、県 1/3

3 休日保育事業(幼保企画課、認定給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市私立保育所等休日保育事業費補助金交付要綱

(2) 事業の概要

概 要	就労形態の多様化等により日曜日や祝日にも保護者が就労するなど、家庭における保育が困難となる場合の保育需要に対応するため、平成 14 年度から一部の私立保育所等で休日保育を実施している。 平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、認定された月当たりの保育必要量の範囲で給付を受けられる仕組みに変更されたことから、2 号認定または 3 号認定を受けて保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業を利用するこどもについては、利用者負担額の範囲内で休日の利用が可能となった。
-----	--

実施内容	実施施設	あさひの森保育園(青葉区旭ヶ丘) ミッキー北仙台こども園(青葉区昭和町) 川前ぱれっと保育園(青葉区芋沢) 乳銀杏保育園(宮城野区銀杏町) 認定こども園田子希望園(宮城野区田子) ミッキー榴岡公園前こども園(宮城野区二十人町) 六郷ぱれっと保育園(若林区上飯田) 幼保連携型認定こども園 仙台保育園(若林区南鍛冶町) 諏訪ぱれっと保育園(太白区郡山) バンビの森こども園(太白区中田) 中田なないろ保育園(太白区中田) ミッキー泉中央こども園(泉区泉中央)
	事前登録	事前に実施施設に登録した上、利用日の予約は別途申し込む。
	開所日数	年間 65 日以上
	保育時間	1 開所日 11 時間以上で実施施設が設定する。また、保育時間を前半及び後半に分ける半日保育を実施する場合は、始業・終業について実施施設が設定する。
休日保育料		2 号認定または 3 号認定を受けて保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業を利用することもについては発生しない。その他のこどもの利用については下記の額を上限として実施施設が設定。 ・3 歳未満児 日額 3,200 円(半日利用の場合 1,600 円) ・3 歳以上児 日額 1,600 円(半日利用の場合 800 円) (ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については無料) ※間食費は日額 200 円以内で実施施設が設定

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	13,608 千円 (予算額)
令和 7 年度	12,698 千円
令和 6 年度	13,559 千円
令和 5 年度	18,816 千円
令和 4 年度	12,612 千円
令和 3 年度	16,292 千円

(4) 箇所数及び延べ利用児童数の推移

	箇所数	延べ利用児童数
令和 7 年度	12 か所	3,652 人
令和 6 年度	13 か所	4,079 人
令和 5 年度	14 か所	4,753 人
令和 4 年度	14 か所	4,196 人
令和 3 年度	10 か所	4,913 人

4 一時預かり事業(幼保企画課、認定給付課)

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、一時預かり事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱、仙台市一時預かり事業実施要綱、仙台市一時預かり事業事務取扱要領、仙台市私立保育所等一時預かり事業費補助金交付要綱、仙台市家庭的保育事業等一時預かり事業費補助金交付要綱

(2) 事業の概要

対 象 児 童	① 非定型的保育サービス事業 保護者の就労、職業訓練、就学等により、月 64 時間未満を限度として断続的に保育が必要となる児童
	② 緊急保育サービス事業(2 週間を限度とし、場合によっては 8 週間まで継続可) 保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭、裁判員制度等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に保育が必要となる児童
	③ 私的理由による保育サービス事業(原則週 3 日を限度) 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童
	④ 継続的利用保育サービス事業 保護者の就労、職業訓練、就学等により、月 64 時間以上保育が必要となる児童
実施施設 (余裕活用型実施施設を除く)	<青葉区> (保育所)あさひの森保育園、ワッセ森のひろば保育園、川前ぱれっと保育園、メリーポピンズエスパル仙台ルーム、支倉保育所、落合保育所 (認定こども園)青葉こども園、落合はぐくみこども園、愛子すぎのこども園、カール英会話プリスクール、幼保連携型認定こども園みどりの森、みのりこども園、あつぷる愛子こども園、南吉成すぎのこども園 (小規模保育事業)ぶりえ〜る保育園あらまき、かみすぎさくら保育園、共同保育所ちろりん村、カール高松ナーサリー、カールリトルプリスクール、きまちこころ保育園
	<宮城野区> (保育所)岩切どろんこ保育園 (認定こども園)原町すいせんこども園、ちいさなこどもえん、新田すいせんこども園、リトルキッズガーデン (小規模保育事業)ちやいるどらんど岩切駅前保育園、にこにこハウス、苦竹ナーサリー、ぽっかぽか彩保育園、ハピネス保育園中野栄
	<若林区> (保育所)若林どろんこ保育園、蒲町保育所、六郷ぱれっと保育園 (認定こども園)幼保連携型認定こども園荒井マーヤこども園、あそびまショーこども園、幼保連携型認定こども園光の子、あつぷる荒井こども園 (小規模保育事業)空飛ぶくちら保育所、カール荒井ナーサリー、ちやいるどらんど六丁の目南保育園
	<太白区> (保育所)富沢南なないろ保育園、鹿野なないろ保育園、向山保育所、中田なないろ保育園、仙台元氣保育園 (認定こども園)西多賀チェリーこども園、バンビの森こども園、太子堂すいせんこども園 (小規模保育事業)こぶたの城おのだ保育園、砂押こころ保育園、こころの星保育園
	<泉区> (保育所)長命ヶ丘保育所 (認定こども園)泉チェリーこども園、寺岡すいせんこども園、幼保連携型認定こども園やかまし村、幼保連携型認定こども園高森サーラこども園、泉すぎのこども園 (小規模保育事業)ハピネス保育園市名坂
令和 8 年度: 58 か所 (令和8年6月 1日現在)	
定 員	各保育所等につき 1 日あたりおおむね 10 人程度を上限とし、その範囲内で児童の年齢等を考慮して受け入れる。
保 育 時 間	おおむね午前 7 時 30 分から午後 6 時まで(月～土曜日)で利用承認した時間

一時預かり 利用料	・3歳未満児 日額 2,400 円(半日利用の場合 1,200 円) ・3歳以上児 日額 1,200 円(半日利用の場合 600 円) 生活保護世帯及び市民税非課税世帯については無料。また、保育施設等の利用待機とな って継続的利用保育サービスを利用する場合には、月額 5 万円(ただし、保育施設等利用 の際の月額保育料が 5 万円を超える場合はその月額保育料)を上限とする。また、多胎児 支援事業を実施している市内施設にて、3 歳未満の多胎児が緊急保育サービスもしくは 私的理由による保育サービスとして一時預かり事業を同時に利用する場合、保護者負担 額は 1 名分の利用料金とする。
	・給食費 日額 300 円

(3) 経緯

平成 5 年 6 月から公立保育所 2 か所において、保護者の疾病や出産等により緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対して「緊急保育サービス」を開始。さらにパートタイム就労等の就労形態の多様化に伴い、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育ニーズに対応するため、平成 9 年 4 月から「非定型的保育サービス」を実施した。

保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の「私的理由による保育サービス」を平成 11 年度から実施し、また、「非定型的保育サービス」のうち月 64 時間以上の家庭保育が困難となる就学前児童に対する特定保育事業を平成 18 年度から実施していたが、平成 27 年度より、利用要件を整理した上で、「継続的利用保育サービス事業」に変更している。

平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、これまでの公立・私立保育所に加えて、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所(同制度に基づく事業所)においても実施することとなった。また、施設を利用することの数が施設の利用定員に満たない場合に、利用定員の範囲内において一時的な預かりを行う事業(余裕活用型)を新たに開始した。

平成 28 年度から、保育施設等の利用待機となって「継続的利用保育サービス」を利用する場合について、ひと月の利用料の上限を 5 万円(ただし、保育施設等利用の際の月額保育料が 5 万円を超える場合はその月額保育料)とすることとした。

令和 2 年度に国で補助単価の改正及び新規加算の創設が行われたことを踏まえ、特別支援児童(障害児・多胎児)加算を新たに追加した。

また、保育団体等の意見・要望を踏まえ、令和 3 年 5 月より「緊急保育サービス」もしくは「私的理由による保育サービス」を 3 歳未満の多胎児が同時に利用した場合、保護者負担額は 1 名分の料金とする事業を市内 6 施設にて開始した。さらに、令和 4 年 6 月より、この 6 施設の職員が多胎児を育てる家庭の自宅を訪問し、一時預かりの利用を促す訪問支援事業を開始した。

(4) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	183,945 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	167,057 千円	49,248 千円	49,248 千円
令和 6 年度	153,205 千円	49,357 千円	49,357 千円
令和 5 年度	170,153 千円	57,592 千円	57,592 千円
令和 4 年度	180,174 千円	62,488 千円	62,488 千円
令和 3 年度	209,121 千円	71,872 千円	71,872 千円

※補助率:国 1/3、県 1/3

5 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(幼保企画課、認定給付課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、仙台市乳児等通園支援事業認可要綱、仙台市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(2) 事業の内容

概 要	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、普段保育施設等に通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満のこどもを対象に、月 10 時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる新たな通園給付として、令和 8 年度から全国の自治体で実施している。
実 施 施 設 数	37 施設(令和 8 年 4 月 1 日時点)
対 象 児 童	生後 6 か月から満 3 歳未満までの普段保育施設等を利用していない児童
利 用 料	・1 時間あたり標準 300 円 生活保護世帯及び市町村民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯は減免。 給食費は、施設が定める額を実費負担。

(3) 事業費

・乳児等支援給付費

	予算額	国庫負担金	県負担金
令和 8 年度	45,420 千円	—	—

※負担率:国 3/4、県 1/8

・乳児等通園支援事業補助金

	決算額	国庫補助額
令和 7 年度	6,670 千円	5,002 千円

※補助率:国 3/4

(4) 事業開始までの経過

- ① 令和 5 年度:保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業…5 施設で実施
こども誰でも通園制度の創設に向けたモデル事業の国の補助金を活用し、定員に空きのある保育所等において、普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を週 1 日から 2 日定期的に預かる事業を実施した。
- ② 令和 6 年度:こども誰でも通園制度の試行的事業…10 施設で実施
国の補助金を活用し、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業を実施した。対象となる児童や月の預かり時間等は、乳児等通園支援事業の事業概要と同じ。
- ③ 令和 7 年度:乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)…19 施設で実施
国の補助金を活用し、令和 8 年度からの給付制度化に向け、実施施設の拡充を図りながら事業を実施した。対象となる児童や月の預かり時間等は、乳児等通園支援事業の事業概要と同じ。

6 産休明け保育事業(運営支援課)

(1) 事業の概要

産休育休後に仕事に復帰する親の支援のため、保育所等において生後 8 週を経過した乳児を受け入れる保育サービスの実施箇所数を、新設保育所等の整備とあわせて拡大する。

(2) 実施施設数の推移

	公立保育所	私立保育所等	合 計
令和 8 年度	1 か所	241 か所	242 か所
令和 7 年度	1 か所	237 か所	238 か所
令和 6 年度	1 か所	236 か所	237 か所
令和 5 年度	1 か所	234 か所	235 か所
令和 4 年度	1 か所	234 か所	235 か所
令和 3 年度	1 か所	221 か所	222 か所

7 病児・病後児保育事業(幼保企画課、認定給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市病児・病後児保育事業実施要綱

(2) 事業の概要

概 要		病気(当面病状の急変が認められない場合)または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童で保護者の勤務の都合などのため家庭で育児を行うことが困難な児童(おおむね生後 6 か月から小学 6 年生)を対象として、診療所に付設された施設等で保育を行う。
実施施設		てらさわ小児科(平成 11 年 7 月 1 日～) わくわくモリモリ保育所(平成 29 年 4 月 1 日～) 幼保連携型認定こども園仙台保育園(平成 28 年 4 月 1 日～) すずき整形外科・小児科内科(平成 11 年 7 月 1 日～) こん小児科クリニック(令和 2 年 11 月 2 日～)
実施方法	事前登録	「登録申請書」を実施施設に提出する。
	利用申請	かかりつけ医からの「家庭医連絡票」を添えて、申請書を直接実施施設に提出する。
	利用時間	午前 8 時から午後 6 時まで開設
	利用日	てらさわ小児科 月～土曜日 わくわくモリモリ保育所 月～土曜日 幼保連携型認定こども園仙台保育園 月～金曜日 すずき整形外科・小児科内科 月～金曜日 こん小児科クリニック 月～金曜日
	利用期間	1 枚の「家庭医連絡票」で、連続して 7 日間以内
	利用料金	1 日あたり 2,000 円で、利用者が直接実施施設へ支払う(他におやつ等実費負担あり)。 ※生活保護世帯及び市民税非課税世帯を対象とした減免制度あり

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	68,339 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	66,153 千円	21,522 千円	21,522 千円
令和 6 年度	64,003 千円	21,003 千円	20,854 千円
令和 5 年度	59,749 千円	19,479 千円	19,479 千円
令和 4 年度	59,206 千円	19,378 千円	19,378 千円
令和 3 年度	59,952 千円	23,268 千円	23,268 千円

※補助率:国 1/3、県 1/3

(4) 利用者数の推移

(単位:人)

	合計		青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区	
	人 数	延べ 人数	人 数	延べ 人数	人 数	延べ 人数	人 数	延べ 人数	人 数	延べ 人数	人 数	延べ 人数
令和 7 年度	1,154	1,661	411	613	70	90	136	202	213	280	324	476
令和 6 年度	1,206	1,763	403	618	74	106	129	183	238	323	362	533
令和 5 年度	1,341	1,999	481	680	107	154	157	234	209	332	387	599
令和 4 年度	927	1,360	374	574	166	229	84	143	116	151	187	263
令和 3 年度	980	1,409	329	505	140	197	106	161	206	280	199	266

8 幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業(認定給付課)

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、仙台市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給要綱

(2) 事業の概要

概 要	幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、幼児を対象とした多様な集団活動事業(インターナショナルスクール等)を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、利用料に関する給付金の支給を行うもの。 子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業のうち、多様な事業者の参入促進・能力活用事業として令和3年4月より国で制度化され、本市では令和3年度利用分から実施している。
対 象 施 設	基準適合審査により対象施設の決定を受けた次の施設 (令和8年4月1日時点:2か所) ・ホライゾンジャパンインターナショナルスクール仙台青葉校 ・ホライゾンジャパンインターナショナルスクール仙台泉校
対 象 幼 児	次の要件をすべて満たす者 ・仙台市に居住している満3歳以上の小学校就学前であること ・幼児教育・保育無償化の対象となっていないこと ・対象施設をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用していること
支 給 金 額	対象施設の月額利用料と月額支給上限額(2万円)のいずれか低い方の額

(3) 支給状況

	対象施設数	支給児童数
令和7年度	2施設	41人
令和6年度	2施設	36人
令和5年度	2施設	37人
令和4年度	2施設	52人
令和3年度	2施設	32人

(4) 事業費

	決算額	国庫補助額	県費補助額
令和 8 年度	5,040 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	6,200 千円	2,066 千円	2,066 千円
令和 6 年度	4,920 千円	1,640 千円	1,640 千円
令和 5 年度	5,300 千円	1,766 千円	1,766 千円
令和 4 年度	6,800 千円	2,266 千円	2,266 千円
令和 3 年度	4,480 千円	1,493 千円	1,493 千円

※補助率：国 1/3、県 1/3

§4 教育・保育の質の向上と人材確保

1 指導監査の実施(運営支援課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、仙台市児童福祉法の施行に関する条例、仙台市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例、仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、仙台市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(2) 事業の概要

子ども・子育て支援新制度以降は、従来の私立保育所に対する児童福祉施設監査に加え、認定こども園法に基づき設置された幼保連携型認定こども園や、児童福祉法上、新たに認可事業と位置付けられた地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)に対して、各々の認可基準等の遵守状況を確認する「施設監査」と、子ども・子育て支援法上の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営基準等の遵守状況を確認する「確認指導監査」の 2 つの法的性格を有する監査を実施しており、教育・保育の適正かつ円滑な実施を確保するため、また給付費の支給の適正化を図るために必要な助言・指導等の措置を講じている。

(3) 実施状況

(単位：か所)

		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
公立保育所	施設数	31	32	32	33	33
	実施数	31	32	32	33	33
私立保育所	施設数	100	110	119	132	148
	実施数	100	110	119	132	148
認定こども園	施設数	134	120	105	83	52
	実施数	131	116	104	78	46
小規模保育事業 A・B 事業所内保育事業	施設数	123	122	120	127	129
	実施数	122	121	119	126	128
家庭的保育事業 小規模保育事業 C	施設数	42	44	46	47	51
	実施数	41	43	46	46	49
居宅訪問型 保育事業	施設数	1	1	—	—	—
	実施数	1	1	—	—	—

※施設数には、監査実施期間に開所した施設及び施設類型を変更した施設を含む

2 幼稚園教員研修支援(認定給付課)

(1) 事業の概要

本市において、幼児教育の中核的な役割を私立幼稚園が担っていることを踏まえ、仙台市私立幼稚園・認定こども園連合会との共催により幼稚園教諭の研修を実施し、その経費の一部を負担金として交付している。

(2) 事業費

	決算額
令和8年度	1,500千円 (予算額)
令和7年度	1,500千円
令和6年度	1,500千円
令和5年度	1,500千円
令和4年度	1,500千円
令和3年度	1,500千円

(3) 対象事業の実施状況

- ・新採用教員研修事業
- ・主任リーダー研修会
- ・仙台市私立幼稚園教員研修大会・講演会
- ・保育者研修会
- ・各地区研修補助
- ・「紀要」(各地区研修の内容をまとめた冊子)の編集・印刷

3 保育従事者の研修(運営支援課)

保育所職員は、常に自己研鑽に励み、職責を遂行するための必要な知識及び技能の修得といった専門性の向上に努めなければならないとされ、本市においては、公立保育所と私立保育所が協力し合って研修機会の確保に努めてきた。あわせて、認可外保育施設等に対する研修の機会を提供し、市内の保育の質の維持向上を目的に実施してきた。

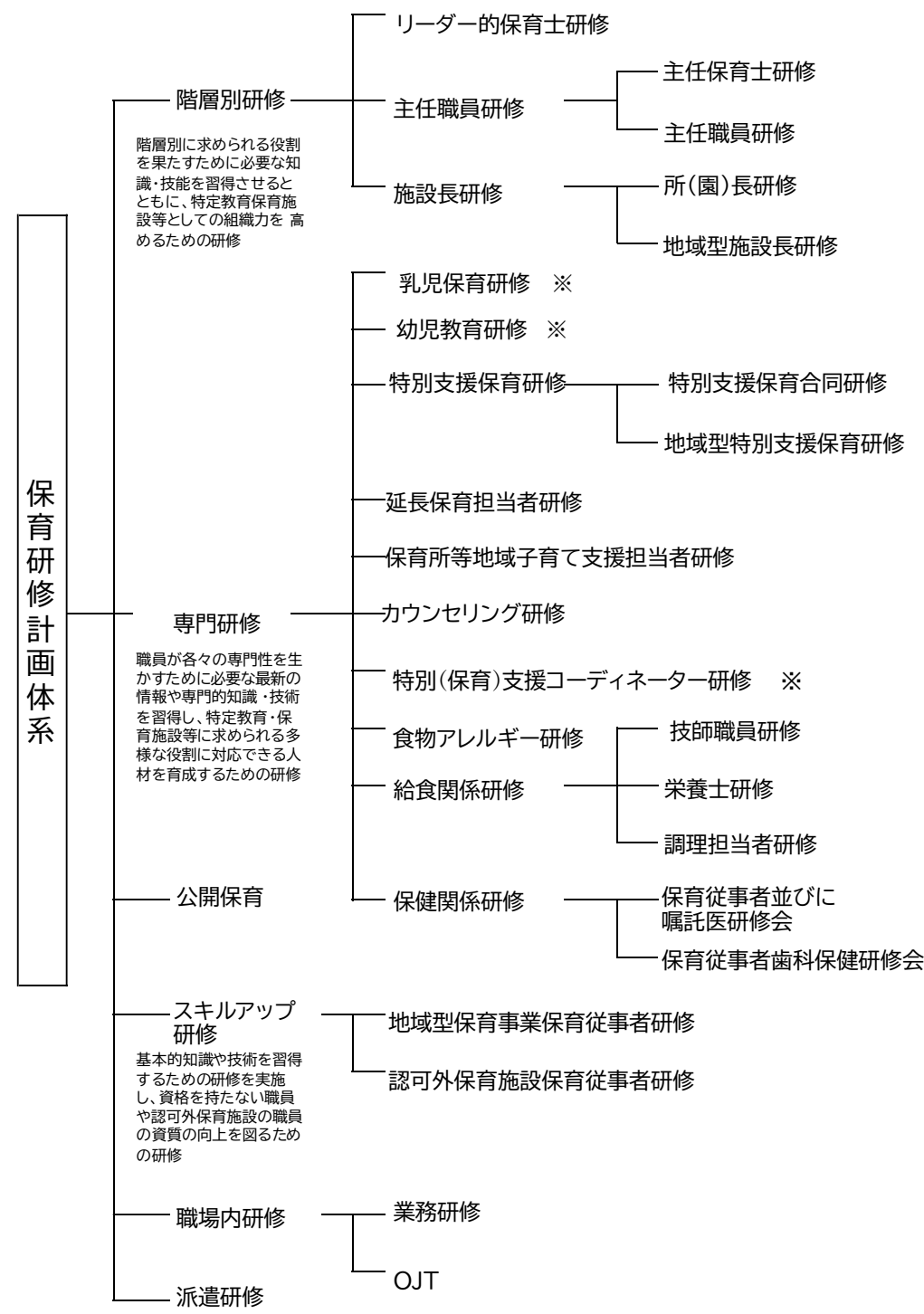
加えて、子ども・子育て支援新制度においては、「良質かつ適切な教育及び保育の提供体制の確保」が市町村の責務として課され、教育・保育施設の質の確保及び向上を図ることが必要とされていることから、その具体的手法として、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上が求められている。

これらを踏まえ、こどもの健やかな成長を促すとともに、保護者や地域の子育て支援を行う等、多様な役割や機能が求められている保育従事者に対する階層別研修、専門研修等を体系的、計画的に実施している。

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、保育所保育指針

(2) 仙台市保育研修計画体系



※専門研修中、「特別(保育)支援コーディネーター研修」、「乳児保育研修」、「幼児教育研修」については、処遇改善等加算区分3(「6 保育士等の処遇改善(1)施設型給付費等に係る処遇改善等加算」参照)の要件となる専門分野別研修の研修機関として宮城県より指定を受けている

(3) 事業費及び実施状況の推移

① 階層別・専門研修、スキルアップ研修

	決算額	国庫補助額	階層別・専門研修		スキルアップ研修	
			実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
令和 8 年度	22,807 千円 (予算額)	—	—	—	—	—
令和 7 年度	17,835 千円	8,917 千円	50 回	1,940 人	6 回	293 人
令和 6 年度	17,458 千円	8,693 千円	50 回	1,828 人	6 回	307 人
令和 5 年度	16,743 千円	8,370 千円	50 回	1,786 人	6 回	337 人
令和 4 年度	13,036 千円	6,517 千円	40 回	1,383 人	6 回	343 人
令和 3 年度	15,957 千円	7,977 千円	37 回	1,528 人	4 回	248 人

※補助率:1/2

② 職場内研修

各々の特定教育・保育施設等における取り組むべき身近な課題をテーマとし、職員同士が議論しながら問題を解決するなど、学びあう職場環境づくりをすすめる。

	決算額	国庫補助額	実施回数	参加人数
令和 8 年度	0 千円 (予算額)	—	—	—
令和 7 年度	0 千円	—	663 回	9,423 人
令和 6 年度	59 千円	30 千円	693 回	8,957 人
令和 5 年度	647 千円	323 千円	599 回	7,689 人
令和 4 年度	625 千円	312 千円	623 回	7,690 人
令和 3 年度	642 千円	321 千円	632 回	8,375 人

※補助率:1/2

※決算(予算)額は、令和 6 年度年央より、「Ⅱ・§4・3 (3) ① 階層別・専門研修、スキルアップ研修」に含まれる

③ 派遣研修

こどもと子育て家庭をめぐる国の動向や最新の保育理論や実践、他都市の具体的な取り組みを学ぶことにより、より専門的で実践的な知識や理論を習得するとともに、他の特定教育・保育施設等の職員との情報交換等を通じて、自らの保育実践を振り返り、課題解決に繋げる。

	決算額	実施回数	参加人数
令和 8 年度	605 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	324 千円	20 回	150 人
令和 6 年度	334 千円	31 回	99 人
令和 5 年度	213 千円	19 回	56 人
令和 4 年度	95 千円	19 回	56 人
令和 3 年度	98 千円	12 回	26 人

4 保育専門技術向上支援事業(スーパーバイズ)(運営支援課)

保育施設等においては、いわゆる気になる子や配慮が必要な子のほか、病気等で育児が困難な保護者や、虐待等不適切な養育が懸念される保護者への対応に苦慮するケースが増えてきており、児童一人ひとりの特徴を踏まえたきめ細かな保育を実現するとともに、保護者への適切な支援を図ることが求められている。

このため、平成 19 年 4 月から、発達心理学や臨床心理学等の外部専門家をスーパーバイザーとして迎え、巡回相談等を通じ、個々のケースの適切な理解や具体的な対応のアドバイスを受けている。

(1) 事業の概要

対象施設	公立・私立保育所(園)、認定こども園及び私立幼稚園
スーパーバイザーの 活動内容	・具体的なケース事例を踏まえたケース検討会 ・保護者対応に関するグループ討議 ・専門知識取得のための学習会 ・技術向上のためのロールプレイング

(2) 事業費等

	決算額	スーパー バイザー数	対象施設数	
			公立・私立保育所(園)、 認定こども園	私立幼稚園 (幼稚園型 認定こども園含む)
令和 8 年度	5,356 千円 (予算額)	23 人	71 か所	9 か所
令和 7 年度	5,472 千円	24 人	72 か所	8 か所
令和 6 年度	5,006 千円	21 人	68 か所	5 か所
令和 5 年度	5,428 千円	22 人	64 か所	16 か所
令和 4 年度	5,333 千円	18 人	65 か所	15 か所
令和 3 年度	4,688 千円	16 人	56 か所	16 か所

5 特別(保育)支援コーディネーター養成事業(運営支援課)

様々な困難な事例に対応できるような基礎知識と実践力を身につけたコーディネーター(キーパーソン的人材)を養成するため、平成 20 年度から公立保育所において「特別(保育)支援コーディネーター養成事業」として初級研修を計画的に実施。各保育所に特別(保育)支援コーディネーターが一定数配置されたことから、平成 27 年度から初級研修等を一時休止していたが、職員の異動や退職により減少したため、令和元年度に再開した。

私立保育所(園)においては、平成 21 年度及び平成 22 年度に特別(保育)支援コーディネーター初級研修を実施。その後、実施していなかったが、様々な事例に対応できる人材の養成を目的に、平成 27 年度から私立保育所(園)・幼保連携型認定こども園職員を対象に初級研修、平成 28 年度からフォローアップ研修を再開、実施している。また、令和元年度からは保育所型認定こども園職員も対象としている。

(1) 事業の概要

特別(保育)支援コーディネーター研修

目的及び 対象者	初級研修	<目的> 保育所(園)、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園において、特別な配慮を必要とする児童やその保護者に適切に対応できる人材として、特別(保育)支援コーディネーターを養成する。
		<対象者> ・仙台市内保育所(園)、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園職員 ・主任保育士またはそれに準ずる保育士 ・過年度の初級研修受講者を除く
	フォローアップ研修	<目的> 保育所(園)においてコーディネーターとしての役割を果たすため、前年度学んだ内容を更に深め、必要な知識・技術を習得し、スキルアップを図る。
		<対象者> ・仙台市内保育所(園)、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園職員 ・前年度初級研修修了者

	チーフ研修	<目的> 保育所において、配置された複数のコーディネーターが連携しながら課題を解決するため、核となる職員(チーフコーディネーター)を養成する。
		<対象者> ・公立保育所職員 ・初級、フォローアップ研修修了者
講師	大学の教授・准教授・臨床心理士ほか	

(2) 事業費

「Ⅱ・§4・3 保育従事者の研修」に含まれる。

(3) 受講者数の推移

	初級研修受講者		フォローアップ研修受講者		チーフコーディネーター 研修受講者
	公立	私立	公立	私立	公立
令和7年度	24人	105人	28人	92人	16人
令和6年度	27人	127人	19人	78人	19人
令和5年度	26人	118人	21人	85人	24人
令和4年度	25人	102人	22人	77人	22人
令和3年度	21人	115人	28人	70人	29人

6 保育士等の処遇改善(認定給付課)

(1) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくための費用を、職員の平均経験年数に応じた人件費の加算(処遇改善等加算区分1)、職員の賃金改善に応じた人件費の加算(処遇改善等加算区分2)及び職員の技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算(処遇改善加算区分3)として給付する。

① 処遇改善等加算区分1・区分2

職員1人当りの平均経験年数に応じて、下記「加算率区分表」の基礎分及び賃金改善分の値を合計して得た率を加算する。

(加算率区分表)

職員1人当たりの 平均経験年数	加算率	
	区分1 (基礎分)	区分2 (賃金改善分)
11年以上	12%	7%
10年以上 11年未満	12%	6%
9年以上 10年未満	11%	
8年以上 9年未満	10%	
7年以上 8年未満	9%	
6年以上 7年未満	8%	
5年以上 6年未満	7%	
4年以上 5年未満	6%	
3年以上 4年未満	5%	
2年以上 3年未満	4%	
1年以上 2年未満	3%	
1年未満	2%	

備考

1 基礎分は、キャリアパス要件(職員の職務内容等に応じた勤務条件や賃金体系を書面で定めていること、職員の資質の向上のための研修の機会を確保すること、資格取得のための支援等の取り組みを実施していること等の要件)に適合している施設・事業所が対象となる。

2 賃金改善分は、要件に適合する施設・事業所が対象となる。

② 処遇改善等加算区分 3

一定の技能・経験を積んだ職員を対象として、「副主任保育士」や「職務分野別リーダー」といった役職を発令することにより、個々人のキャリアアップを図り、賃金に反映させることを目的とした加算を行う。

(保育士等における職名及び要件)

職名	要件(保育所及び地域型保育事業所を抜粋)
副主任保育士・専門リーダー (月額 4 万円の処遇改善)	・経験年数おおむね 7 年以上 ・「乳児保育」、「幼児教育」、「障害児保育」、「食育・アレルギー」、「保健衛生・安全対策」、「保護者支援・子育て支援」、「保育実践」及び「マネジメント」研修のうち、4 つ以上の分野の研修(副主任保育士はマネジメント研修必修)を修了 ・副主任保育士・専門リーダーとしての発令を受けている
職務分野別リーダー (月額 5 千円の処遇改善)	・経験年数おおむね 3 年以上 ・上記研修のうち、担当する職務分野の研修を修了 ・修了した研修分野に係る職務分野別リーダーとしての発令を受けている

(2) 仙台市保育士等就労スタートアップ事業費補助金

① 根拠法令等

仙台市保育士等就労スタートアップ事業費補助金交付要綱

② 事業の概要

職員の処遇向上及び労働環境の改善を通じて保育に携わる人材の確保を図るため、私立保育所、認定こども園、幼稚園(施設型給付を受ける園のみ)、小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所での通算経験年数が 3 年未満の職員の給与改善に要する経費を仙台市独自で助成するもの。平成 30 年度から実施。

③ 助成額

対象者 1 人当たり月額

保育所・地域型保育事業 6,130 円(上限額)

認定こども園 6,290 円(上限額)

幼稚園 6,460 円(上限額)

④ 事業費

	決算額	内 訳	
令和 8 年度	61,141 千円 (予算額)	保育所	22,425 千円
		認定こども園	31,356 千円
		幼稚園	2,556 千円
		地域型保育事業	4,804 千円
令和 7 年度	63,530 千円	保育所	82 施設 20,902 千円
		認定こども園	121 施設 34,811 千円
		幼稚園	22 施設 3,275 千円
		地域型保育事業	44 施設 4,542 千円
令和 6 年度	65,760 千円	保育所	94 施設 24,775 千円
		認定こども園	106 施設 33,117 千円
		幼稚園	19 施設 2,670 千円
		地域型保育事業	46 施設 5,198 千円

	決算額	内 訳	
令和 5 年度	69,847 千円	保育所 認定こども園 幼稚園 地域型保育事業	106 施設 30,652 千円 92 施設 29,350 千円 18 施設 2,642 千円 66 施設 7,203 千円
令和 4 年度	70,353 千円	保育所 認定こども園 幼稚園 地域型保育事業	119 施設 35,910 千円 74 施設 23,388 千円 13 施設 2,088 千円 77 施設 8,968 千円
令和 3 年度	69,318 千円	保育所 認定こども園 幼稚園 家庭的保育事業・ 小規模保育事業C型 小規模保育事業A型・B型 事業所内保育事業	127 施設 39,495 千円 47 施設 17,113 千円 14 施設 2,006 千円 2 施設 86 千円 70 施設 8,486 千円 8 施設 2,132 千円

(3) 仙台市キャリアアップ研修参加支援助成金

① 根拠法令等

仙台市キャリアアップ研修参加支援助成金交付要綱

② 事業の概要

処遇改善等加算区分 3 の要件に係る職員のキャリアアップ研修への参加を促進するため、私立保育所、認定こども園、幼稚園(施設型給付を受ける園のみ)、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を運営する事業者に対し、職員がキャリアアップ研修に参加することで必要となる職員人件費等の経費を助成するもの。平成 30 年度から実施。

③ 助成額

対象職員 1 人につき研修受講時間 1 時間当たり 570 円(1 施設 100 千円を上限とする)

④ 事業費

	決算額	内 訳	
令和 8 年度	17,230千円 (予算額)	保育所 認定こども園 幼稚園 地域型保育事業	5,554 千円 — 6,866 千円 888 千円 3,922 千円
令和 7 年度	19,986千円	保育所 認定こども園 幼稚園 地域型保育事業	72施設 5,750千円 104施設 8,432千円 15施設 877千円 101施設 4,927千円
令和 6 年度	17,230 千円	保育所 認定こども園 幼稚園 地域型保育事業	81 施設 5,554 千円 90 施設 6,866 千円 13 施設 888 千円 88 施設 3,922 千円
令和 5 年度	14,594 千円	保育所 認定こども園 幼稚園 地域型保育事業	87 施設 5,500 千円 81 施設 5,373 千円 10 施設 646 千円 87 施設 3,075 千円
令和 4 年度	14,118 千円	保育所 認定こども園 幼稚園 地域型保育事業	99 施設 6,080 千円 57 施設 3,600 千円 5 施設 266 千円 101 施設 4,172 千円

	決算額	内訳	
令和 3 年度	15,695 千円	保育所	120 施設 8,090 千円
		認定こども園	37 施設 2,255 千円
		幼稚園	5 施設 155 千円
		家庭的保育事業・	
		小規模保育事業C型	16 施設 447 千円
		小規模保育事業A型・B型	83 施設 4,184 千円
		事業所内保育事業	11 施設 564 千円

7 保育士資格等取得支援事業(運営支援課)

(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援

① 事業の概要

幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、認定こども園等に勤務する幼稚園教諭が、保育士資格を取得するために要する経費等に対して助成するもの。また、認定こども園等に勤務している幼稚園教諭の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた職員に係る雇上費を助成するもの。平成 27 年度から実施。

② 助成額

ア 特例制度により保育士資格を取得するために要した養成施設受講料

対象者 1 人につき、養成施設の受講に要した経費の 2 分の 1(上限 10 万円)

イ 代替保育士雇上費

1 日あたり 8,040 円

③ 事業費

	決算額	内訳	国庫補助額
令和 8 年度	— (配当予算による執行)	—	—
令和 7 年度	127 千円	(受講料)3 施設	63 千円
令和 6 年度	0 千円	—	—
令和 5 年度	0 千円	—	—
令和 4 年度	0 千円	—	—
令和 3 年度	39 千円	(受講料)1 施設	19 千円

※補助率:1/2

(2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

① 事業の概要

幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、認定こども園等に勤務する保育士が、幼稚園教諭免許状を取得するために要した経費等を助成するもの。また、認定こども園等に勤務している保育士の幼稚園教諭免許状取得に伴い代替として雇い上げた職員に係る雇上費を助成するもの。平成 27 年度から実施。

② 助成額

ア 特例制度により幼稚園教諭免許状を取得するために要した大学受講料

対象者 1 人につき、大学の受講に要した経費の 2 分の 1(上限 10 万円)

イ 代替幼稚園教諭雇上費

1 日あたり 8,040 円

③ 事業費

	決算額	内訳	国庫補助額
令和 8 年度	— (配当予算による執行)	—	—
令和 7 年度	158 千円	(受講料)6 施設	79 千円
令和 6 年度	572 千円	(受講料)16 施設	250 千円
令和 5 年度	219 千円	(受講料)7 施設	108 千円
令和 4 年度	160 千円	(受講料)7 施設	78 千円
令和 3 年度	0 千円	—	—

※補助率:1/2

(3) 認可外保育施設保育士資格取得支援

① 事業の概要

認可外保育施設等が雇用している保育士資格を持たない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した経費等を助成するもの。平成 25 年度から実施。

② 助成額

ア 養成施設受講料

対象者 1 人につき、養成施設の受講等に要した経費の 2 分の 1 (上限 30 万円)

イ 代替保育従事者雇上費

1 日あたり 8,040 円

③ 事業費

平成 29 年度以降、助成の実績はない。

※補助率:1/2

8 保育士人材確保対策(運営支援課)

(1) 私立保育所等就職説明会 ※令和6年度事業終了

保育士の確保を図るため、保育士養成施設の卒業予定者や潜在保育士等を対象に、私立保育所等が保育内容や特色、採用情報等を直接説明する機会を設けることにより、市内保育施設への就職を促進する。平成 29 年度から事業開始。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度から令和 5 年度までは Web 開催。令和 6 年度は集合形式に戻して開催した。

① 事業の概要

目 的	市内各保育施設の保育士確保を支援する。
対 象 者	保育士として就職を希望する者
内 容	法人・施設毎にブースを設置し、就職希望者等に対し、それぞれの保育施設の雇用状況や魅力等についてPRする。

② 実施状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
来場者数	延べ 140 人	延べ 216 人	延べ 84 名	延べ 104 名	17 名

③ 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 6 年度	2,299 千円	1,150 千円
令和 5 年度	2,604 千円	1,301 千円
令和 4 年度	2,495 千円	1,247 千円
令和 3 年度	2,495 千円	1,247 千円
令和 2 年度	1,969 千円	984 千円

※補助率:1/2

(2) 若手保育士向けカフェ

保育士経験が 3 年以下の若手保育士を対象に、先輩保育士を交え、仕事の悩みややりがい、思いを語り合う機会を設けることにより、若手保育士の就業継続及び離職防止を支援する。令和 4 年度から事業開始。

① 事業の概要

目 的	若手保育士の就業継続及び離職防止を支援する。
対 象 者	市内保育施設に勤務する保育士経験 3 年以下の若手保育士
内 容	若手保育士が仕事の悩みややりがい、思いを語り合う。

② 実施状況

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
参加者数	31 人	40 人	41 人	34 人

③ 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	96 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	72 千円	36 千円
令和 6 年度	40 千円	19 千円
令和 5 年度	28 千円	14 千円
令和 4 年度	31 千円	16 千円

※補助率:1/2

(3) 保育士宿舎借り上げ支援事業

① 事業の概要

雇用する保育士の宿舎を借り上げた事業者に対し、宿舎の費用(家賃、共益費、管理費)の一部を補助する。
平成 30 年度から事業開始。

② 補助額

補助対象経費(上限 5.5 万円)の 4 分の 3(月額)

※事業者負担:4分の 1

③ 事業費

	決算額	内 訳	国庫補助額
令和 8 年度	203,400 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	173,236 千円	新規 130 人 令和 6 年度からの継続 313 人	115,452 千円
令和 6 年度	161,117 千円	新規 156 人 令和 5 年度からの継続 266 人	107,370 千円
令和 5 年度	152,241 千円	新規 133 人 令和 4 年度からの継続 273 人	101,466 千円
令和 4 年度	150,684 千円	新規 148 人 令和 3 年度からの継続 238 人	100,429 千円
令和 3 年度	118,850 千円	新規 146 人 令和 2 年度からの継続 168 人	79,208 千円

※補助率:2/3

(4) 私立保育所等魅力発信支援事業

インターネットにより、市内私立保育所等の魅力などを広く発信し、保育所等の人材確保を支援する。

① 事業の概要

目 的	私立保育所等への保育士の就業を促進する。
対 象 者	保育士として就職を希望する者
内 容	保育士求人情報サイト内に本市特設ページを開設し、市内私立保育所等の魅力や求人情報を発信するとともに、本市就労支援施策の紹介等を実施し、市内私立保育所等の保育士等人材確保を促進する。

② 実施状況

	令和 6 年度	令和 7 年度
ページ閲覧回数	1,077 回	555 回

③ 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	— (配当予算による執行)	—
令和 7 年度	2,750 千円	1,375 千円
令和 6 年度	3,630 千円	1,815 千円

※補助率:1/2

(5) 私立保育所等インターンシップ支援事業補助金

若手保育士の離職防止のため私立保育所等のインターンシップを支援することで、保育士人材確保対策を推進する。

① 事業の概要

目 的	私立保育所等を対象に若手保育士の就業及び離職防止を支援する。
対 象 者	私立保育所等
内 容	若手保育士が離職する大きな原因と言われるリアリティショック(就職前の理想と現実とのギャップに打ちのめされること)解消の為に、私立保育所等が取り組むインターンシップを支援する事業を実施する。

② 補助額

インターンを受け入れる際に必要となる下記ア～エの経費の合計額か 1 園あたり上限額である 363 千円かいずれか低い方

ア インターンに支出した報酬のうち、宮城労働局長が公示する最低賃金相当額

イ インターンに対して掛けた保険料のうち、厚生労働大臣が定める労災保険料相当額

ウ インターンに支出した交通費のうち、インターンひとりに対して 1 日あたり 400 円までの額

エ 腸内細菌検査の手数料のうち、インターンひとりに対してひと月 1 回あたり 500 円までの額

③ 事業費

	決算額	内 訳	国庫補助額
令和 8 年度	3,670 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	435 千円	4 施設	217 千円
令和 6 年度	871 千円	5 施設	435 千円
令和 5 年度	429 千円	5 施設	214 千円

※補助率:1/2

(6) 保育施設等の保育士等からの相談窓口

保育現場の離職防止を図るために、保育士等が日々の仕事上における悩み等について匿名で相談できる専門窓口を開設する。令和7年度事業開始。

① 事業の概要

目 的	保育士等の離職防止を図る。
対 象 者	仙台市内の保育施設等に勤務する職員
内 容	日々の仕事や職場についての悩み・不安・不満などについて、保育士や臨床心理士などの専門スタッフが相談に応じる。匿名による相談や相談の経過を記録した上での複数回の相談にも対応。

② 実施状況

	令和7年度
利用者	24 件

③ 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	3,701 千円 (予算額)	—
令和7年度	6,184 千円	2,017 千円

※補助率:1/2(上限 2,017 千円)

9 保育所等における食育推進事業(運営支援課)

(1) 根拠法令等

食育基本法、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について〔食育基本法〕、保育所保育指針、仙台市食育推進計画第3期

(2) 事業の概要

事業目的	毎日の給食や野菜栽培・調理体験の食育活動を積み重ね、こどもたちが食に興味を持ち、食べることを楽しむ気持ちを育む。
対 象 者	公立・私立保育所(園)、認定こども園 入所児童及びその保護者
実 施 機 関	公立・私立保育所(園)、認定こども園
実 施 内 容	各施設において食育計画に基づいた活動計画を作成し、日々の食事の場面等を通して食事のマナーや食習慣、衛生習慣を身につけるよう働きかけを行っている。 また、作物の世話や生長の観察、収穫を通じた活動を実施し、食べる体験につなげる取り組みも行っている。

(3) 実施状況

令和8年4月1日時点で、公立保育所では全施設において、私立保育所(園)では91施設、認定こども園では150施設において実施している。

10 乳幼児期における食物アレルギー対応の充実(運営支援課)

(1) 根拠法令等

保育所保育指針、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

(2) 事業の概要

事業目的	公立・私立保育所(園)・認定こども園に対して、食物アレルギー児の入所に関する調査を実施し、各施設の状況を把握したうえで、必要とされる研修会、マニュアルの見直しなどを検討・実施し、保育所等におけるアレルギー対応の充実を図る。
対 象 者	公立・私立保育所(園)・認定こども園の職員

実 施 機 関	公立・私立保育所(園)・認定こども園
事 業 内 容	・仙台市保育所等における食物アレルギー児の入所に関する調査。 ・食物アレルギーにおいて「エビペン®」を処方された児童がいる対象保育所等において研修会を実施。 ・食物アレルギーに対する正しい知識と給食に対する理解を深めるための研修会を実施。

(3) 食物アレルギー児童入所状況(公立・私立保育所(園)、認定こども園)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
食物アレルギー児入所施設数(か所)	210	219	231	233	235
全施設に対する割合(%)	94.2	93.8	95.9	95.5	96.3
食物アレルギー児童数(人)	963	1,009	1,052	1,154	1,173
全入所児童数に対する割合(%)	4.9	5.2	5.3	5.8	6.0
食物アレルギー児童数/全施設数(人)	4.3	4.3	4.4	4.7	4.8

(4) 食物アレルギー研修

平成25年度から年1回、食物アレルギーに対する正しい知識を深めることと緊急時の対応等について、専門医による講演を行っている。令和元年度までは食物アレルギーを有する児童の保護者や市民を対象に、令和2年度からは保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業A・B・C型及び事業所内保育事業の職員を対象に実施。

11 幼・保・小連携の推進(運営支援課)

こどもたちが小学校へ円滑に移行できるよう、保育所、認定こども園、幼稚園におけるこどもの育ちの姿についての理解を共有する観点から、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等を活用し、一人ひとりのこどもの発達の姿を小学校に伝えている。また、幼・保・小の連絡会においては、共通の様式を用いた引き継ぎ等を行い、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の相互理解と連携の促進に取り組んでいる。

(1) 乳幼児とふれあう機会の充実

保育所において体験学習やボランティアを受け入れ、乳幼児とふれあう機会を提供し、小学生や中学生、高校生が命の大切さや家庭の意義を理解できるようにしている。

① 保育所体験学習

(単位:人)

	令和3年度 (67施設)	令和4年度 (185施設)	令和5年度 (200施設)	令和6年度 (220施設)	令和7年度 (208施設)
小中学生	308	908	2,343	3,176	2,596
高校生	35	48	127	233	112
その他	333	816	404	1,713	479

② 保育所ボランティア

(単位:人)

	令和3年度 (67施設)	令和4年度 (185施設)	令和5年度 (200施設)	令和6年度 (220施設)	令和7年度 (208施設)
小中学生	11	86	253	207	671
高校生	76	22	152	426	234
その他	465	514	760	760	781

※()内は実施施設数

※その他:短大生、大学生、社会人

12 認可外保育施設補助(認定給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市認可外保育施設職員健康診断費補助金交付要綱

(2) 事業の概要

認可外保育施設における感染症予防の観点から、職員の健康状態の確認及び健康管理を促すことにより、当該施設を利用する児童の衛生及び安全を確保し、児童の健全育成に資するもの。平成 15 年度より実施。

(3) 補助金額

補助対象職員(受診職員)×補助単価(4,200 円/人)の額と、補助対象職員の健康診断に要した費用のいずれか低い方の額(百円未満切捨て)

(4) 事業費等

	決算額	国庫補助額	受診者数(施設数)
令和 8 年度	420 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	278 千円	92 千円	66 人(14 施設)
令和 6 年度	319 千円	106 千円	76 人(16 施設)
令和 5 年度	317 千円	105 千円	77 人(19 施設)
令和 4 年度	355 千円	118 千円	93 人(23 施設)
令和 3 年度	10,643 千円	118 千円	87 人(27 施設)

※補助率:1/3

※令和 3 年度のみ、決算額に仙台市福祉施設等冬季暖房用燃料費等補助金を含む(127 施設に交付)

○ 仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金(児童クラブ事業推進課、子育て安心課、運営支援課、幼保企画課、認定給付課) ※令和 7 年度実施

(1) 根拠法令等

令和 7 年度仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金交付要綱

(2) 事業の概要

光熱費等や食材料費の価格高騰による児童福祉施設等の設置者等の負担を軽減するため、光熱費等や食材料費に要する経費に対し、補助金を交付するもの。令和 7 年度実施。

事業区分	対象経費	対象施設等	補助単価
保 育 所 等	光熱費等に 要した費用	私立保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園(※)、病児・病後児保育事業 ※子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けた施設に限る	定員 1 人あたり 4,400 円
		居宅訪問型保育事業	1 台あたり 4,900 円
		放課後児童健全育成事業	定員 1 人あたり 2,200 円
	食材料費に 要した費用	私立保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園(2・3 号)	入所児童 1 人あたり 6,800 円
		認定こども園(1 号)、認可外保育施設	給食提供数 1 食あたり 30 円
児 童 養 護 施 設 等	光熱費等に 要した費用	児童養護施設、地域小規模児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所Ⅰ型(自立援助ホーム)、Ⅱ型、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、里親、母子生活支援施設	定員 1 人あたり 8,800 円 (里親は委託児童数)

事業区分	対象経費	対象施設等	補助単価
児童養護施設等	食材料費に要した費用	児童養護施設、地域小規模児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）、Ⅱ型、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、里親	定員1人あたり66,000円 （里親は委託児童数）

(3) 事業費

① 保育所等

	決算額	国庫補助額	施設・事業所数
令和7年度	295,421千円	280,647千円	602か所

※補助率:10/10

② 児童養護施設等

	決算額	国庫補助額	施設・事業所数
令和7年度	32,164千円	30,556千円	87か所

※補助率:10/10

○ 仙台市地域子ども・子育て支援事業継続支援事業補助金(子育て応援都市推進課、児童クラブ事業推進課、子育て安心課、こども若者相談支援センター、幼保企画課、認定給付課)

※令和7年度実施

(1) 根拠法令等

仙台市地域子ども・子育て支援事業継続支援事業補助金交付要綱

(2) 事業の概要

物価上昇という厳しい環境においても、子ども・子育て支援法第59条に規定される地域子ども・子育て支援事業の設置者等の負担を軽減するため、安定的な事業運営を継続できるような物品の購入等に要する経費に対し、補助金を交付するもの。なお、対象事業のうち、①、④の一部、⑦、⑧の一部及び⑨の一部については、指定管理料または業務委託料に上乗せして支給。令和7年度実施。

対 象 事 業	① 利用者支援事業 ② 延長保育事業 ③ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ④ 放課後児童健全育成事業 ⑤ 子育て短期支援事業 ⑥ 子育て世帯訪問支援事業 ⑦ 児童育成支援拠点事業 ⑧ 地域子育て支援拠点事業 ⑨ 一時預かり事業 ⑩ 病児保育事業 ⑪ 乳児等通園支援事業
対 象 経 費	物価上昇という厳しい環境においても、安定的な事業運営を継続できるような物品購入等に係る経費(仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金において補助対象とした経費を除く)
対 象 期 間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
補 助 額	放課後児童健全育成事業 1支援の単位あたり上限50,000円 放課後児童健全育成事業以外 1事業あたり上限25,000円

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県費補助額	施設・事業所数
令和 7 年度	27,081 千円	9,026 千円	9,026 千円	817 か所

※補助率：国 1/3、県 1/3

※指定管理料または委託料に上乗せして支給した事業分も含む

※放課後児童健全育成事業については、支援の単位数を施設・事業所数に計上

§5 自分らしくいられる居場所づくり

1 児童館等(児童クラブ事業推進課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、厚生事務次官通知「児童館の設置運営要綱」

(2) 制度の概要

児童館等の目的		児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする。
種 類		①児童館 ②児童センター 児童館の機能に加え、体力増進を図る機能を有する。 ③マイスクール児童館 小学校の転用可能な教室を活用して、児童福祉施設条例に基づく児童館に準じた施設として児童館事業を行うもので、平成 10 年度から設置している。 ④コミュニティ児童館 小学校の敷地内で、児童福祉施設条例に基づく児童館に準じた施設として児童館事業を行うもので、平成 19 年度から設置しており、その管理運営は、地域の運営委員会への業務委託により実施している。 ⑤児童クラブ室 小学校の敷地内等で、主に児童福祉法及び仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める放課後児童健全育成事業を実施するために仙台市が設置する施設で、令和 5 年度から生田小学校区に設置している。
利用対象		児童(0～18 歳未満) 未就学児は保護者同伴の場合に利用可能
運営管理	開館日・時間	・日曜・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く毎日 ・午前 9 時～午後 6 時(土曜は午後 5 時)
	児童館事業の概要	(ア)児童健全育成機能 自由来館児童への遊び場の提供に加え、遊びの指導や各種行事等を通して児童の健全育成を図る。 (イ)子育て家庭支援機能 親子を対象とした行事や幼児クラブの開設、子育て相談、子育てサークル等の育成などにより、子育て家庭の支援を行う。 (ウ)地域交流推進機能 地域との連携事業の実施や交流活動をととして地域コミュニティの活性化を図るとともに、子育て支援クラブや子ども会などの児童館を拠点に活動する、児童の健全育成を図る団体の育成支援を行う。 (エ)放課後児童健全育成事業(児童クラブ事業)の実施機能 昼間に保護者が就労等により家庭にいない小学 1 年生から 6 年生の児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る。

児童館 の主な 施 設	(ア)遊戯室 体育館と同様の仕様になっており、ボール投げなどの動的な遊びに対応できる部屋。
	(イ)児童集会室兼ボランティア室 折り紙やボードゲームなど静的な遊びをする部屋として利用するほか、子育て支援クラブ等ボランティアグループの会合等にも使用。
	(ウ)図書室 主に児童図書を用意し、来館者は自由に閲覧することができる。
	(エ)児童クラブ室 児童クラブの専用室。ランドセルを置くロッカーなどを備えている。
	(オ)創作活動室 主に中学・高校生を対象とし、工芸・音楽・ダンスなどの創作活動を行う部屋。 ※児童館により、設置している居室が異なる
管理の 状況	平成 12 年度 (財)仙台ひと・まち交流財団へ業務委託開始 平成 16 年度 指定管理者制度を導入し、(財)仙台ひと・まち交流財団を指定 マイスクール児童館については、同財団へ業務委託 平成 17 年度 公募による指定管理者の運営開始 平成 19 年度 コミュニティ児童館の運営を開始 平成 24 年度 児童クラブの開設時間の延長及び保護者負担金制度の導入
現在の 状況	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 69 館+3 館(マイスクール児童館) NPO法人MIYAGI子どもネットワーク 5 館+1 館(マイスクール児童館) +1 館(児童クラブ室) NPO法人FOR YOUにこにこの家 1 館 NPO法人みやぎ・せんだい子どもの丘 9 館+2 館(マイスクール児童館) NPO法人せんだい杜の子ども劇場 2 館 NPO法人仙台 YMCA ファミリーセンター 3 館 労働者協同組合ワークスコープ・センター事業団 6 館+3 館(マイスクール児童館) NPO法人虹の架け橋 2 館(マイスクール児童館) NPO法人アスイク 2 館 社会福祉法人宮城厚生福祉会 1 館 袋原コミュニティ児童館運営委員会 1 館(コミュニティ児童館) 北六番丁コミュニティ児童館運営委員会 1 館(コミュニティ児童館) 学校法人曾根学園 1 館(マイスクール児童館)

(3) 児童館等の整備状況

(各年度5月1日現在。単位:か所)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童館・児童センター	99	98	98	98	98	98
マイスクール児童館	12	12	12	12	12	12
コミュニティ児童館	2	2	2	2	2	2
児童クラブ室	—	—	—	1	1	1
合計	113	112	112	113	113	113
小学校区	119	119	119	119	118	118

(4) 児童館利用者の推移

(単位:人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
幼児	73,020	112,201	115,814	120,385	112,900
	646	1,002	1,025	1,065	999
児童クラブ	1,661,272	1,834,403	1,961,246	2,129,018	2,155,550
	14,702	16,379	17,356	18,841	19,076
その他小学生	18,856	43,847	136,242	191,137	211,548
	167	391	1,206	1,691	1,872

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
中・高生	1,634	6,412	16,395	23,265	28,342
	14	57	145	206	251
子育て支援クラブ	5,384	7,311	8,065	8,552	9,015
	48	65	71	76	80
一般	88,582	125,511	138,440	146,244	140,625
	784	1,121	1,225	1,294	1,244
合計	1,848,748	2,129,685	2,376,202	2,618,601	2,657,980
	16,361	19,015	21,028	23,173	23,522

※下段は 1 館あたりの平均人数

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 2 年 3 月以降、以下のとおり利用休止していた

・児童クラブ:休止期間なし

・乳幼児親子の自由来館

全面休止:令和 3 年 3 月 26 日～5 月 11 日、8 月 13 日～9 月 30 日、

令和 4 年 2 月 1 日～3 月 21 日

平日午前中以外休止:全面休止期間以外～令和 4 年 3 月 21 日

平日午前中・土曜日以外休止:令和 4 年 3 月 22 日～令和 4 年 6 月 30 日

・小中高生の自由来館

全面休止:令和 3 年 3 月 26 日～6 月 13 日、8 月 13 日～11 月 30 日、

令和 4 年 2 月 1 日～3 月 21 日

土曜日以外休止:上記以外～令和 4 年 9 月 30 日

(5) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	4,038,897 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	3,155,677 千円	548,380 千円	539,199 千円
令和 6 年度	3,068,746 千円	509,752 千円	509,752 千円
令和 5 年度	2,853,503 千円	466,674 千円	466,674 千円
令和 4 年度	2,886,445 千円	529,954 千円	467,919 千円
令和 3 年度	2,805,403 千円	493,883 千円	469,195 千円

※児童館運営費、マイスクール児童館、コミュニティ児童館及び児童クラブ室運営費含む

※補助額は精算前の決算額

※補助率:国…放課後児童支援員等研修事業 1/2、地域生活支援事業 1/2、放課後児童健全育成事業ほか 1/3

(令和 3 年度は処遇改善臨時交付金 10/10)

県…地域生活支援事業 1/4、放課後児童健全育成事業ほか 1/3

(6) 建設事業

① 事業目標

「せんだいこども若者プラン 2025」に基づき、小学校区単位を基本として児童館を整備する。

② 事業手法

小学校敷地の活用を基本に整備する。

・1 館あたりの平均延床面積

児童館 406.45 m² 他施設との共用部分を含む

児童センター 410.48 m² 他施設との共用部分を含む

③ 今後の整備計画

令和 8 年度整備計画

・秋保児童館建築工事(令和 9 年開館予定)

・生出地域複合施設建築工事(令和 9 年開館予定)

・鶴ヶ谷西児童館実施設計(令和 11 年開館予定)

・幸町児童館基本設計・実施設計(令和 13 年開館予定)

④ 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	257,089 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	140,035 千円	18,515 千円
令和 6 年度	372,725 千円	25,895 千円
令和 5 年度	191,844 千円	19,399 千円
令和 4 年度	93,793 千円	558 千円
令和 3 年度	190,877 千円	25,005 千円

※補助額：交付基礎点数による算定

2 放課後児童健全育成事業(児童クラブ事業推進課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、社会福祉法、仙台市児童クラブ事業実施要綱、仙台市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(2) 事業の概要

事業目的	小学 1 年生から 6 年生で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る。
児童館 児童クラブ	市内 113 の児童館等において児童館事業等として開設している。児童館本館での開設のほか、児童クラブへの登録希望者が多い場合は、施設外の場所に児童クラブ運営のためのサテライト室を設置し、当該児童館の第二の児童クラブとして運営している。(令和 8 年 5 月現在、児童クラブ数 226 か所(うち 113 か所がサテライト室))
開設期間	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで 日曜・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く
開設時間	平 日(学校長期休業日等を除く): 放課後から午後 6 時まで(延長利用の場合は午後 7 時 15 分まで) 土曜日:午前 9 時から午後 5 時まで 学校長期休業日等(土曜日を除く): 午前 8 時から午後 6 時まで(延長利用の場合は午後 7 時 15 分まで)
保護者 負担金	ア 基本利用分:児童 1 人あたり月 3,000 円 <利用可能時間> ・平日の放課後から午後 6 時まで ・土曜日の午前 9 時から午後 5 時まで ・学校長期休業日等の午前 8 時から午後 6 時まで イ 延長利用分:児童 1 人あたり月 1,000 円 <利用可能時間> ・平日及び学校長期休業日等の午後 6 時から午後 7 時 15 分まで ※延長利用は、基本利用と合わせてのみ利用可能 ウ 減免 ・生活保護世帯、市民税非課税世帯:全額減免 ・市民税課税かつ所得税非課税世帯:半額減免 ・経済的事情その他特別の事由があると市長が認める世帯:市長が認める額を減免 ※減免対象となるのは基本利用分のみ
民間 事業者	民間事業者に対し、運営費等の一部を補助している。 なお、登録児童数が多い児童館児童クラブのある小学校区の児童の利用実績がある場合を対象に、運営費補助の加算措置を実施している。

	令和7年度 の実績	放課後児童健全育成事業補助金交付団体数:24 団体 交付団体名:学校法人ろりぽっぷ学園、特定非営利活動法人仙台YMCAファミリーセンタ ー、フリースクールだいと、有限会社カール英会話ほいくえん、学校法人西光 寺学園、株式会社宮城県学校用品協会、西中田こみこみスクール運営委員 会、一般社団法人 ASTER、仙台学童ホーム心、学校法人宮城学院、童和保 育サービス株式会社、株式会社ラソス、学校法人仙台みどり学園、特定非営 利活動法人中山街づくりセンター、社会福祉法人未来福祉会、株式会社ライ ブスポーツ、リングベル・グループ、いぶき合同会社、株式会社JCIきつず、 株式会社ビック・ママ、学校法人東都学園、株式会社きいろいろくまさん、一般 社団法人 MIGAKU、一般社団法人保育アートラボ
--	--------------	---

(3) 放課後児童健全育成事業の推移 (各年度5月1日現在。単位:か所、人)

			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童 館等	児童クラブ	本館	113	112	112	113	113	113
		サテライト室	82	92	96	100	100	113
	登録児童		13,160	13,905	14,315	15,024	15,607	15,580
新設館			—	—	生出 クラブ	—	—	—

※支援の単位が設定されていない児童クラブのサテライト室は除く
※全 118 小学校区のうち、112 小学校区において児童館等を設置している

(4) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	169,116 千円 (予算額)	—	—
令和7年度	154,814 千円	34,677 千円	34,677 千円
令和6年度	139,143 千円	25,954 千円	25,954 千円
令和5年度	130,954 千円	20,194 千円	20,194 千円
令和4年度	131,642 千円	18,382 千円	18,382 千円
令和3年度	137,599 千円	17,606 千円	17,606 千円

※児童館で開設している児童クラブの経費は児童館事業費に計上している
※補助額は精算前の決算額
※補助率:国…放課後児童健全育成事業ほか 1/3
県…放課後児童健全育成事業ほか 1/3

3 放課後児童対策推進事業(児童クラブ事業推進課)

(1) 根拠法令等

文部科学省・厚生労働省通知

(2) 事業の概要

沿 革	平成 19 年 3 月	国において、放課後の児童の安全な居場所の確保を図ることを目的とて、厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業と文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業の2事業からなる「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」策定。
	平成 19 年 7 月	本市に放課後子どもプラン推進委員会を設置。児童の放課後のあり方について検討を行うとともに、放課後児童健全育成事業の充実及び放課後子ども教室事業を実施。
	平成 22 年 6 月	本市が取り組む総合的な放課後対策の基本的な方向性を示した「仙台市放課後子どもプラン実施方針」を策定。

沿 革	平成 26 年 7 月	国において「放課後子ども総合プラン」策定。より具体的な整備目標が立てられた。
	平成 27 年 3 月	本市に放課後子ども総合プラン運営委員会を設置。放課後子ども総合プランの円滑な実施と本市の実情に応じた効果的な児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討を行う。
	平成 28 年 3 月	「放課後子ども総合プラン」に基づく本市における取り組みの実現に向け、その具体的な方策等を定めた「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」を策定。
	平成 29 年 3 月	児童クラブにおける段階的な高学年児童の受け入れを踏まえ、「高学年児童受け入れに向けた対応」に関する提案をとりまとめ。
	平成 30 年 9 月	国において「新・放課後子ども総合プラン」策定。
	平成 31 年 3 月	「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携の在り方」に関する提案をとりまとめ。
	令和 2 年 3 月	「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市における取り組みの実現に向け、その具体的な方策等を定めた、新たな「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」を策定。
	令和 5 年 1 月	令和 3 年度に実施したアンケート結果を踏まえ、「放課後児童クラブと放課後子ども教室のコロナ禍における事業運営」に関する提案をとりまとめ。
	令和 5 年 12 月	国において、令和 5～6 年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」を策定。
	令和 6 年 3 月	「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価をとりまとめ。
	令和 6 年 12 月	「せんだいこども若者プラン 2025」中間案について検討。また、令和 6 年度末をもって仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会を廃止するとともに、今後の放課後児童対策については仙台市子ども・子育て会議において審議を行う旨を決定。
	令和 7 年 3 月	「せんだいこども若者プラン 2025」最終案について検討。 「仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱」を廃止。
事業の概要	① 放課後児童健全育成事業の充実 保護者の就労等により、放課後家庭に保護者のいない小学 1 年生から 6 年生を対象として実施する放課後児童健全育成事業において、登録児童数が多い大規模クラブや、登録できなかった児童の多い学区で、小学校の転用可能な教室や公共施設等を活用して、大規模クラブの解消や登録児童の受け入れ拡大を図る。	
	【児童館サテライト室の設置状況】 令和 8 年度 榴岡(3 箇所)・岩切(3 箇所)・宮城野(2 箇所)・七郷・柳生・向陽台・新田(4 箇所)・連坊小路マイスクール(3 箇所)・西多賀・長町南(2 箇所)・広瀬マイスクール(2 箇所)・東部・高砂(2 箇所)・袋原コミュニティ・北六番丁コミュニティ・沖野マイスクール・六郷(2 箇所)・市名坂・愛子(4 箇所)・荒町・大野田(2 箇所)・片平・蒲町・上杉(2 箇所)・川平マイスクール(2 箇所)・燕沢・鶴ヶ谷西(3 箇所)・中野栄・錦ヶ丘・八幡・八乙女・荒巻マイスクール(2 箇所)・水の森(2 箇所)・南吉成(2 箇所)・鶴巻・大和・富沢(3 箇所)・中田(2 箇所)・八本松(2 箇所)・東長町(2 箇所)・八木山(2 箇所)・将監・七北田・南光台(3 箇所)・小松島(2 箇所)・台原(2 箇所)・立町マイスクール・田子・原町・上野山・寺岡(2 箇所)・栗生・金剛沢(2 箇所)・鶴ヶ谷東マイスクール・鹿野(2 箇所)・木町通・遠見塚・桜ヶ丘マイスクール・東宮城野マイスクール・旭ヶ丘・国見(2 箇所)・長町・西山・向山・八木山南・大沢・東二番丁マイスクール・通町・古城・人來田マイスクール・黒松・芦の口・郡山・虹の丘・中山(2 箇所)(全 113 箇所)	
	② 放課後子ども教室事業(教育局生涯学習課) 地域でこどもをはぐくむ環境を充実させることを目的に、地域の方々や保護者の協力のもと、学校施設等を活用して、小学 1 年生から 6 年生を対象に放課後の安全な居場所として、地域に根ざした多様な体験活動や地域住民との交流活動等の機会を提供する。令和 7 年度は 27 学区で実施した。	

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	1,795,885 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	1,436,365 千円	278,776 千円	278,776 千円
令和 6 年度	1,241,330 千円	242,502 千円	242,502 千円
令和 5 年度	1,043,810 千円	229,535 千円	199,229 千円
令和 4 年度	1,043,810 千円	162,734 千円	162,734 千円
令和 3 年度	937,139 千円	115,264 千円	115,264 千円

※こども若者局分

※補助額は精算前の決算額

※補助率：国…放課後児童健全育成事業ほか1/3

県…放課後児童健全育成事業ほか1/3

4 児童館等要支援児受け入れ事業(児童クラブ事業推進課)

(1) 根拠法令等

放課後児童クラブ運営指針(こども家庭庁通知)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、こども家庭庁成育局長通知、仙台市児童クラブ事業運営要領、仙台市児童クラブ要支援児登録事務取扱要領

(2) 事業の概要

目的	放課後児童健全育成事業の実施にあたり、身体、知的もしくは精神に障害を有するまたは発達障害を有するなど、支援を要する児童(以下「要支援児」という。)の利用を促進する。
概要	① 児童館の巡回指導 要支援児が利用している児童館において、学識経験者が児童の様子を観察し、児童館職員へ助言等を行い、要支援児への適切な対応を図る。 ② 要支援児対応職員の追加配置 学識経験者等から構成される支援検討会議において要支援児の支援の必要度の審査を行い、支援の必要度の高い要支援児を一定数以上受け入れている児童館の管理運営団体に対し、要支援児対応職員を配置するための指定管理料の加算を行う。 ③ 児童館等職員研修・児童館特別支援コーディネーター養成研修 児童館等職員を対象に、要支援児への対応等に関する研修会を実施。 ④ 特別支援教育コーディネーター連絡協議会 要支援児への対応の充実を図るため、特別支援教育課が主催する協議会に児童館職員が参加する。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	522,870 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	409,503 千円	101,708 千円	101,521 千円
令和 6 年度	375,455 千円	80,439 千円	80,439 千円
令和 5 年度	334,762 千円	61,904 千円	61,619 千円
令和 4 年度	349,836 千円	94,212 千円	93,995 千円
令和 3 年度	312,636 千円	57,125 千円	56,889 千円

※補助額は精算前の決算額

※補助率：国…児童虐待防止対策等総合支援事業 1/2、障害児受入推進事業ほか 1/3

県…宮城県市町村児童虐待防止対策等総合支援事業 1/4、障害児受入推進事業ほか 1/3

(4) 要支援児数の推移

(各年度4月1日現在。単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要支援児数	671 人	725 人	738 人	638 人	599 人	599 人

※身体、知的もしくは精神に障害を有するまたは発達障害を有するなど、支援を要する児童で、学識経験者等から構成される支援検討会議において、支援の必要度が高いと認められた児童

(5) 巡回指導の実施状況

	実施館数
令和 7 年度	34 館
令和 6 年度	33 館
令和 5 年度	46 館
令和 4 年度	49 館
令和 3 年度	57 館

5 児童館等の職員研修の充実(児童クラブ事業推進課)

(1) 職員研修

① 根拠法令等

こども家庭庁成育局長通知、放課後児童クラブ運営指針(こども家庭庁通知)、仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

② 事業の概要

放課後児童支援員等の必要な知識及び技能の習得を目的に、児童の発達や要支援児への対応等に関する研修会を実施する。平成 29 年度からは公益財団法人仙台ひと・まち交流財団へ業務委託を行い、研修会を実施している。

③ 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	1,443 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	1,270 千円	634 千円
令和 6 年度	1,381 千円	690 千円
令和 5 年度	1,407 千円	703 千円
令和 4 年度	1,652 千円	826 千円
令和 3 年度	1,650 千円	825 千円

※補助率：1/2(国庫補助額は精算前の決算額)

④ 実施回数

	実施回数	内容
令和 7 年度	10 回	・遊びとこどもの発達、いじめ対応、こどもの権利、要支援児対応 等
令和 6 年度	10 回	・こどもの遊びの理解と支援、いじめ対応、要支援児対応 等
令和 5 年度	10 回	・子育て支援のための運動遊び、いじめ対応、要支援児対応 等
令和 4 年度	9 回	・いじめ対応、児童理解、要支援児対応 等
令和 3 年度	9 回	・職場のコミュニケーション、障害の特性に応じた対応 等

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 3 年度は動画視聴により実施。令和 4 年度は、一部の研修を従来の集合研修に戻すとともに、動画視聴も併用。令和 5 年度以降は、研修機会確保のため、動画視聴を併用しながら実施している。

(2) 児童館特別支援コーディネーター養成研修

① 事業の概要

目 的	要支援児への対応の充実を図るため、平成 30 年度から、小学校や保育所の特別支援コーディネーター等との連絡調整、保護者対応に関する児童館の窓口的役割を担う人材を養成する。
対 象 者	児童館職員のうち、主任等一定の知識や経験を有する者
講 師	大学の教授、特別教育支援コーディネーターほか
実 績	令和 4 年度研修の修了により、おおむね各児童館に 1 名の児童館特別支援コーディネーターを配置。各児童館に 2 人目の配置を目指し、引き続き研修を実施している。

② 修了者数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
修了者数	27 人	23 人	26 人	28 人	40 人

③ 事業費

「Ⅱ・§ 5・5 (1) 職員研修」に含まれる。

6 放課後児童支援員の処遇改善(児童クラブ事業推進課)

(1) 根拠法令等

こども家庭庁成育局長通知、仙台市放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)費補助金交付要綱

(2) 事業の概要

放課後児童クラブに携わる人材の確保・定着を図るため、給与の底上げを図る処遇改善や、経験年数や職責等に応じた処遇改善に係る費用について、国の交付金を活用し、指定管理料や業務委託料への上乗せや、民間児童クラブへの補助金交付を行う。

① 国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」に準じた処遇改善

放課後児童支援員	年額 131,000 円(月額約 1 万円)
経験年数が概ね 3 年以上の放課後児童支援員で、本市実施の研修を受講した者(令和 8 年度から実施)	年額 198,000 円(月額約 1.5 万円)
経験年数が概ね 5 年以上の放課後児童支援員で、本市実施の研修を受講した者	年額 263,000 円(月額約 2 万円)
経験年数が概ね 10 年以上の放課後児童支援員で、本市実施の研修を受講した事業所長的立場にある者	年額 394,000 円(月額約 3 万円)

② 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)

年額 132,000 円(月額 9,000 円相当の賃金改善分と社保等事業主負担分を含む)

※民間児童クラブについては②のみ

(3) 事業費

・児童館

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	634,009 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	464,247 千円	154,748 千円	154,748 千円
令和 6 年度	423,460 千円	142,400 千円	142,400 千円
令和 5 年度	361,852 千円	126,188 千円	126,188 千円
令和 4 年度	268,323 千円	125,475 千円	69,418 千円
令和 3 年度	174,610 千円	85,268 千円	65,755 千円

※補助額は精算前の決算額

※令和 4 年度は令和 3 年度の繰越分を含む

※補助率:国…放課後児童支援員等処遇改善事業ほか 1/3(令和 3 年度は保育士等処遇改善臨時交付金 10/10)

県…放課後児童支援員等処遇改善事業ほか 1/3

・民間児童クラブ

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	10,613 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	8,521 千円	2,835 千円	2,835 千円
令和 6 年度	6,527 千円	1,742 千円	1,742 千円
令和 5 年度	5,174 千円	1,725 千円	1,725 千円
令和 4 年度	4,507 千円	2,713 千円	895 千円
令和 3 年度	585 千円	585 千円	—

※補助額は精算前の決算額

※令和 4 年度は令和 3 年度の繰越分を含む

※補助率：国…放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)1/3

(令和 3 年度は放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 10/10)

県…放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)1/3

7 放課後児童クラブ注文弁当配送モデル事業(児童クラブ事業推進課)

(1) 事業の概要

子育て世帯への負担軽減等を目的に、小学校の長期休業期間中において、仙台市が設置する放課後児童クラブを利用する保護者が事業者注文した弁当の配送を行う。

令和 9 年度の全館実施を目指し、令和 6～8 年度の 3 か年をモデル事業として実施館の拡大を図る。

(2) 事業費

	決算額
令和 8 年度	15,286 千円 (予算額)
令和 7 年度	6,544 千円
令和 6 年度	3,597 千円

(3) 実施状況

	実施館数
令和 7 年度	82 館 (年度末時点)
令和 6 年度	44 館

8 朝の校内学び・体験の居場所づくりモデル事業(こども若者政策課)

(1) 根拠法令等

こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針

(2) 事業の概要

目 的	児童の安全・安心の確保や保護者の子育てと仕事の両立支援、地域で支えるこどもの居場所づくりなどを目的に、保護者の就労等の事情により早い時間に登校する必要がある児童を対象として、小学校の始業前の時間に、学校の施設内で児童が安全に学び、体験活動ができる居場所を開設する。
事 業 内 容	教育委員会と連携し、小学校の就業日の午前 7 時 15 分から 8 時 15 分まで、小学校の体育館や諸室を会場として、仙台市シルバー人材センターに業務委託した支援員を配置し、児童が安全に学び、体験活動ができる居場所を開設する取り組みを、モデル事業として実施する。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	16,298 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	2,523 千円	1,495 千円	685 千円

※補助率：国 10/10(一部経費のみ補助対象)、県 2/3

(4) 実施状況

	開設小学校数
令和 7 年度	3校

9 こどもの居場所づくり支援事業(こども若者政策課)

(1) 根拠法令等

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針、仙台市こどもの居場所づくり支援事業実施要綱、仙台市こども食堂助成金交付要綱

(2) 事業の概要

目 的	こどもが安心して過ごせる居場所の確保や、地域による見守りから必要な支援策へつなぐ仕組みづくりを推進するため、地域のこどもを対象として食事の提供を行うこども食堂への費用助成や、ホームページ等を活用した広報、運営団体のネットワーク会議の実施等の運営支援を行う。
事 業 内 容	・仙台市こども食堂助成金交付要綱に規定する助成要件を満たす団体への助成を行う(平成 30 年度事業開始)。 助成割合：助成対象経費の 2 分の 1 開催回数月 2 回以上の団体 上限額 300,000 円 開催回数月 1 回以上の団体 上限額 150,000 円 ・こども食堂の助成要件に満たない団体への支援として、市がこども食堂として認証することにより、市民センター使用料の減免制度を活用することができるこども食堂認証事業を行う(令和 5 年度事業開始)。 ・社会福祉法人仙台市社会福祉協議会への委託により、こども食堂の開設・運営に関するノウハウの提供や実施団体のネットワーク形成、広報等の活動支援を行う。

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	14,427 千円 (予算額)
令和 7 年度	11,158 千円
令和 6 年度	10,346 千円
令和 5 年度	9,020 千円
令和 4 年度	10,662 千円
令和 3 年度	9,847 千円

※令和 4 年度から令和 7 年度決算額には物価高騰特例措置分を含む

(4) 実施状況

	助成金交付団体数	認証団体数
令和 7 年度	37 団体	6 団体
令和 6 年度	35 団体	4 団体
令和 5 年度	29 団体	3 団体
令和 4 年度	40 団体	—
令和 3 年度	39 団体	—

10 中高生の居場所づくりモデル事業(こども若者政策課)【令和8年度新規】

(1) 根拠法令等

こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針、こどもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱、こどもの居場所づくり支援体制強化事業費国庫補助金交付要綱

(2) 事業の概要

事業目的	本市におけるこども・若者の成長を支え、自分らしくいられる環境の確保に向けた検討を進めるため、中高生年代が、居心地よく自由に過ごしながらか交流や自発的な活動もできる日常的な居場所づくりについて、公共スペース等の既存資源を活用したモデル事業を実施する。
対象者	市内に在住または在学の中高生年代(おおよそ13歳から18歳の方)
事業内容	① 若林区文化センター ・交流を軸とする定期開催型の居場所モデル ・公募型プロポーザル方式で受託事業者を選定 ・週1~2回程度、定期的に開設 ② せんだいメディアテーク ・個人や少人数で自主学習等ができる常設型の居場所モデル ・指定管理者と業務委託契約 ・市民図書館の開館時間に合わせ、常時開設

(3) 事業費

	予算額	国庫補助額
令和8年度	5,000千円	—

※補助率:10/10

(4) 実施状況

	実施場所	開設期間
令和8年度	若林区文化センター	令和8年7月28日から令和9年1月31日まで
	せんだいメディアテーク	令和8年8月1日から令和9年1月31日まで

11 こどものためのサードプレイス事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針、仙台市こどものためのサードプレイス事業実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	家庭や学校で困難を抱える小学生に対して安心して過ごせる居場所と体験の機会を提供し、こどもたちが信頼できる大人や友達と過ごしながらか、生活習慣や学習習慣を整え、将来の自立に向けて生き抜く力を身に付けられるよう支援すること及びその保護者への相談支援等を実施することなどにより、困難を抱え、孤立しがちな家庭のこどもの生活の向上を図り、保護者からこどもへの困難な状況の連鎖を防ぐことを目的とする。
対象者	仙台市に住所を有し、次のいずれかに該当する小学生及びその保護者のうち、当事業の利用を希望する者とする。なお、利用の申込時点での事業の対象者が、のちに該当しなくなった場合において、仙台市が引き続き当該事業への参加が必要と認めるときは、事業の対象者としてすることができる。また、対象児童の優先順位は(1)に掲げる児童を最優先とする。利用希望者の増加により定員を上回る見込みとなった場合において、やむを得ず利用を断る場合には、他の支援事業や相談窓口を紹介するなど、適切に対応する。

対 象 者	(1) 経済的に困窮している家庭、ひとり親家庭又は養育環境に課題があり、特に支援を要すると認められる家庭に属する小学生のうち、各区保健福祉センターや児童相談所等が、地域での見守りや生活支援が特に必要と認める者 (2) その他、受託者等(民間の支援機関も含む)において地域での見守りや生活支援が必要であると申し出があった者のうち、本市が必要と認める者
事 業 内 容	・令和 7 年度より市内 3 拠点で事業を実施。週 2 日以上的生活支援、学習支援、食事の提供、相談支援等を行う。 ・拠点に来ることが難しい対象者については、訪問で原則月 1 回以上の生活支援、学習支援、相談支援等を行う。
備 考	令和 6 年 6 月 宮城野区拠点で事業開始 令和 7 年 7 月 青葉区拠点で事業開始 令和 7 年 12 月 太白区拠点で事業開始

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	52,071 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	34,904 千円	17,452 千円
令和 6 年度	13,635 千円	5,100 千円

※補助率:1/2(上限あり)

Ⅲ ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

§1 訪問・相談・教育

1 妊娠の届出と母子健康手帳交付(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、母子保健法施行規則、厚生省児童家庭局長通知等

(2) 事業の概要

事業目的	母子共に健全な妊娠、出産、育児ができるように、母子の健康状態を記録し、健康管理に役立たせるため母子健康手帳を交付するとともに、保健指導を行う。
対象者	市内居住の妊婦
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実施方法	妊娠した者は、保健所長を経て市長に届出をする。 また、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳および母子健康手帳別冊(受診券・助成券等)を交付し、必要な保健指導を行う。
周知方法	医療機関等で周知

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	4,776千円 (予算額)	—	—
令和7年度	3,422千円	36千円	9千円
令和6年度	4,605千円	24千円	6千円
令和5年度	6,480千円	161千円	40千円
令和4年度	5,462千円	149千円	37千円
令和3年度	5,240千円	133千円	33千円

※補助率:国 2/3、県 1/6(一部事業のみ補助対象)

(4) 実施状況

(単位:件)

	手帳交付	妊娠届出	届出時の妊娠週数				
			11週以内	12～19週	20～27週	28週以上	不詳
令和7年度	6,468	6,366	6,017	281	38	26	4
令和6年度	6,651	6,597	6,177	346	35	35	4
令和5年度	6,757	6,670	6,247	358	34	29	2
令和4年度	7,132	7,045	6,597	395	33	19	1
令和3年度	7,578	7,484	7,007	412	36	29	0

2 妊産婦等生活援助事業(子育て安心課)【令和8年度新規】

(1) 根拠法令等

児童福祉法、こども家庭庁支援局長通知、こども家庭庁支援局「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」等、仙台市妊産婦等生活援助事業実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	家庭生活に支障が生じている妊産婦に対し、居所の提供や食事、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、養育に係る相談及び助言、その他関係機関との連絡調整等、安心した生活を行うことができるよう支援する。
対象者	宮城県内に住所を有する特定妊婦
実施機関	委託先事業所

実 施 方 法	・生活支援 2 か月以内の期間で、入居または通いにより、対象者が安心して過ごすことのできる居場所を提供し、日常生活上の支援及び自立に向けた支援を行う ・相談支援 電話またはメールにより妊娠葛藤相談やこどもの養育相談等を受け付ける ・支援計画の策定 生活支援を実施する場合に、対象者の自立に向けた支援計画を策定する
周 知 方 法	区役所窓口や医療機関等で周知
備 考	宮城県との共同実施

(3) 事業費

	予算額	国庫補助額	県費負担額
令和 8 年度	24,600 千円	—	—

※補助率:国 1/2

※負担率:県 1/4(宮城県との共同実施によるもの)

3 SNS を利用した妊娠等に関する相談事業(子育て安心課)【令和8年度新規】

(1) 根拠法令等

母子保健法、厚生省児童家庭局長通知等、SNS を利用した妊娠等に関する相談事業補助金交付要綱

(2) 事業の概要

事 業 目 的	予期せぬ妊娠(妊娠の可能性がある場合を含む。)や出産に関する悩みを抱える者等に対し、身近なコミュニケーションツールであるSNSを利用した相談窓口を開設し、正確な情報及び必要な支援を受ける機会を提供することで、生涯を通じた女性の健康の保持増進及び児童虐待の発生予防を図る。
実 施 方 法	SNSを利用した相談窓口の開設及び同行支援を行う相談事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(3) 事業費

	予算額	国庫補助額
令和 8 年度	5,000 千円	—

※補助率:1/2

○ 妊娠等に関する相談事業(せんだい妊娠ほっとライン)(子育て安心課) ※令和 7 年度事業終了

(1) 根拠法令等

母子保健法、厚生省児童家庭局長通知等、妊娠等に関する相談事業実施要綱

(2) 事業の概要

事 業 目 的	妊娠期からの悩みを抱える者等への相談対応や保健指導を行う。
対 象 者	妊娠(疑いがある場合を含む)により悩みを抱える者やその家族
実 施 方 法	資格のある専門相談員による相談対応を平成 25 年度から実施。令和 2 年 5 月までは週 3 日、電話と電子メール、令和 3 年 11 月からはSNSと電話により実施。令和 5 年度からは、毎日SNS相談を実施している。
周 知 方 法	関係機関を通して周知

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 7 年度	15,919 千円	7,960 千円
令和 6 年度	15,998 千円	7,999 千円
令和 5 年度	15,998 千円	7,999 千円

	決算額	国庫補助額
令和4年度	13,923 千円	6,961 千円
令和3年度	7,737 千円	3,869 千円

※補助率:1/2

※令和3年度の委託期間は、令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

(4) 実施状況

	相談件数	内訳
令和7年度	254 件	SNS254 件
令和6年度	264 件	SNS264 件
令和5年度	290 件	SNS290 件
令和4年度	211 件	電話 26 件、SNS185 件
令和3年度	28 件	電話 4 件、SNS 24 件

4 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援事業(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱、仙台市特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援事業実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	予期せぬ妊娠等の相談対応において、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、産科等医療機関への同行支援等を行うことによりその状況を把握し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備し、妊娠中から支援を行う。
対象者	仙台市内に住所を有する特定妊婦と疑われる者のうち、医療機関による妊娠の確認ができていない者で、かつ産科受診等が困難と認められ、本事業による支援を希望する者。
実施方法	保健師、助産師等が、区役所・総合支所等において市販の妊娠検査薬により妊娠の可能性を確認する。妊娠の可能性が確認された場合は、産科等医療機関への同行支援を行うとともに、初回産科受診に係る費用を助成する。
周知方法	母子健康手帳交付時、個別支援ケースの訪問・面接等の際に周知

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	339 千円 (予算額)	—
令和7年度	253 千円	126 千円
令和6年度	230 千円	115 千円
令和5年度	235 千円	117 千円
令和4年度	281 千円	140 千円
令和3年度	60 千円	30 千円

※補助率:1/2

※令和3年度の委託期間は、令和4年1月1日から令和4年3月31日まで

(4) 実施状況

	助成実績
令和7年度	4 件
令和6年度	3 件
令和5年度	1 件
令和4年度	3 件
令和3年度	0 件

5 母親(両親)教室(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、厚生省児童家庭局長通知等

(2) 事業の概要

目 的	妊婦等が、妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減してそれらに主体的に取り組める姿勢を養う。地域の中での育児の仲間づくりを促進する。
対 象 者	市内居住の妊婦及びその配偶者等
実 施 機 関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実 施 方 法	妊婦及びその配偶者等を対象に集団指導・グループワークを実施
周 知 方 法	母子健康手帳交付時に案内

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	705 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	597 千円	398 千円	99 千円
令和 6 年度	584 千円	389 千円	97 千円
令和 5 年度	476 千円	317 千円	79 千円
令和 4 年度	469 千円	312 千円	78 千円
令和 3 年度	294 千円	195 千円	48 千円

※補助率:国 2/3、県 1/6

(4) 実施状況

(単位:回、人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
						青葉	宮総	宮城 野	若林	太白	泉
開催 回数	53	102	109	104	112	24	16	12	18	24	18
実参加 人数	625	885	1,110	1,190	1,276	297	95	206	186	325	167
うち 父親	214	336	426	501	529	110	48	98	89	113	71
延べ参加 人数	803	1,305	1,842	1,956	2,158	433	155	380	339	489	362
うち 父親	236	443	564	675	739	110	55	169	161	113	131

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 3 年度は事業の一部を中止または縮小して実施した

6 3～4か月児育児教室(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、厚生省児童家庭局長通知等

(2) 事業の概要

目 的	こどもが健康に育つための望ましい育児環境づくりを目的に、育児に関する相談に応じ、問題解決能力を高める機会とする。
対 象 者	生後 3～4 か月の乳児とその保護者等
実 施 機 関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課

実 施 方 法	指定された日時に参加。
実 施 内 容	発育・発達の観察と個別指導、グループによる育児についての情報交換や育児指導を実施。また、必要な産婦に対して保健指導を行う。
周 知 方 法	住民基本台帳より対象者を抽出し、通知。未来所者に対しては、電話等で勧奨。

(3) 実施状況

(単位:回、人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
						青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
開催 回数	0	135	224	214	204	35	15	42	24	54	34
対象 者数	7,447	7,182	6,605	6,275	6,263	1,162	358	1,156	909	1,611	1,067
参加 者数	0	3,284	5,547	5,107	5,105	925	312	909	766	1,325	868
参加率 (%)	0	45.7	84.0	81.4	81.5	79.6	87.2	78.6	84.3	82.2	81.3
資料 送付数	7,383	2,988	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3・4年度は事業の一部を中止または縮小して実施した

7 助産師による妊産婦電話相談(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

こども家庭庁成育局長通知

(2) 事業の概要

事 業 目 的	妊娠・出産などに不安を抱える妊産婦等の相談に対応し、妊娠や出産、産後の生活についての的確な情報を提供することで、妊産婦等の不安の軽減を図り、安心して出産等ができる環境整備を図る。
対 象 者	県内在住の妊産婦、県内で里帰り分娩する妊産婦など
実 施 方 法	一般社団法人宮城県助産師会に委託。助産師が電話により行う。令和 2 年 7 月事業開始。※宮城県と共同設置 毎週月・水・金曜日午後 1 時～午後 7 時(祝日、年末年始を除く)
周 知 方 法	市政日より、関係機関を通して周知。
備 考	令和 2 年度から令和 4 年度までは「新型コロナウイルス感染症における妊産婦総合対策事業」として実施。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	669 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	668 千円	334 千円
令和 6 年度	668 千円	334 千円
令和 5 年度	668 千円	334 千円

※補助率:1/2

(4) 実施状況

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	430 件	435 件	378 件

※県市合計数

8 産後の助産師等による相談事業(せんだい助産師サロン)(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(2) 事業の概要

事業目的	育児に不安や悩みを抱えていたり、身近に相談できる方がいない産婦に対し、助産師等の専門職が不安や悩みを傾聴し、相談支援を行うことで、産婦及び産婦の育児を尊重するとともに、不安や生活上の困りごとを軽減する。
対象者	おおむね生後2か月から6か月未満までの乳児を抱えた産婦
実施機関	一般社団法人宮城県助産師会及びのびすく(子育てふれあいプラザ等)の指定管理者に委託。平成30年6月事業開始。
実施方法	指定された開催日より、選択して参加。
周知方法	新生児訪問実施時、または関係機関を通して周知。
備考	令和4年4月から対象者を拡充し、生後5か月未満を生後6か月未満とした。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	3,887千円 (予算額)	—
令和7年度	3,848千円	1,924千円
令和6年度	3,544千円	1,772千円
令和5年度	3,230千円	1,615千円
令和4年度	3,006千円	1,503千円
令和3年度	2,117千円	1,058千円

※補助率:1/2

(4) 実施状況

(単位:回、組)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度内訳				
						のびすく 仙台	のびすく 宮城野	のびすく 若林	のびすく 長町南	のびすく 泉中央
開催回数	54	83	87	96	103	15	23	17	24	24
参加者数	155	374	428	490	513	77	94	82	150	110

9 離乳食教室(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

厚生省児童家庭局長通知

(2) 事業の概要

事業目的	乳幼児の食習慣づくりの基礎となる時期に、発達段階に応じた離乳食の進め方や肥満予防のための食生活等について学ぶ。
対象者	おおむね生後6～8か月の乳児とその保護者等
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実施方法	指定された日時に参加。
周知方法	乳幼児健康診査等で対象者に案内するほか、市政だよりにより周知。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	508 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	433 千円	289 千円	72 千円
令和 6 年度	429 千円	286 千円	71 千円
令和 5 年度	549 千円	366 千円	91 千円
令和 4 年度	582 千円	388 千円	97 千円
令和 3 年度	319 千円	212 千円	53 千円

※補助率:国 2/3、県 1/6

(4) 実施状況

(単位:回、人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
						青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
開催回数	44	74	67	66	66	12	6	12	12	12	12
参加者数	681	1,139	1,064	1,239	1,308	271	102	317	171	176	271

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 3・4 年度は事業の一部を中止または縮小して実施した

10 健康診査事後指導教室(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、厚生省児童家庭局長通知、1 歳 6 か月児健康診査実施要綱、2 歳 6 か月児歯科健康診査実施要綱、3 歳児健康診査実施要綱

(2) 事業の概要

	① 育児教室、幼児教室	② 歯科事後指導
事業目的	健康診査の結果、発達の遅れまたはその疑いのある児や育児不安等のある保護者に対して、集団での遊びを通して児の発達の確認、社会性の発達の促進、保護者の育児不安の軽減を行い、親子の健康の保持増進を図る。 ＜育児教室＞ 1 歳 6 か月児健康診査の事後指導 ＜幼児教室＞ 2 歳 6 か月児歯科健康診査、3 歳児健康診査の事後指導	健康診査の結果、歯科疾患のある幼児及び近い将来罹患すると予想される幼児を対象として、電話・文書による通知(必要に応じて訪問)を実施し、望ましい歯科保健行動の実践と継続を支援する。
対象者	健康診査等で必要と認められた児とその保護者等	
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課	
実施方法	指定された日時に参加	
実施内容	遊び(自由遊び・設定遊び)、個別相談、グループワーク	健康診査、個別指導。2 歳 6 か月児歯科健康診査事後指導では電話や文書等による保健指導を実施し、望ましい歯科保健行動の実践を促す。平成 21 年度より従来の集団的な対応を見直し、個別相談型の支援を実施している。
周知方法	健康診査後、個別面接により案内	健康診査後、電話や通知により個別に連絡

(3) 実施状況

① 育児教室、幼児教室実施状況

(単位:回、人)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
							青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
育児 教室	開催回数	47	70	83	70	70	11	12	11	12	12	12
	実参加者数	89	155	251	190	200	36	50	17	16	35	46
	延べ参加者数	198	335	519	449	470	80	115	50	42	86	97
幼児 教室	開催回数	44	77	59	70	70	11	12	11	12	12	12
	実参加者数	83	173	124	175	177	19	50	15	21	33	39
	延べ参加者数	172	360	289	378	368	43	94	38	52	75	66

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 3 年度は事業の一部を中止または縮小して実施した

② 歯科事後指導実施状況

(単位:人)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
							青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
参加 者数	1 歳 6 か月児 健診	542	484	443	333	285	13	6	77	30	93	66
	2 歳 6 か月児 歯科健診	503	448	503	570	439	54	42	118	71	69	85

11 5歳児のびのび発達相談(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

仙台市 5 歳児発達相談事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	就学に向けた準備を始め、基本的な生活習慣を確立し、社会性を身につける時期である 5 歳児とその保護者を対象に、相談を実施し、早期支援につなげる。
対 象 者	5 歳児とその保護者等
実 施 機 関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実 施 内 容	相談を希望する保護者等の申し込みによる個別相談
周 知 方 法	ホームページ、ポスター・案内チラシ等を市内保育所・幼稚園等関係機関に送付し周知。 令和 3 年度からは、住民基本台帳より対象者を抽出し、保護者用チェックシート・リーフレット等を個別に送付。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	2,122 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	1,592 千円	1,061 千円	265 千円
令和 6 年度	1,456 千円	970 千円	242 千円
令和 5 年度	1,583 千円	1,055 千円	264 千円
令和 4 年度	1,763 千円	1,020 千円	255 千円
令和 3 年度	2,950 千円	1,967 千円	492 千円

※補助率:国 2/3・県 1/6

(4) 実施状況

(単位:日、人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
						青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
開催 日数	193	208	184	184	178	29	27	26	23	35	38
相談 者数	324	340	368	341	399	57	50	64	36	78	114

12 保健指導(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、厚生省児童家庭局長通知等

(2) 事業の概要

事業目的	妊産婦・乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母子の健康の保持増進、児童の健全育成を図る。
対象者	妊産婦とその家族、乳幼児の保護者等
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実施方法	母子健康手帳交付時、その他必要に応じて実施。
実施内容	①個別指導 ②集団指導
周知方法	母子健康手帳交付時及び 3～4 か月児育児教室で周知。

(3) 実施状況(延べ人数)

(単位:人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
						青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
妊婦	8,290	8,517	7,762	7,824	8,226	1,898	605	1,441	1,309	1,782	1,191
産婦	4,609	5,541	5,760	6,668	8,123	1,340	543	1,097	1,284	1,752	2,107
乳児	4,582	6,466	6,177	6,920	8,061	1,295	390	1,119	1,346	1,717	2,194
幼児	15,193	16,931	16,013	13,747	10,117	1,946	1,361	2,160	1,825	1,589	1,236
その他	5,972	7,445	6,128	7,645	7,303	2,262	1,204	1,106	427	910	1,394
電話相談	31,935	29,662	21,613	28,394	30,202	3,537	2,696	4,289	3,995	11,650	4,035

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 3 年度は事業の一部を中止または縮小して実施した

13 訪問指導(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、児童福祉法、厚生労働省「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」等、仙台市妊産婦訪問指導実施要綱、仙台市新生児等訪問指導実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	妊産婦・乳幼児の保護者に対し、家庭訪問により妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母子の健康の保持増進、児童の健全育成を図る。
対象者	妊産婦、新生児、未熟児及び保健所長が必要と認めた者
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実施方法	職員及び訪問指導員(在宅の保健師、助産師)が対象者の家庭を訪問し、正しい知識の普及や、必要な保健指導を実施。 平成23年度より乳児虐待の要因のひとつである産後うつ発見のため、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を実施している。
周知方法	母子健康手帳交付時、母親教室等で周知。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	42,537 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	36,896 千円	12,298 千円	12,298 千円
令和 6 年度	37,147 千円	12,382 千円	12,382 千円
令和 5 年度	40,238 千円	13,412 千円	13,412 千円
令和 4 年度	34,808 千円	11,602 千円	11,602 千円
令和 3 年度	36,846 千円	12,281 千円	12,281 千円

※補助率:国 1/3、県 1/3

(4) 実施状況(延べ人数)

(単位:人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
妊産婦	9,631	9,154	8,598	8,578	8,360
新生児	7,348	6,783	6,580	6,182	6,115
未熟児	733	702	546	553	559
乳 児	932	1,190	786	906	980
幼 児	1,599	2,280	1,270	1,345	1,304
その他	1,570	1,769	1,172	1,350	1,009
計	21,813	21,878	18,952	18,914	18,327

14 産後ケア事業(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、厚生労働省「産後ケア事業ガイドライン」等、仙台市産後ケア事業実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。
対象者	産後 1 年未満の産婦とその乳児とする。ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者は対象から除く。 (1)母子のいずれかが感染症(麻しん、風しん、インフルエンザ等)に罹患している (2)母親に入院加療の必要がある (3)母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある(ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合はこの限りではない。)
実施機関	産科・小児科医療機関・助産所の一部に委託。平成 31 年 1 月事業開始。
実施方法	① 宿泊型 母子を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等の支援を実施する。 【利用者の負担(1泊2日は2日間と計上)】 ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯 無料 ・市民税課税世帯 5,500 円/日 ② デイサービス型 日中来所した母子に対し、心身のケアや育児のサポート等の支援を実施する。 【利用者の負担】 ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯 無料 ・市民税課税世帯 1,000 円/日(2時間) 3,200 円/日(6時間)

	③ 訪問型 母子の居宅を訪問し、心身のケアや育児のサポート等の支援を実施する。2時間と4時間がある。 【利用者の負担】 ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯 無料(2時間、4時間) ・市民税課税世帯 2,000円/日(2時間) 3,800円/日(4時間)
周知方法	母子健康手帳交付時、新生児訪問実施時、または関係機関を通して周知
備考	・令和3年度より、多胎産婦の場合は、宿泊型・デイサービス型それぞれの利用日数を7日間から10日間へ拡充した。 ・令和4年度より、デイサービス型の対象月齢を、産後4か月未満から産後12か月未満へ拡充した。 ・令和4年10月より、自宅を訪問し心身のケアや育児サポート等の支援を行う「訪問型」を開始した。 ・令和6年度より、県主導による集合契約を実施するとともに利用券方式を導入した。また、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の利用料を無料とした。 ・令和7年度より、「産後ケアを必要とする方」を対象とし、誰もが利用できるサービスであることを明確化した。また、宿泊型の対象月齢を産後4か月未満から産後12か月未満へ拡充するとともに、デイサービス型に新たに2時間型を新設した。 ・令和7年度には、受け皿拡大の必要性や、多様なニーズに対応できるサービスのあり方検討のため、母親の休息やリフレッシュを重視したデイサービス型の「産後ケアリフレッシュ型モデル事業」を実施した(利用者61組)。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	205,704千円 (予算額)	—	—
令和7年度	174,389千円	88,261千円	48,850千円
令和6年度	128,617千円	64,308千円	8,682千円
令和5年度	83,415千円	41,707千円	
令和4年度	49,491千円	24,745千円	
令和3年度	24,429千円	12,214千円	

※補助率:国 1/2、県 1/2(一部事業のみ補助対象)

(4) 実施状況

(単位:組)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用組数		292	746	1,204	1,518	2,437
延べ組数	宿泊型	165	276	365	555	661
	デイサービス型(2時間)					1,009
	デイサービス型(6時間)	196	408	586	844	1,089
	訪問型(2時間)		223	452	657	827
	訪問型(4時間)		44	72	153	221

※年度をまたいで利用があったものについては、それぞれの年度に計上

(単位:日)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ利用日数	1,330	2,568	4,261	5,854	9,354
(内訳)					
宿泊型	755	1,039	1,426	2,036	2,347
デイサービス型(2時間)					2,144
デイサービス型(6時間)	575	1,019	1,447	2,111	2,513
訪問型(2時間)		413	1,092	1,397	1,867
訪問型(4時間)		97	296	310	483

15 養育支援訪問事業(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、仙台市養育支援訪問事業実施要綱等

(2) 事業の概要

目 的	児童の養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することにより、当該家庭における児童の養育の安定を図り、健全な育成に寄与する。
対 象 者	本事業の効果が期待できると市長が判断した①～③の家庭 ①若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 ②児童の養育に対して不安や孤立感等を抱える家庭 ③児童虐待のおそれや、そのリスクを抱えるなど、養育上の問題を抱える家庭
実 施 機 関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実 施 内 容	支援家庭に専門的相談支援を行う専門指導員（保健師、助産師等）を派遣して、次に掲げる養育支援を行う。 ①妊娠期からの継続的な支援を特に必要と認められる家庭に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援 ②養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援 ③不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援 ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援
備 考	平成17年8月から令和5年度までは「育児ヘルプ家庭訪問事業」のうち専門指導員派遣として実施。令和6年度より児童福祉法の改正に伴い現行体制となる。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	9,176千円 (予算額)	—	—
令和7年度	7,390千円	2,463千円	2,463千円
令和6年度	9,410千円	3,136千円	3,136千円

※補助率:国 1/3、県 1/3

(4) 実施状況

	令和6年度	令和7年度	令和7年度内訳					
			青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
実訪問者数(人)	271	245	35	10	85	26	62	27
延べ訪問回数(回)	1,180	927	154	30	305	107	230	101

16 子育て世帯訪問支援事業(育児ヘルパー派遣)(ヤングケアラー支援ヘルパー派遣)(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、仙台市子育て世帯訪問支援事業実施要綱等

(2) 事業の概要

目 的	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども(ヤングケアラー)等がいる家庭の居宅を、支援員(育児ヘルパー)が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。
対 象 者	本事業の効果が期待できると市長が判断した①～④の家庭 ①保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ②食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ③若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ④ヤングケアラーのいる家庭 ⑤その他、事業の目的を鑑みて、市長が本事業による支援が必要と認めた家庭
実 施 機 関	委託先事業所
実 施 内 容	支援家庭に育児ヘルパーを派遣して、次に掲げる①または②もしくは①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ、以下の内容を包括的に実施する。 ①家事支援 ②育児支援 ③子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言(保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。) ④地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供 ⑤支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、仙台市への報告
備 考	平成17年4月から令和5年度までは「育児ヘルプ家庭訪問事業」のうち育児ヘルパー派遣として実施。令和6年度より児童福祉法の改正に伴い現行体制となる。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	27,993千円 (予算額)	—	—
令和7年度	25,697千円	8,363千円	8,363千円
令和6年度	19,449千円	6,482千円	6,482千円

※補助率:国 1/3、県 1/3

(4) 実施状況

	令和6年度	令和7年度
実利用者数(人)	470	709
延べ利用回数(回)	3,578	4,337
延べ利用時間数(時間)	6,942	8,481

○ 育児ヘルプ家庭訪問事業(子育て安心課) ※令和5年度事業終了

(1) 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、厚生労働省「養育支援訪問事業ガイドライン」等、仙台市育児ヘルプ家庭訪問事業実施要綱等

(2) 事業の概要

目 的	児童の養育について支援が必要な家庭に、訪問による支援を実施することにより、その家庭の児童の養育の安定を図り、健全な育成に寄与する。
対 象 者	本事業の効果が期待できると市長が判断した①～③の家庭 ①若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 ②出産後間もない時期(生後 1 年まで)の児童を養育しており、養育に対して不安や孤立感等を抱える家庭 ③児童虐待等のおそれや、そのリスクを抱えるなど、養育上の問題を抱える家庭
実 施 機 関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実 施 内 容	① 育児や家事等の援助 産後間もない、育児不安や孤立を感じやすい時期の養育支援として、育児ヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を行う。 ア 育児ヘルパー派遣 ・平成 17 年 4 月から実施 ・委託 民間事業者(介護保険法規定の指定居宅サービス事業者)等 イ 利用者の負担 ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯 0 円/時間 ・市民税課税世帯 600 円/時間 ※産後ヘルプサービス事業(平成 13 年 7 月から平成 17 年 3 月まで実施)を吸収・拡大した ※平成 30 年度から、利用期間を 6 か月から 1 年に、利用回数を 10 回(多胎は 15 回)から 20 回(多胎は 30 回)に拡大した ※令和 6 年度からは、「養育支援訪問事業」及び「子育て世帯訪問支援事業」として実施 ② 専門的な相談指導 未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う。 ア 専門指導員の派遣 ・平成 17 年 8 月から実施 ・専門指導員の委嘱(保健師、助産師、保育士)により実施 イ 利用者の負担 なし

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 5 年度	21,909 千円	7,303 千円	7,303 千円
令和 4 年度	19,800 千円	6,600 千円	6,600 千円
令和 3 年度	18,141 千円	6,047 千円	6,047 千円
令和 2 年度	18,384 千円	6,128 千円	6,128 千円

※補助率:国 1/3、県 1/3

(4) 実施状況

① 育児ヘルパー派遣

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者数(人)	344	266	298	309	403
延べ利用回数(回)	2,118	1,970	2,276	2,556	3,314
延べ利用時間数(時間)	3,827	3,600	4,261	4,935	6,376

② 専門指導員派遣

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実訪問者数(人)	334	376	326	287	265
延べ訪問回数(回)	1,500	1,460	1,242	1,095	958

17 乳幼児健康診査未受診者対策事業(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知、仙台市乳幼児健康診査等未受診者対策事業ガイドライン

(2) 事業の概要

目 的	要支援者の早期発見と早期支援により児童虐待等の防止を図るため、新生児等訪問から3歳児健康診査までの健診等を親子との重要な接触機会として捉え、各健康診査及び各事業における実施状況の確認と未受診者(直接接する機会のない親子)に対する家庭訪問等を実施する。
対 象 者	(乳児健診における未受診者等対策) ① 2か月児乳児健康診査未受診者 ② 4～5か月児乳児健康診査未受診者 ③ 8～9か月児乳児健康診査未受診者 (幼児健診における未受診者対策) ④ 1歳6か月児健康診査未受診者 ⑤ 2歳6か月児歯科健康診査未受診者 ⑥ 3歳児健康診査未受診者
実 施 機 関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実 施 内 容	(乳児健診における未受診者等対策) ・新生児等訪問及び3～4か月児育児教室における状況を確認した上で、児の所属やかかりつけの医療機関、予防接種の接種状況等を確認し、家庭訪問にて目視・養育状況の確認を行う。なお、児の養育状況の確認にあたっては虐待担当部門との連携を図る。 (幼児健診における未受診者対策) ・未受診者に再通知を送付し、受診勧奨を行う。再通知送付後も未受診である者に対しては、電話による受診勧奨を行う。 ・受診勧奨によっても未受診である者については、児の所属やかかりつけの医療機関、予防接種の接種状況等を確認し、家庭訪問にて目視により養育状況の確認を行う。なお、児の養育状況の確認にあたっては虐待担当部門との連携を図る。

(3) 事業費

	決算額
令和8年度	850千円 (予算額)
令和7年度	236千円
令和6年度	338千円
令和5年度	454千円
令和4年度	606千円
令和3年度	328千円

18 こども家庭総合相談事業(こども家庭保健課、子育て安心課、こども支援給付課)

(1) 事業の概要

目 的	こどもと家庭に関する保健及び福祉サービスに係る総合的な相談を受け付け、関係機関等との連絡調整を図りながら、必要なサービスを提供する。
相 談 種 別	①家庭児童に係る相談、②女性に係る相談、③ひとり親家庭に係る相談、④母子保健に係る相談
相 談 手 順	一般相談、継続相談、緊急相談に区分し、担当者や関係者で構成する処遇会議において決定した処遇方針に従って、相談者への助言・指導を行う。
相 談 対 応	家庭相談員、社会福祉主事及び保健師が行う。

(2) 相談件数の推移

(単位:件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
						青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
①家庭児童 (実件数)	2,983	3,256	3,732	3,615	3,434	871	222	534	437	933	437
児童虐待相談	1,136	1,156	1,205	1,108	1,656	517	152	72	55	570	290
養護相談	479	490	563	889	1,141	301	36	400	67	246	91
その他	1,368	1,610	1,964	1,618	637	53	34	62	315	117	56
延べ件数 (訪問/電話/面接)	16,957	19,961	18,546	19,774	17,988	2,055	1,203	4,488	3,025	3,670	3,547
②女性 (実件数)	1,345	1,270	1,213	1,199	1,187	331	70	197	258	220	111
配偶者からの暴力	511	460	405	377	435	113	26	102	59	66	69
離婚問題	213	228	296	268	239	27	24	38	75	58	17
その他	621	582	512	554	513	191	20	57	124	96	25
延べ件数 (訪問/電話/面接)	6,776	5,987	5,653	5,791	4,626	871	120	688	1,216	697	1,034
③ひとり親家庭 (実件数)	1,793	1,831	1,725	1,787	1,767	447	176	601	167	252	124
就労相談	224	202	194	548	144	33	15	40	20	23	13
児童養育相談	87	30	69	137	153	39	1	97	8	8	0
福祉資金貸付相談	1,103	1,078	951	1,086	824	170	107	186	101	158	102
その他	379	521	511	16	646	205	53	278	38	63	9
延べ件数 (訪問/電話/面接)	8,042	7,446	7,407	6,892	5,573	791	281	1,233	1,052	737	1,479
④母子保健 (実件数)	5,630	5,621	6,358	6,294	5,922	1,031	625	1,216	714	1,729	607
養育支援	4,741	4,841	5,516	5,604	5,395	905	582	1,148	620	1,569	571
(再掲 妊婦)	518	513	718	648	635	112	141	113	91	118	60
発達養育支援	889	780	842	690	527	126	43	68	94	160	36
延べ件数 (訪問/電話/面接)	35,926	36,126	33,349	39,781	35,377	4,248	3,856	5,476	3,873	12,844	5,080
実件数合計	11,751	11,978	13,028	12,895	12,310	2,680	1,093	2,548	1,576	3,134	1,279
延べ件数合計	67,701	69,520	64,955	72,238	63,564	7,965	5,460	11,885	9,166	17,948	11,140

19 家庭児童相談室(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

厚生事務次官通知

(2) 事業の概要

目 的	家庭における児童養育に関し、種々複雑な問題が発生している状況に対応するため、福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、家庭児童福祉に関する専門的相談指導の強化を図る。
相 談 員	家庭児童相談室を各福祉事務所に設置するとともに、家庭児童相談員として会計年度任用職員を全市で 28 名配置している。
沿 革	平成 11 年度より家庭児童相談員、母子自立支援員(母子相談員)及び女性相談支援員を統合し、各相談員が「家庭相談員」の名称で 3 相談員を兼務している。

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	280 千円 (予算額)
令和 7 年度	178 千円
令和 6 年度	163 千円
令和 5 年度	158 千円
令和 4 年度	141 千円
令和 3 年度	187 千円

(4) 相談件数

(単位:件)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 7 年度内訳					
						青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
社会福祉主事の指導	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0
助産施設入所	69	46	44	42	44	3	0	11	12	16	2
母子生活支援施設入所	14	15	9	20	8	2	0	0	1	5	0
措置権者に報告または通知	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
児童相談所への送致または通知等	12	3	27	31	4	1	1	0	0	2	0
児童相談所の委嘱による調査の完了	518	602	789	991	1,389	442	47	301	47	335	217
他の機関にあっせん・紹介	115	119	123	41	45	21	0	2	8	6	8
相談助言その他	2,255	2,470	2,733	2,494	1,944	402	174	220	369	569	210
計	2,983	3,256	3,732	3,620	3,434	871	222	534	437	933	437

20 思春期保健健康教育(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律、厚生省児童家庭局長通知、仙台市思春期保健健康教育実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	年齢や発達段階に応じた適切な時期に、専門職等による健康教育を実施することにより、対象者が性と健康及び命に関する正しい知識を身につけ、生きる力を育むことを推進する。
対 象 者	学童期・思春期にあるすべての者及びその保護者
実 施 機 関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実 施 内 容	小学校・中学校・高校と共催で、思春期健康教室(講習会等)を実施。各校へ派遣する有識者または市職員(助産師、保健師)が講師を務め、性と健康及び命に関する正しい知識を指導する。
周 知 方 法	教育委員会等を通じて周知。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	2,497 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	1,343 千円	672 千円
令和 6 年度	1,084 千円	542 千円
令和 5 年度	616 千円	308 千円
令和 4 年度	416 千円	208 千円
令和 3 年度	1,825 千円	912 千円

※補助率:1/2

※令和 3 年度までは、「Ⅲ・§1・23 女性のための健康支援教室」分を含む

(4) 実施状況

(単位:回、人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開催回数	32	32	52	77	92
参加者数	3,676	3,158	4,483	6,520	8,443

21 遺伝カウンセリング(遺伝相談)(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

厚生省児童家庭局長通知、仙台市遺伝相談事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	遺伝についての不安や悩みを持つ者に対して、結婚や妊娠等への適切な判断ができるよう助言指導を実施する。
対 象 者	遺伝相談を希望する者
実 施 機 関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実 施 内 容	各区家庭健康課及び総合支所保健福祉課で保健師及び助産師による一次相談を実施し、その結果必要と認められた者に対して、二次相談を保健所青葉支所で実施する。二次相談は遺伝相談カウンセラーが担当する。
周 知 方 法	市政だより、パンフレット等で周知。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	231 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	183 千円	92 千円
令和 6 年度	165 千円	82 千円
令和 5 年度	187 千円	93 千円
令和 4 年度	130 千円	65 千円
令和 3 年度	0 千円	0 千円

※補助率:1/2

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

(4) 実施状況(令和7年度)

(単位:件)

			疾病の 遺伝性	近親婚	薬物、放射線 の影響	その他	計
一次相談	電 話		6	0	0	0	6
	来 所		24	0	0	31	55
	母子 保健	母性(母子健康手帳交付等)	20	0	1	60	81
		その他	0	0	0	4	4
	成人保健		0	0	0	0	0
	精神保健		0	0	0	0	0
	計		50	0	1	95	146
二 次 相 談							7

22 不妊・不育専門相談センター(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

仙台市不妊・不育専門相談センター事業実施要綱

(2) 事業の概要

概 要	不妊・不育で悩む夫婦等に、その健康状態に応じた相談指導を行い、不妊・不育に関する治療や実施医療機関等についての的確な情報を提供するほか、精神的・身体的な相談に対応する。 【名称】みやぎ・せんだい不妊・不育専門相談センター 【日時】毎週水曜 午前 9 時～午前 10 時 毎週木曜 午後 3 時～午後 5 時(年末年始・祝日除く) グリーフケア相談は第 1・第 3 月曜午後 1 時～午後 2 時
沿 革	平成 31 年 4 月 東北大学病院への委託により、県と共同で事業開始。 令和 5 年 6 月 流産・死産等こどもの死を経験された方を対象に、精神的負担の軽減を目的とした「グリーフケア相談」を同センター内で実施。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	1,800 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	1,793 千円	896 千円
令和 6 年度	1,793 千円	896 千円
令和 5 年度	1,798 千円	899 千円
令和 4 年度	1,500 千円	750 千円
令和 3 年度	1,500 千円	750 千円

※補助率:1/2

(4) 相談数

	電話相談 延べ件数	面接相談 延べ件数
令和 7 年度	57 件	0 件
令和 6 年度	81 件	0 件
令和 5 年度	87 件	1 件
令和 4 年度	95 件	0 件
令和 3 年度	117 件	0 件

23 女性のための健康支援教室(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(2) 事業の概要

目 的	育児不安やストレスを抱えている子育て中の女性を対象にグループミーティング等を実施。自分自身の状況について語ることで、不安の軽減及び児童虐待のリスクの低減を図る。また、女性の心と体についての講演会等を開催し、生涯を通じた女性の健康の維持促進を図る。
対 象 者	子育て中の女性
実 施 機 関	区家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課
実 施 内 容	グループミーティングや講演会による健康教育と相談。
周 知 方 法	市政だよりによる広報や、健診などを通じた個別周知。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	662 千円	—
令和 7 年度	311 千円	155 千円
令和 6 年度	493 千円	246 千円
令和 5 年度	388 千円	194 千円
令和 4 年度	531 千円	266 千円

※補助率:1/2

※令和 3 年度までは、「Ⅲ・§1・20 思春期保健健康教育」に含まれる

(4) 実施状況

(単位:回、人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
						青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
開催 回数	75 (428)	58 (60)	57 (64)	65 (48)	68 (26)	13 (0)	12 (12)	9 (2)	10 (12)	12 (0)	12(0)
延べ参 加者数	352 (200)	188 (450)	127 (587)	215 (574)	278 (305)	58 (0)	37 (195)	37 (38)	30 (72)	80 (0)	36(0)

※()はグループミーティング以外の女性の健康支援事業分

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 3 年度は事業の一部を中止または縮小して実施した

24 多胎児等を育てる保護者のための教室(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法

(2) 事業の概要

目 的	多胎児や低出生体重児などを育てる保護者が、子育ての大変さや不安等を共感できる機会を設定することで、育児不安の軽減を図る。
対 象 者	多胎児、低出生体重児などを育てる保護者
実 施 機 関	区家庭健康課・総合支所保健福祉課
実 施 内 容	グループミーティングや個別相談。
周 知 方 法	市政だよりによる広報や、新生児訪問などでの周知。

(3) 実施状況

(単位:回、人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開催回数	—	1	2	3	3
延べ参加者数	—	45	64	37	31

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 3 年度は開催を中止した

25 こども家庭センター(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、母子保健法、こども家庭センターガイドライン、仙台市こども家庭センター設置要綱

(2) 事業の概要

概 要	すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能の一体的な運営により包括的な支援を行い、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく支援を提供する。
実 施 機 関	区家庭健康課・保育給付課、宮城総合支所保健福祉課
実 施 体 制	各こども家庭センターにセンター長及び統括支援員を1名ずつ配置
強化する取組	①こども・家庭に対する相談支援体制の強化 ②こども・子育て関連業務のワンストップ対応による子育て家庭の利便性向上 ③サポートプラン ^{※1} の作成推進 ④地域資源の把握や地域子育て相談機関 ^{※2} 、団体とのネットワーク・連携強化等、地域における体制づくり ⑤学校や地域の関係団体等と連携したヤングケアラー支援の推進 ⑥支援の必要なこども・家庭に関する庁内関係課の情報共有・連携支援の強化 ⑦職員の人材育成 ※1 こどもや保護者の課題やニーズに応じて作成する個別の支援計画 ※2 区域の住民からの子育てに関する相談に応じ必要な助言を行う機関で、本市では、のびすくや保育所等地域子育て支援センターなどを位置付ける
備 考	令和2年4月に構築した「子ども家庭応援センター」の枠組を継承し、こども・家庭に対する支援体制の更なる強化を図るため、「こども家庭センター」を整備した。

○ 子育て世代包括支援センター事業(こども家庭保健課) ※令和7年度事業終了

(1) 根拠法令等

母子保健法、子ども・子育て支援法、仙台市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築する。
対 象 者	妊産婦、乳幼児及びその保護者
実 施 機 関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
備 考	平成28年度より、母子保健事業に関する専門知識を有する職員を母子保健コーディネーターとして配置。

○ 子ども家庭応援センター(子育て応援都市推進課、子育て安心課、こども支援給付課、認定給付課) ※令和7年度事業終了

(1) 事業の概要

目 的	複雑・多様化するこども・子育て家庭等への総合的な支援体制の整備及び関係機関の連携強化とともに児童虐待の未然防止及び発生時の重篤化予防の取り組みの強化を図る。
実 施 機 関	区家庭健康課及び保育給付課、宮城総合支所保健福祉課
実 施 内 容	各区家庭健康課と保育給付課、宮城総合支所保健福祉課において、「子ども家庭総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」などの機能を一体的に運用する体制を構築し、こども・子育て家庭への総合的な支援体制の充実を図るとともに、母子保健や保育、各種給付分野の業務間連携を強化する。
備 考	令和2年4月より開始。

26 子育てに関連する情報提供(子育て応援都市推進課、こども家庭保健課、こども支援給付課)

子育てに関連する各種支援制度について、印刷物、インターネット、メール配信等を通じ、総合的な情報提供を行っている。

(1) たのしねっと(こども家庭保健課)

概 要	出産や育児、各種相談窓口、幼稚園や保育所、児童館など子育てに関する情報を集めた冊子
作成部数	13,000部(令和8年度)
配付方法	各区家庭健康課及び総合支所保健福祉課で母子健康手帳交付時に配付。
事業費	令和8年度予算額:3,790千円 令和7年度決算額:3,575千円

(2) うえるびい、うえるびいmini(こども支援給付課)

概 要	ひとり親の方へ相談機関や支援制度を周知するための冊子
作成部数	うえるびい:6,500部 うえるびい mini:6,500部(令和8年度)
配布方法	各区家庭健康課、総合支所保健福祉課、母子家庭相談支援センター、父子家庭相談支援センター等にて随時配布。
事業費	令和8年度予算額:1,182千円 令和7年度決算額:1,088千円

(3) 電子メールによる子育て情報発信(子育て応援都市推進課)

概 要	乳幼児健康診査、のびすく(子育てふれあいプラザ等)など、子育て支援に係る様々な情報について、メールアドレスを登録した方に対して電子メールにより発信する。
登録件数	3,447件(令和8年3月31日時点)

(4) 電子メールによるひとり親家庭支援情報発信(こども支援給付課)

概 要	ひとり親家庭への各種制度・講座・イベント・相談窓口情報など、ひとり親家庭支援に係る様々な情報について、メールアドレスを登録した方に対して電子メールにより発信する。
登録件数	558件(令和8年3月31日時点)

(5) 仙台での子育てを応援する情報サイト「せんだいのびすくナビ」(子育て応援都市推進課)

概 要	子育てに関する様々な行政サービス、施設情報、イベント情報等を提供するスマートフォン向けアプリケーション及びポータルサイト。令和3年3月1日開設。 https://sendai-city.mamafre.jp/
アプリ利用登録件数	23,353件(令和8年3月31日時点)
事業費	令和8年度予算額:1,980千円 令和7年度決算額:3,278千円

(6) 子育て魅力発信サイト「仙台子育てスケッチ」(子育て応援都市推進課)

概 要	市内外の子育て家庭に向けて仙台で子育てする魅力を分かりやすく発信するウェブサイト。令和4年10月12日開設。令和8年3月31日閉鎖。 https://sendai-kosodate-sketch.jp/
事業費	令和8年度予算額:99千円 令和7年度決算額:308千円

(7) 子育て情報を発信するInstagramアカウント「せんだいことぐらむ」(子育て応援都市推進課)

概 要	子育て家庭の目線やライフスタイルに寄り添った情報発信を行うInstagramアカウント。令和7年7月14日開設。 https://www.instagram.com/sendai_kotogram/
事業費	令和8年度予算額:2,779千円 令和7年度決算額:2,512千円

§2 健康診査

1 妊婦一般健康診査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、子ども・子育て支援法、厚生労働省児童家庭局母子保健課長通知等、仙台市妊婦一般健康診査実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	妊娠中の身体の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに妊婦の保健管理の向上を図る。
対象者	仙台市に住民票を有する妊婦
実施機関	県内指定医療機関(仙台市医師会が指定した医療機関及び出産を取り扱う県内の助産院) ※里帰り等のために県外で受診した分については償還払いにより対応
実施方法	助成券に記載された妊娠週数に合わせて使用し、16回まで助成する。(多胎児妊婦の場合、29回まで助成可)
健康診査の内容	問診及び診察(超音波検査)、血圧・体重測定、尿化学検査 ※上記に加え、健診の時期毎に必要な健診項目を標準的な健診項目として記載
健康診査料	初回が上限額 23,500 円、2 回目から 10 回目までは上限額 6,500 円、11 回目から 16 回目までは上限額 8,500 円の助成券(受診券)方式 ヒトT細胞白血病ウイルス-1 型(HTLV-1)検査 上限額 2,290 円 ※令和 6 年度より助成上限額を引き上げるとともに助成回数を 16 回へ拡充
周知方法	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査助成券の交付により周知
里帰り等健診・検査補助金交付	里帰り等のために県外の医療機関を受診した妊婦について、受診後の申請により助成する。助成回数は県内で助成券を使用したものと併せて 16 回まで。(多胎妊娠の場合、29 回まで助成可)

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	600,995 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	633,857 千円	1,062 千円
令和 6 年度	635,379 千円	862 千円
令和 5 年度	603,661 千円	1,000 千円
令和 4 年度	627,689 千円	1,025 千円
令和 3 年度	670,448 千円	1,175 千円

※補助率:1/2(多胎妊娠の妊婦一般健康診査費用のみ)

(4) 実施状況

(単位:件)

	医師会		助産所 受診件数	里帰り 受診件数	合計
	初回受診件数	2~16 回受診件数			
令和 7 年度	6,131	66,828	212	3,458	76,629
令和 6 年度	6,424	65,737	212	3,773	76,146
令和 5 年度	6,516	67,645	302	3,872	78,335
令和 4 年度	6,861	70,172	387	4,373	81,793
令和 3 年度	7,293	75,191	439	4,618	87,541

※令和 5 年度までは 2~14 回を助成

2 妊婦のオーラルケア健康診査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、仙台市妊婦のオーラルケア健康診査実施要綱

(2) 事業の概要

目 的		う蝕や歯周疾患が多発する傾向にある妊婦を対象として、歯科健診、歯科保健指導を行うことにより、中高年の歯の喪失の主因となる歯周疾患の進行を防止し、家族ぐるみの歯と口の健康づくりを図る。
対 象 者		歯科健診を希望する妊婦
実 施 機 関		区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実 施 方 法		市内の登録医療機関で受診券方式により実施
健康診査 の 内 容	歯 科 健 診	①現在の歯の状況 ②歯周疾患の状況 ③歯垢及び歯石の沈着状況 ④口腔粘膜及び軟組織の状況 ⑤その他の異常(顎関節等)の有無
	保健指導・ 健康相談	①歯科疾患予防、進行抑制のための正しい生活及び食習慣 ②適切な歯口清掃法
周 知 方 法		母子健康手帳交付時に案内するほか、ホームページで広報
備 考		・平成28年8月より妊婦歯科健康診査事業として、一般社団法人仙台歯科医師会に委託し、直営での実施から登録医療機関での受診方式に切り替えた。 ・令和8年4月よりマニュアル改定に伴い、妊婦のオーラルケア健康診査事業として実施している。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	17,190千円 (予算額)	—
令和7年度	13,186千円	3,491千円
令和6年度	13,015千円	—
令和5年度	13,921千円	—
令和4年度	14,713千円	—
令和3年度	14,973千円	—

※補助率:定額

(4) 実施状況

	登録医療機関数	妊娠届出数	受診者数	受診率
令和7年度	397件	6,366人	2,880人	45.2%
令和6年度	408件	6,651人	2,946人	44.3%
令和5年度	404件	6,670人	3,089人	46.3%
令和4年度	398件	7,045人	3,281人	46.6%
令和3年度	382件	7,484人	3,383人	45.2%

※受診率については、受診可能期間が妊娠期間中であることから、正確な対象者数を把握できないため、妊娠届出数を母数にして算定した参考値である

3 先天性代謝異常等検査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

厚生省児童家庭局長通知、仙台市先天性代謝異常等検査事業実施要綱

(2) 事業の概要

目	的	フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症及び副腎過形成症を早期に発見し、早期の治療につなげるために、血液によるマス・スクリーニング検査を実施し、児童の健康の保持増進を図る。
---	---	---

対 象 者	仙台市内の医療機関等で出生した新生児のうち、保護者が本検査を希望する者
実 施 機 関	採血：医療機関等 検査：宮城県公衆衛生協会 精密検査：東北大学病院小児科及び精密検査可能な医療機関
実 施 方 法	採血ろ紙及び送付封筒を医療機関等に配布。 出生後 5～7 日の間に、医療機関で採血ろ紙に採血した後、翌日までに公衆衛生協会あて送付。
健康診査の内容	①先天性代謝異常症検査 ②甲状腺機能低下症検査 ③副腎過形成症検査
周 知 方 法	母子健康手帳交付時及び医療機関で新生児の保護者に周知。
備 考	・平成24年4月より、新しい検査方法として「タンデムマス法」による検査を導入。これにより、検査対象疾患が6疾患から19疾患に、平成30年4月より20疾患に拡大された。 ・令和3年度より、宮城県公衆衛生協会が実施する原発性免疫不全症検査及び脊髄性筋萎縮症検査について、ろ紙血の使用を承認した。 ・令和4年度より、宮城県公衆衛生協会が実施するライソゾーム病及び副腎白質ジストロフィー検査について、ろ紙血の使用を承認した。 ・令和6年度より、国の「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に県と共同で参画。重症複合免疫不全症（SCID）及び脊髄性筋萎縮症（SMA）の2疾患について、公費負担を適用した。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	55,800 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	58,765 千円	17,595 千円
令和 6 年度	37,184 千円	8,065 千円
令和 5 年度	22,396 千円	—
令和 4 年度	22,785 千円	—
令和 3 年度	21,680 千円	—

※補助率：1/2

(4) 実施状況

(単位：人)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
先天性代謝異常症 検査	総 数	7,851	7,497	7,367	6,922	6,891	
	実人数	7,830	7,455	7,316	6,886	6,863	
	再検査	21	42	51	36	28	
	検査 結果	陰 性	7,823	7,446	7,286	6,879	6,854
		疑陽性	26	43	67	33	31
		要精検	2	8	14	10	6
		検査不能	—	—	—	—	—
ガラクトース血症 検査	総 数	7,863	7,486	7,357	6,913	6,893	
	実人数	7,830	7,455	7,316	6,886	6,863	
	再検査	33	31	41	27	30	
	検査 結果	陰 性	7,823	7,444	7,313	6,886	6,858
		疑陽性	34	35	39	26	30
		要精検	6	7	5	1	5
		検査不能	—	—	—	—	—

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
先天性 甲状腺機能低下症 検査	総 数	7,897	7,632	7,498	7,035	7,007	
	実人数	7,830	7,455	7,316	6,886	6,863	
	再検査	67	177	182	149	144	
	検査 結果	陰 性	7,814	7,583	7,450	7,001	6,952
		疑陽性	68	40	35	29	43
		要精検	15	9	13	5	12
		検査不能	—	—	—	—	—
先天性 副腎過形成症検査	総 数	7,988	7,633	7,495	6,927	6,886	
	実人数	7,830	7,455	7,316	6,886	6,863	
	再検査	158	178	179	41	23	
	検査 結果	陰 性	7,791	7,418	7,270	6,887	6,863
		疑陽性	193	211	217	39	23
		要精検	4	4	8	1	0
		検査不能	—	—	—	—	—

・1 件あたりの単価

(単位:円)

	～平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度～ 令和元年 9 月
先天性代謝異常症検査	600			1,100	1,000	1,026
甲状腺機能低下症検査	740	700				712
副腎過形成症検査	1,100			840		864

	令和元年 10 月～ 令和 3 年度	令和 4 年度～ 令和 6 年度	令和 7 年度～
先天性代謝異常症検査	1,045	1,276	1,514
甲状腺機能低下症検査	726	726	812
副腎過形成症検査	880	913	1,080

4 新生児聴覚検査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知、仙台市新生児聴覚検査事業実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	新生児の聴覚に関する異常を早期に発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑える。
対象者	当該検査を初めて受検する新生児
実施機関	県内指定医療機関(仙台市医師会が指定した医療機関及び出産を取り扱う県内の助産院) ※里帰り等のために県外で受診した分については償還払いにより対応
実施方法	助成券に記載された検査種別について、初回検査のみ助成する。
検査の種類・助成上限額	自動ABR(自動聴性脳幹反応検査) 上限 5,000 円 OAE(耳音響放射検査) 上限 2,200 円
周知方法	母子健康手帳交付時に新生児聴覚検査助成券の交付により周知。
里帰り等健診・検査補助金交付	里帰り等のために県外の医療機関で検査を受けた場合について、受検後の申請により助成する。

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	26,856 千円 (予算額)
令和 7 年度	28,806 千円
令和 6 年度	28,981 千円
令和 5 年度	29,553 千円
令和 4 年度	8,954 千円

(4) 実施状況

(単位:件)

	医師会受診件数		助産所受診件数		里帰り 申請件数	合計
	自動ABR	OAE	自動ABR	OAE		
令和 7 年度	4,393	639	20	0	587	5,639
令和 6 年度	4,353	641	17	0	625	5,637
令和 5 年度	4,354	1,001	23	0	580	5,958
令和 4 年度	730	437	8	0	28	1,203

※令和 5 年 1 月 1 日より、同日以降に出生した新生児を対象に事業開始

5 産婦健康診査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、仙台市産婦健康診査実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月など 出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、 産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる 切れ目のない支援体制を整備する。
対象者	仙台市に住民票を有する産婦
実施機関	県内指定医療機関(仙台市医師会が指定した医療機関及び出産を取り扱う県内の 助産院) ※里帰り等のために県外で受診した分については償還払いにより対応
実施方法	助成券に記載された産後 2 週間及び 1 か月頃の 2 回分を助成する。
健康診査の内容	問診及び診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)、体重・血圧測定、尿検査(蛋白・糖)、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)※EPDSは必須
健康診査料	1 回あたり上限額 5,000 円
周知方法	母子健康手帳交付時に産婦健康診査助成券の交付により周知。
里帰り等健診・ 検査補助金交付	里帰り等のために県外の医療機関で受診した産婦について、受診後に申請すること で助成する。助成回数は県内で助成券を使用したものと併せて 2 回まで。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	55,271 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	61,089 千円	29,362 千円
令和 6 年度	60,178 千円	30,089 千円
令和 5 年度	63,837 千円	30,743 千円
令和 4 年度	65,491 千円	31,466 千円
令和 3 年度	69,160 千円	33,292 千円

※補助率:1/2

(4) 実施状況

(単位:件)

	医師会受診件数		助産所受診件数		里帰り 受診件数	合計
	2 週間	1 か月	2 週間	1 か月		
令和 7 年度	5,345	5,496	22	19	988	11,870
令和 6 年度	5,248	5,400	28	28	1,015	11,719
令和 5 年度	5,523	5,810	34	36	1,063	12,466
令和 4 年度	5,613	5,960	55	52	1,079	12,759
令和 3 年度	5,922	6,461	52	38	1,033	13,506

6 乳児健康診査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、厚生省児童家庭局長通知、仙台市乳児健康診査実施要領

(2) 事業の概要

	一般健康診査	精密健康診査
事業目的	乳児の心身の異常を早期に発見し、早期に適切な措置を講じ、乳児の健康保持増進を図る。	
対象者	生後1か月、2か月、4～5か月、8～9か月の乳児	一般健康診査の結果、より精密な健康診査の必要があると認められた乳児
実施機関	仙台市医師会が指定した医療機関	仙台市医師会が指定した医療機関または市長が特に必要と認めた医療機関
実施内容	母子健康手帳交付時に交付した乳児健康診査受診票により受診	
健康診査の内容	①身体発育状況(身長、体重、頭囲、その他栄養状態等) ②疾病及び異常の有無(必要に応じて聴打診、検尿、血液検査等) ③育児上問題となる事項(生活指導、栄養指導、その他保健指導等) ④新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認【1か月児のみ】 ⑤ビタミンK ₂ 投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与【1か月児のみ】	①問診及び診察(指導を含む) ②臨床検査
健康診査料	全額公費負担	保険診療
周知方法	・母子健康手帳交付時に各時期における健康診査の受診について周知。 ・新生児訪問時に1か月児と2か月児の健康診査を、3～4か月児育児教室時に4～5か月児と8～9か月児の健康診査の受診を勧奨。 ・未受診者に対しては、電話、訪問等を実施。	
里帰り等健診・検査補助金交付	里帰り等のために県外の医療機関で1か月児健診を受診した場合には、受診後の申請により助成する。	

※1か月児健診は令和7年10月1日以降に生まれた乳児が対象

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	144,078 千円 (予算額)
令和 7 年度	126,979 千円
令和 6 年度	114,210 千円

	決算額
令和 5 年度	119,156 千円
令和 4 年度	127,482 千円
令和 3 年度	133,277 千円

※令和 7 年 10 月より 1 か月児健診を開始

(4) 実施状況

			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
一般健康診査	1 か月児	受診者数(人)	—	—	—	—	2,209
		受診率 (％)	—	—	—	—	86.9
	2 か月児	受診者数(人)	7,246	6,871	6,452	6,131	6,134
		受診率 (％)	95.4	96.1	95.1	96.7	96.0
	4～5 か月児	受診者数(人)	7,265	7,023	6,477	6,185	6,106
		受診率 (％)	94.8	95.7	93.5	93.8	94.3
	8～9 か月児	受診者数(人)	7,273	6,928	6,511	6,296	5,918
		受診率 (％)	90.9	94.1	89.6	92.1	90.8
受診者 計		受診者数(人)	21,784	20,822	19,440	18,612	20,367
精密健康診査		受診者数(人)	581	541	463	459	503

7 フッ化物歯面塗布助成(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

仙台市フッ化物歯面塗布助成事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	歯が生え始める乳児期からフッ化物歯面塗布や歯科保健指導を受けることで、歯科保健に対する意識の向上を図るとともに、かかりつけ歯科医での予防処置を受け始める機会とする。また、「☆せんだい☆でんたるノートF」を活用した継続的な歯と口の健康づくりに寄与する。
対 象 者	生後 8 か月に達してから 1 歳 6 か月を迎える前日までの乳幼児
実 施 機 関	仙台歯科医師会が指定した医療機関
実 施 内 容	・母子健康手帳別冊に綴じ込む形で助成券を交付。 ・生後 8 か月から 1 歳 6 か月を迎える前日まで、フッ化物歯面塗布を 1 回分助成。
周 知 方 法	8～9 か月児乳児健康診査を受けた際に配付される、「☆せんだい☆でんたるノートF」により周知。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	9,540 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	8,532 千円	1,784 千円
令和 6 年度	9,020 千円	—
令和 5 年度	9,133 千円	—
令和 4 年度	8,251 千円	—
令和 3 年度	8,197 千円	—

※補助率:定額

(4) 実施状況

	登録医療機関数	対象者数(※)	受診者数	受診率(※)
令和 7 年度	347 件	6,681 人	3,096 人	46.3%
令和 6 年度	354 件	7,037 人	3,369 人	47.9%

	登録医療機関数	対象者数(※)	受診者数	受診率(※)
令和5年度	340件	7,493人	3,424人	45.7%
令和4年度	326件	7,886人	3,240人	41.1%
令和3年度	283件	11,377人	3,163人	27.8%

※令和3年度の事業対象者：令和2年4月1日以降に出生した乳幼児

※対象者数及び受診率は、年度途中の転出入等による誤差が生じること、また、助成可能な期間が1歳6か月に達する日の前日までであることから、年度をまたいで対象者として計上されるケースがあるため目安の数字である

8 1歳6か月児健康診査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、母子保健法施行規則、厚生省児童家庭局長通知、仙台市1歳6か月児健康診査実施要綱、仙台市1歳6か月児歯科健康診査実施要領

(2) 事業の概要

	一般健康診査	精密健康診査
事業目的	運動機能、精神発達など心身の健康状態を確認し、対人関係の確立、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養その他育児に関する適切な指導を行うとともに、保護者には幼児への関わりや育児についての相談、助言を行い、児童虐待の予防発見に努める。	
対象者	1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児	一般健康診査の結果、より精密な健康診査の必要があると認められた幼児
実施機関	区家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課	仙台市医師会が指定した医療機関、仙台市発達相談支援センター
実施方法	指定された日時に受診	精密健康診査受診票、精密健康診査精神発達判定票を使用して受診
健康診査の内容	①身体発育及び栄養状況 ②身体の疾病及び異常の有無 ③歯の疾病及び異常の有無 ④精神発達、言語発達の状況及び異常の有無 ⑤予防接種の実施状況 ⑥その他、育児上課題になる事項	一般健康診査の結果により、必要な検査
健康診査料	全額公費負担	保険診療
周知方法	・対象者の保護者あて通知。 ・未受診者の場合、再通知、電話・訪問等を実施。	

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	9,783千円 (予算額)	—	—
令和7年度	8,734千円	—	—
令和6年度	11,327千円	1,007千円	—
令和5年度	12,001千円	1,876千円	—
令和4年度	23,573千円	5,197千円	—
令和3年度	20,839千円	769千円	309千円

※補助率：令和4～6年度 国1/2(備品購入費のみ)

令和3年度 国10/10、県10/10(新型コロナウイルス感染拡大防止対策におけるかかり増し人件費のみ)

(4) 実施状況

(単位:人)

	一般健康診査							精密健康診査	
	対象者数	受診者数	受診率	継続支援を要する者(※)			歯科健診 受診者数	受診者数	
				身体	精神発達	養育環境		身体	精神発達
令和7年度	6,430	6,247	97.2%	2,020	1,500	919	6,247	109	8
令和6年度	6,739	6,631	98.4%	2,116	1,665	1,042	6,630	113	8
令和5年度	7,206	7,098	98.5%	2,047	1,846	1,031	7,098	116	21
令和4年度	7,593	7,489	98.6%	2,394	1,872	1,027	7,489	118	12
令和3年度	7,754	7,602	98.0%	2,423	1,690	953	7,601	121	10

※疾患が複数ある者はそれぞれの疾患ごとに計上

(5) 備考

- ・仙台市医師会に健診医派遣委託。平成26年度より健診医として委嘱。
- ・育児支援強化として、平成14年度から保育士(健診時にこどもの状態や親子関係を把握する)、平成15年度から心理相談員(育児不安や悩みに関する個別相談指導を行う)を配置。

9 2歳6か月児歯科健康診査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、厚生省児童家庭局長通知、仙台市2歳6か月児歯科健康診査実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	むし歯が急激に増加する幼児を対象に歯科健康診査及び必要な予防措置を実施することにより、う蝕の予防と進行阻止を図る。
対象者	2歳6か月を超え満3歳に達しない幼児
実施機関	区家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課
実施方法	指定された日時に受診。
健康診査の内容	①乳歯の重要性、清掃方法、う蝕の予防処置、う蝕の治療等の指導 ②生活習慣の自立、食事、しつけ等、育児上課題になる事項の個別指導 ③視診、触診による歯科健康診査
周知方法	保護者あて通知。未受診者の場合、再通知、電話・訪問等を実施。
備考	・平成17年6月より個人通知を開始(従来は、市政だよりで対象日時を周知)。 ・平成19年度より心理相談員を配置。 ・平成26年度より太白区、平成29年度より若林区及び泉区、平成30年度より宮城野区、令和7年度より青葉区及び宮城総合支所の健診歯科医師を仙台歯科医師会に派遣委託。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	10,489千円 (予算額)	—	—
令和7年度	11,220千円	—	—
令和6年度	12,330千円	1,007千円	—
令和5年度	12,828千円	1,630千円	—
令和4年度	12,619千円	1,346千円	—
令和3年度	9,854千円	769千円	309千円

※補助率:令和4～6年度 国 1/2(備品購入費のみ)

令和3年度 国 10/10、県 10/10(新型コロナウイルス感染拡大防止対策におけるかかり増し人件費のみ)

(4) 実施状況

	開催回数	対象者数	受診者数	受診率
令和7年度	190回	6,736人	6,495人	96.4%
令和6年度	199回	7,222人	6,962人	96.4%
令和5年度	201回	7,485人	7,267人	97.1%
令和4年度	206回	7,876人	7,645人	97.1%
令和3年度	209回	7,847人	7,485人	95.4%

10 3歳児健康診査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、母子保健法施行規則、厚生省児童家庭局長通知、仙台市3歳児健康診査実施要綱

(2) 事業の概要

	一般健康診査	精密健康診査
事業目的	心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や児童虐待の予防や発見に努め、小児科・歯科・視聴覚・精神発達等総合的な健康診査を区家庭健康課、総合支所保健福祉課において実施し、児童の健全な育成のための助言・指導を行う。	
対象者	満3歳7か月を超え、満4歳に達しない幼児	一般健康診査の結果、より精密な健康診査の必要があると認められた幼児
実施機関	区家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課	宮城県医師会(ヒヤリングセンター)、仙台市発達相談支援センター
実施方法	指定された日時に受診	—
健康診査の内容	①身体発育及び栄養状況 ②身体の疾病及び異常の有無 ③歯の疾病及び異常の有無 ④精神発達、言語発達の状況及び異常の有無 ⑤予防接種の実施状況 ⑥その他、育児上問題になる事項	一般健康診査の結果により、必要な検査
健康診査料	全額公費負担	保険診療
周知方法	対象者の保護者あて通知。 未受診者の場合、再通知、電話・訪問等を実施。	
備考	・仙台市医師会に健診医派遣委託、平成17年度より嘱託医師2名配置(平成25年度で嘱託医師は終了)、平成26年度より健診医として委嘱。 ・仙台歯科医師会に健診歯科医派遣委託。 ・育児支援強化として、平成14年度より保育士(健診時にこどもの状態や親子関係を把握する)、平成16年度より心理相談員(育児不安や悩みに関する個別相談指導を行う)を配置。	

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	31,872千円 (予算額)	—	—
令和7年度	30,117千円	—	—
令和6年度	33,648千円	1,007千円	—
令和5年度	41,372千円	2,028千円	—
令和4年度	34,793千円	5,197千円	—
令和3年度	32,914千円	769千円	309千円

※補助率: 令和4～6年度 国 1/2(備品購入費のみ)

令和3年度 国 10/10、県 10/10(新型コロナウイルス感染拡大防止対策におけるかかり増し人件費のみ)

(4) 実施状況

(単位:人)

	一般健康診査							精密健康診査受診者数	
	対象者数	受診者数	受診率	継続支援を要する者(※)			歯科健診受診者数	身体	精神発達
				身体	精神発達	養育環境			
令和7年度	7,068	6,815	96.4%	5,672	545	609	6,809	2,167	36
令和6年度	7,448	7,278	97.7%	6,065	663	617	7,269	2,268	32
令和5年度	7,793	7,547	96.8%	6,364	721	596	7,535	1,685	37
令和4年度	7,971	7,738	97.1%	5,277	576	569	7,723	1,763	49
令和3年度	8,393	8,036	95.8%	5,840	625	646	8,020	1,940	44

※疾患が複数ある者はそれぞれ疾患ごとに計上

11 5歳児健康診査モデル事業(こども家庭保健課)【令和8年度新規】

(1) 根拠法令等

母子保健法、仙台市5歳児健康診査モデル事業実施要綱

(2) 事業の概要

	一般健康診査	精密健康診査
事業目的	就学前のこどもを対象に、身体の発育や疾病の有無、生活習慣に加え、知的・社会的発達の状況を確認し、必要な支援につなげることを目的として実施する5歳児健康診査の本格実施に先立ち、モデルとして事業を実施し、導入に向けた課題を検証する。	
対象者	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に生まれ、令和8年8月1日現在で仙台市宮城野区内に住所を有する者	一般健康診査の結果、より精密な健康診査等の必要があると認められた幼児
実施機関	仙台市医師会が指定した医療機関	一般健康診査実施医療機関が指定した医療機関
実施方法	対象者あてに送付された問診票・家庭と園の共有シートを使用し、医療機関を受診する個別健診方式	—
健康診査の内容	①身体発育状況 ②栄養状態 ③精神発達の状況 ④言語障害の有無 ⑤育児上問題となる事項の確認(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等) ⑥その他の疾病及び異常の有無	一般健康診査の結果により、必要な検査
健康診査料	全額公費負担	保険診療
周知方法	対象者の保護者あて個別通知	

(3) 事業費

	予算額	国庫補助額
令和8年度	2,550千円	—

※補助率:国 1/2

12 幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

仙台市こどものこころのケア事業実施要綱

(2) 事業の概要

- ・平成 23 年 8 月より、震災の影響によるこどもの心身面の不安やストレス反応について、「幼児健康診査におけるこどものこころの相談」及び「こどものこころの相談室」を実施。「幼児健康診査におけるこどものこころの相談」は、各幼児健康診査において「こころとからだの相談問診票」(アンケート)による聞き取りを行い、必要に応じて児童精神科医の専門相談につないでいる。「こどものこころの相談室」は、仙台市内に居住の 18 歳未満のこどもを対象に、各区において児童精神科医・臨床心理士の専門相談を行っている。
- ・震災から年数が経過してもなお、こどものこころのケアの重要性は依然として高いことから、事業の位置づけを整理したうえで、令和 3 年 4 月に「仙台市こどものこころのケア事業実施要綱」を制定し、母子保健事業の一環として継続して実施している。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	1,667 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	1,328 千円	885 千円	221 千円
令和 6 年度	1,323 千円	882 千円	221 千円
令和 5 年度	1,319 千円	879 千円	220 千円
令和 4 年度	1,351 千円	901 千円	225 千円
令和 3 年度	1,417 千円	944 千円	236 千円

※補助率:国 2/3、県 1/6

(4) 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
幼児健康診査でのアンケート回収数	23,123 件	22,880 件	21,885 件	20,847 件	19,556 件
児童精神科医等による専門相談数	129 人	118 人	117 人	106 人	119 人

§3 医療援護

1 未熟児養育医療給付(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子保健法、母子保健法施行規則、仙台市母子保健法施行細則、仙台市未熟児養育医療給付事務取扱要領

(2) 事業の概要

目 的	入院を必要とする 2,000 グラム以下等の未熟児に対し、必要な医療費を給付(所得により一部自己負担あり)する。
対 象 者	出生時体重 2,000 グラム以下等で、医師が入院養育を認め、保健所長が給付決定をした未熟児
実 施 機 関	指定養育医療機関

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	75,529 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	59,204 千円	29,254 千円	14,627 千円
令和 6 年度	62,039 千円	27,958 千円	13,979 千円
令和 5 年度	66,788 千円	40,052 千円	14,269 千円
令和 4 年度	83,549 千円	27,964 千円	14,393 千円
令和 3 年度	111,105 千円	58,492 千円	26,321 千円

※補助率:国 1/2、県 1/4

(4) 実施状況

	給付申請件数	給付決定件数	給付実人数	給付額
令和7年度	178件	178件	186人	59,173千円
令和6年度	190件	190件	204人	61,999千円
令和5年度	166件	165件	209人	66,745千円
令和4年度	199件	202件	206人	83,501千円
令和3年度	228件	223件	232人	111,058千円

※「給付実人数」及び「給付額」は、当該年度以前の申請者への給付実績を含む

2 自立支援医療費(育成医療)支給(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則、仙台市自立支援医療(育成医療)支給認定及び支給事務取扱要領

(2) 事業の概要

目的	身体上の障害を有する児童または現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために医療に要する費用を支給する。
対象者	身体に障害(内臓障害、肢体不自由、視覚障害等)を有する18歳未満の児童で、確実な治療効果を期待しうる者
医療の実施機関	指定自立支援医療機関(育成医療)
自己負担額	保険診療の自己負担額のうち、医療機関窓口で「かかった医療費の1割」と「月の自己負担額の上限」の金額のうち、いずれか低い方。「月の自己負担額の上限」は所得と障害の程度に応じて定められている。
所得制限	障害の程度が重度かつ継続的な治療を要する者以外で、世帯の市町村民税額が235,000円以上の場合の対象外となる。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	3,787千円 (予算額)	—	—
令和7年度	2,233千円	1,111千円	782千円
令和6年度	3,732千円	1,858千円	927千円
令和5年度	2,608千円	1,275千円	637千円
令和4年度	4,232千円	2,098千円	1,049千円
令和3年度	7,500千円	3,724千円	1,862千円

※補助率:国 1/2、県 1/4

(4) 実施状況

	給付申請件数	給付決定件数	給付実人数	給付額
令和7年度	67件	66件	99人	2,221千円
令和6年度	132件	126件	138人	3,710千円
令和5年度	131件	127件	162人	2,549千円
令和4年度	203件	186件	257人	4,195千円
令和3年度	236件	228件	310人	7,448千円

※「給付実人数」及び「給付額」については、当該年度以前の申請者への給付実績を含む

3 小児慢性特定疾病医療費支給(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、仙台市小児慢性特定疾病医療費支給認定及び支給事務取扱要領、仙台市指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領、仙台市小児慢性特定疾病指定医の指定に係る事務取扱要領

(2) 事業の概要

目 的	厚生労働省告示により定める慢性疾病(16疾患群)にかかっている18歳未満の児童(20歳到達まで延長が可能)に、保険診療の自己負担分を支給(所得により一部自己負担あり)する。
対象疾患の認定	学識経験者等から構成される仙台市小児慢性特定疾病審査会において、対象疾病の患者として認定または不認定の決定を行う。
備 考	○平成 17 年度制度改正 ・10 疾患群から 11 疾患群、488 疾病から 514 疾病に対象を拡大 ・全ての疾患で通院が対象 ・一部自己負担制の導入 ・一定の基準による対象者の重点化、全ての疾患で対象年齢延長(20 歳まで延長可) ○平成 27 年 1 月制度改正 ・11 疾患群から 14 疾患群、514 疾病から 704 疾病に対象を拡大 ・自己負担割合の変更(3 割から 2 割へ) ・一部自己負担額の改定(入院・通院の区別撤廃、重症患者にも一部自己負担導入、保険調剤及び入院時の食事療養に係る自己負担導入、同一世帯内に複数対象者がいる場合人数で自己負担額按分) ・指定医制、指定医療機関制の導入 ○平成 29 年 4 月制度改正 ・704 疾病から 722 疾病に対象を拡大 ○平成 30 年 4 月制度改正 ・14 疾患群から 16 疾患群、722 疾病から 756 疾病に対象を拡大 ※令和 2 年度において、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大の影響を踏まえ、受給者証の有効期間を 1 年間延長した ○令和 3 年 11 月制度改正 ・756 疾病から 788 疾病に対象を拡大 ○令和 5 年 10 月制度改正 ・支給開始日の取り扱いの変更(医療意見書の診断日または申請日の原則 1 か月前の日の、いずれか遅い日まで適用開始日を遡及) ○令和 6 年 4 月制度改正 ・成長ホルモン治療基準を削除 ○令和 7 年 4 月制度改正 ・788 疾病から 801 疾病に対象を拡大

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	458,388 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	462,599 千円	249,551 千円
令和 6 年度	366,486 千円	183,243 千円
令和 5 年度	353,500 千円	164,443 千円
令和 4 年度	321,706 千円	160,853 千円
令和 3 年度	333,740 千円	164,933 千円

※補助率:1/2

※国庫補助額には前年度追加交付・返還分を含む

(4) 令和7年度認定者数 (単位:人)

対象疾病	認定者数
悪性新生物	140
慢性腎疾患	68
慢性呼吸器疾患	55
慢性心疾患	192
内分泌疾患	243
膠原病	36
糖尿病	79
先天性代謝異常	33
血液疾患	27
免疫疾患	15
神経・筋疾患	167
慢性消化器疾患	127
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	27
皮膚疾患	6
骨系統疾患	20
脈管系疾患	12
合計	1,247

4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、仙台市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(2) 事業の概要

概 要	小児慢性特定疾病医療費支給事業の対象者に対し、日常生活用具を給付する。
対 象 用 具	①便器 ②特殊マット ③特殊便器 ④特殊寝台 ⑤歩行支援用具 ⑥入浴補助用具 ⑦特殊尿器 ⑧体位変換器 ⑨車椅子 ⑩頭部保護帽 ⑪電気式たん吸引器 ⑫クールベスト ⑬紫外線カットクリーム ⑭ネブライザー ⑮パルスオキシメーター ⑯ストーマ装具(蓄便袋) ⑰ストーマ装具(蓄尿袋) ⑱人工鼻 ⑲チューブ型包帯 ※⑲は令和7年度に追加

(3) 事業費及び支給件数

	決算額	国庫補助額	支給件数
令和8年度	860千円 (予算額)	—	—
令和7年度	536千円	233千円	8件
令和6年度	537千円	503千円	10件
令和5年度	971千円	630千円	12件
令和4年度	628千円	244千円	6件
令和3年度	1,647千円	731千円	27件

※補助率:1/2

※国庫補助額には前年度追加交付・返還分を含む

5 小児慢性特定疾病に係る通院介護料交付(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

仙台市小児慢性特定疾病に係る通院介護料交付要綱

(2) 事業の概要

概 要	通院 1 日につき 1,500 円(月 4 日を限度とする)を支給する。支給は、年 2 回(4～9 月分、10～3 月分)。
対 象 者	小児慢性特定疾病医療費支給事業の対象となっている通院患者のうち、以下のいずれかに該当する者 ① 身体障害者手帳の 1 級から 3 級を有する者(3 級は医師が必要と認めた場合) ② 13 歳未満の者 ③ ①②以外の者で、医師が特に通院時の介護を必要と認めた者
申 請 方 法	小児慢性特定疾病医療費支給事業の対象として認定を受け、申請書を保健福祉センターに提出。
有 効 期 限	原則として、保健福祉センターに申請のあった年度の末日まで。年度ごとに申請が必要。

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	14,340 千円 (予算額)
令和 7 年度	13,836 千円
令和 6 年度	14,129 千円
令和 5 年度	14,033 千円
令和 4 年度	13,446 千円
令和 3 年度	13,545 千円

(4) 支給状況(延べ支給者数)

(単位:人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
前期	860	870	864	881	907
後期	862	876	877	886	885
計	1,722	1,746	1,741	1,767	1,792

6 小児慢性特定疾病児童とその家族への支援(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、仙台市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

(2) 事業の概要

概 要	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の事業を行う。 また、関係者等に対する講演会等を実施し、情報提供や周知啓発を行う。
対 象 者	小児慢性特定疾病医療費支給事業の認定を受けた児童とその家族等
備 考	○平成 25 年度 事業開始 ・ウェルポートせんだいと共催で医療相談会を開催 ○平成 27 年 1 月 児童福祉法一部改正 ・小児慢性特定疾病児童等に対する相談支援事業及び小児慢性特定疾病自立支援員による支援が必須事業に定められた ・平成 27 年 1 月より東北大学病院に小児慢性特定疾病自立支援員の設置及び相談支援事業を委託開始(小慢さぽーとせんたー設置) ○平成 28 年度より小慢さぽーとせんたーに講演会事業及び研修会事業を委託開始

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	5,488 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	5,764 千円	2,882 千円
令和 6 年度	5,457 千円	2,746 千円
令和 5 年度	5,500 千円	2,739 千円
令和 4 年度	5,480 千円	2,739 千円
令和 3 年度	5,477 千円	2,739 千円

※補助率:1/2

(4) 実施状況

	講演会		自立支援員 相談件数
	開催回数	参加者数 (延べ)	
令和 7 年度	4 回	124 人	709 件
令和 6 年度	4 回	99 人	749 件
令和 5 年度	4 回	130 人	508 件
令和 4 年度	4 回	135 人	778 件
令和 3 年度	4 回	191 人	422 件

7 助産の実施(助産施設への入所)(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、仙台市児童福祉法施行細則、各区助産施設入所事務取扱要領、各区助産施設入所基準

(2) 事業の概要

内 容	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産が受けられない妊産婦に、所管の福祉事務所が助産施設における助産を実施する。
実 施 施 設	東北大学病院、仙台赤十字病院、仙台市立病院、仙台医療センター
対 象 者	低所得者で出産費用の捻出が難しい妊産婦。 ただし、妊産婦の属する世帯が生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯、非課税世帯以外の場合で、社会保険からの出産育児一時金等が 48.8 万円以上給付される場合は対象外となる。
利 用 期 間	出産日の前日から退所可能と医師が認める日までの継続する期間で、原則 14 日以内

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	39,421 千円 (予算額)
令和 7 年度	41,682 千円
令和 6 年度	44,201 千円
令和 5 年度	38,570 千円
令和 4 年度	35,491 千円
令和 3 年度	44,743 千円

(4) 利用料

区分		利用料
A階層	生活保護等世帯	0 円
B階層	非課税世帯	2,200 円＋出産育児一時金等の 2 割
C1 階層	市県民税 均等割課税世帯	4,500 円＋出産育児一時金等の 3 割
C2 階層	市県民税 所得割課税世帯	6,600 円＋出産育児一時金等の 3 割
D階層	所得税 8,400 円以下の世帯	9,000 円＋出産育児一時金等の 5 割

(5) 施設に対する給付

出産に伴う費用のうち、医療保険が適用されない分を、助産施設からの請求により月ごとに給付する。

(6) 利用状況

(単位:人)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
					青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
80	68	73	80	75	16	8	16	16	16	3

8 不妊検査費助成事業(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

仙台市不妊検査費助成事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	不妊を心配する夫婦の両方が不妊検査を受けた場合に、予算の範囲内でその費用の一部を助成することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、こどもを産み育てやすい環境をつくることを目的とする。
対 象 者	下記の要件をすべて満たす者 ・申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦である ・検査開始日における妻の年齢が 43 歳未満 ・申請日において、夫または妻のいずれか一方もしくは両方が仙台市民に住所を有する ・過去に他の地方公共団体及び本市においてこの助成と同様の助成を受けたことがない ・本市の市税を滞納していない
対 象 検 査	下記の要件をすべて満たす検査 ・医師が不妊症の診断のために必要と認める検査で、夫婦両方が受けたもの ・検査開始日から 1 年以内に受けたもの ・他の地方公共団体の助成を受けていないもの
助 成 内 容	上限額 3 万円(申請に必要な証明書の発行にかかる文書料を含む) 助成回数は夫婦 1 組につき 1 子ごと 1 回限り ※令和 6 年度の助成回数は夫婦 1 組につき 1 回限り
申 請 手 続	検査終了日または検査開始日から 1 年を経過した日のいずれか早い日が属する年度の末日までに、必要書類を添えて「仙台市不妊検査費助成事業申請書」をこども家庭保健課に郵送にて提出する。
備 考	・令和 6 年 7 月 1 日実施。令和 6 年 4 月 1 日以降に終了した検査に適用。 ・令和 7 年度より助成回数を夫婦 1 組につき 1 回限りから、夫婦 1 組につき 1 子ごと 1 回限りへ拡充。

(3) 事業費

	決算額	県補助額
令和 8 年度	33,000 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	27,627 千円	27,627 千円
令和 6 年度	22,214 千円	22,214 千円

※補助率:10/10

9 不妊治療費助成事業(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

仙台市不妊治療費助成事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	不妊症の夫婦が、不妊治療のうち厚生労働大臣が告示した先進医療を受けた場合に、予算の範囲内でその費用の一部を助成することにより、先進医療の実施を希望する夫婦の経済的負担を軽減し、不妊治療に取り組みやすい環境をつくることを目的とする。
対 象 者	下記の要件をすべて満たす者 ・申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦である ・治療開始日における妻の年齢が43歳未満 ・申請日において、夫または妻のいずれか一方もしくは両方が仙台市民に住所を有する ・本市の市税を滞納していない
対 象 治 療	先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、保険診療の不妊治療と組み合わせて実施された先進医療で、他の地方公共団体の助成を受けていないもの
助 成 内 容	1回あたり上限額5万円(申請に必要な証明書の発行にかかる文書料を含む) 助成回数は保険診療の取扱いに準じる。
申 請 手 続	治療終了日の属する年度の末日までに、必要書類を添えて「仙台市不妊治療費助成事業申請書」をこども家庭保健課に郵送にて提出する。
備 考	令和6年7月1日実施、令和6年4月1日以降に実施した治療に適用

(3) 事業費

	決算額	県補助額
令和8年度	100,000千円 (予算額)	—
令和7年度	40,743千円	40,743千円
令和6年度	33,714千円	33,714千円

※補助率:10/10

10 不育症検査費用助成(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、仙台市不育症検査費用助成事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	先進医療に位置付けられた不育症検査を対象として、当該検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症患者の経済的負担軽減を図る。
対 象 者	下記の要件をすべて満たす者 ・既往流死産回数が2回以上の者 ・申請日において、仙台市に住所を有する ・本市の市税を滞納していない
対 象 検 査	先進医療として告示されている不育症検査について、当該検査の実施機関として届出または承認がなされている保険医療機関において実施された検査 ①流死産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査) ②抗ネオセルフβ2グリコプロテインI複合体抗体検査
助 成 内 容	対象者の不育症検査に要した費用について、1回の検査に係る費用の7割に相当する額(千円未満の端数が生じた場合には切り捨て)を助成する。ただし、6万円を上限とする。

申請手続	検査が終了した日の属する年度の末日までに、必要書類を添えて「仙台市不育症検査費用助成事業申請書」をこども家庭保健課に郵送にて提出する。
周知方法	各区家庭健康課・総合支所保健福祉課及び県内産科・産婦人科等保険医療機関へのリーフレットの配置、ホームページへの掲載
備考	・令和3年10月1日事業開始。 ・令和4年4月1日より「流産検体を用いた染色体検査」が保険適用となったことを受け、本事業の対象検査ではなくなった。 ・令和4年12月1日より「流死産検体を用いた遺伝子検査」を助成対象に追加。 ・令和7年6月1日より「抗ネオセルフβ2グリコプロテインI複合体抗体検査」を助成対象に追加。

(3) 事業費及び助成件数

	決算額	国庫補助額	助成件数
令和8年度	600千円 (予算額)	—	—
令和7年度	260千円	130千円	11件
令和6年度	0千円	—	0件
令和5年度	0千円	—	0件
令和4年度	100千円	50千円	2件
令和3年度	431千円	175千円	7件

※補助率:1/2

§4 こども・若者が望むライフプランを支える取り組み

1 若い世代のライフデザイン支援事業(こども若者政策課)

(1) 事業の概要

若い世代が仕事や結婚、子育てなどについて、具体的なイメージを持ちながら自らの将来を考え、ライフデザインを描くことができるよう、子育て世帯との交流を交えたセミナーを開催。令和8年度には結婚新生活を始めたばかりの夫婦や、今後結婚を考えている若者向けに「結婚新生活支援セミナー」を開催。

なお、令和3年度から令和6年度までは仕事と家庭の両立支援促進の取組として「ライフプランセミナー」を開催。令和7年度からは若者が望むライフプランを支える取組の推進として新たに「若い世代のライフデザイン支援事業」を開始したもの。

(2) 事業費

		決算額	国庫補助額
令和8年度	ライフデザインセミナー	3,160千円 (予算額)	—
	結婚新生活支援セミナー	1,586千円 (予算額)	—
令和7年度		2,739千円	2,054千円

※補助率:3/4

(3) 参加人数及び実施回数

	実施回数	参加人数
令和7年度	3回	140名

2 結婚支援イベントの開催(こども若者政策課)

(1) 事業の概要

結婚を希望する方に出会いの機会を提供する。令和 7 年度より事業開始。

(2) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	2,030 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	2,407 千円	1,805 千円

※補助率:3/4

(3) 参加人数及び実施回数

	実施回数	参加人数
令和 7 年度	3 回	140 名

3 結婚新生活支援事業(こども若者政策課)

(1) 根拠法令等

仙台市結婚新生活支援補助金交付要綱

(2) 事業の概要

結婚して新生活を始める若い世代を対象に、新生活のスタートアップに係る住宅に関する費用の補助を行うもの。令和 6 年度より事業開始。

補 助 対 象	次の①から⑤の全てを満たす世帯 ①申請年度の前年度 1 月 1 日から 12 月 31 日までに婚姻した世帯(令和 7 年度については令和 7 年 4 月 1 日から 12 月 31 日に婚姻した世帯。) ②前年の夫婦の合計所得が 500 万円未満 ③夫婦ともに婚姻日の年齢が 39 歳以下 ④申請時に仙台市内に住民登録を有している ⑤夫婦とも本市が指定する講座を受講または医療機関へ妊娠・出産に関する相談を実施
補助対象費用	実施年度の対象期間中に支払った婚姻に伴う次の費用 ①住宅の賃料(家賃)、敷金・礼金、共益費、仲介手数料等(賃料・共益費等は 3 か月分が上限) ②住宅の購入費用 ③住宅のリフォーム費用 ④引っ越し費用
補 助 上 限 額	婚姻日に夫婦の年齢がともに 29 歳以下の世帯 上限 60 万円 その他の世帯 上限 30 万円

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	140,920 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	89,748 千円	63,692 千円
令和 6 年度	140,920 千円	74,866 千円 29,488 千円

※補助率:2/3

※令和 6 年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(29,488 千円)も充当

(4) 申請件数

	申請件数	対象世帯
令和 7 年度	352 件	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに婚姻した夫婦
令和 6 年度	553 件	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに婚姻した夫婦

§ 5 子育てに要する経済的負担の軽減

1 妊婦支援給付金支給事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、仙台市妊婦支援給付金支給事業実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、もって妊婦や胎児であるこどもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦等包括相談支援事業と組み合わせて 2 回に分けて妊婦支援給付金を支給する。
対象者	事業開始日以降に妊娠・出産した者のうち、申請時点で仙台市に住民票がある者
周知方法	1 回目については妊娠の届出時に実施する面談時、2 回目については赤ちゃん(新生児)訪問時に実施する面談時にそれぞれ案内。
支給内容	(ア) 1 回目 妊婦 1 人あたり 5 万円 (イ) 2 回目 胎児 1 人あたり 5 万円
備考	令和 7 年 4 月 1 日 事業開始

(3) 決算額

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	668,050 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	676,100 千円	653,982 千円	6,716 千円
令和 6 年度	636,800 千円	421,466 千円	106,133 千円
令和 5 年度	777,350 千円	518,232 千円	129,557 千円
令和 4 年度	689,750 千円	459,633 千円	114,908 千円

※補助率(妊婦支援給付金):国 10/10

※補助率(出産・子育て応援給付金):国 2/3、県 1/6

※令和 6 年度までは旧事業である「出産・子育て応援給付金」の額を計上

(4) 実施状況

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
妊婦支援給付金 (1 回目)	支給件数	8,726 件	8,125 件	6,602 件	6,750 件
	支給額	436,300 千円	406,250 千円	330,100 千円	337,500 千円
妊婦支援給付金 (2 回目)	支給件数	5,069 件	7,422 件	6,134 件	6,772 件
	支給額	253,450 千円	371,100 千円	306,700 千円	338,600 千円

※令和 6 年度までは旧事業である「出産・子育て応援給付金」の実施状況を記載

2 出産育児支援金(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市出産育児支援金事業実施要綱

(2) 事業の概要

事業目的	子育て世帯の家計の負担を軽減し安心してこどもを生み育てる環境を整備するため、健康保険から給付される出産育児一時金に加えて、本市独自に出産育児支援金9万円を支給する。
対象者	事業開始日以降に出産した者のうち、出産日及び申請時点で仙台市に住民票があり、出産育児一時金の支給対象となる者。
周知方法	赤ちゃん(新生児)訪問時に実施する面談時に案内。
支給内容	出産した児童1人あたり9万円
備考	令和7年10月1日 事業開始

(3) 決算額

	決算額
令和8年度	565,560千円 (予算額)
令和7年度	195,030千円

(4) 実施状況

	支給件数	支給額
令和7年度	2,167件	195,030千円

3 児童手当支給(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則、仙台市児童手当事務処理要綱

(2) 事業の概要

趣旨			家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
支給対象			18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育し、仙台市内に住所を有する者等。また 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある施設入所等児童が委託されている施設設置者、里親等。
支 給 額	一般受 給者	第 1 子・ 第 2 子	3 歳未満の児童 1 人につき月額 15,000 円
			3 歳以上 18 歳の年度末までの児童 1 人につき 月額 10,000 円
		第 3 子以降	0 歳以上 18 歳の年度末までの児童 1 人につき 月額 30,000 円
	施設里親等受給者		3 歳未満の児童 1 人につき 月額 15,000 円
			3 歳以上 18 歳の年度末までの児童 1 人につき 月額 10,000 円
支給時期			原則として、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月に、それぞれの前月分までの 2 か月分を支給。
その他			児童手当は市区町村に寄附することができる。

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	20,396,330千円 (予算額)	—	—
令和7年度	20,254,825千円	16,506,748千円	1,898,230千円
令和6年度	15,878,835千円	11,888,318千円	2,003,484千円

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 5 年度	13,979,775 千円	9,795,554 千円	2,111,188 千円
令和 4 年度	14,535,370 千円	10,242,872 千円	2,191,209 千円
令和 3 年度	15,146,430 千円	10,570,274 千円	2,284,542 千円

※補助率:

令和 6 年 9 月分まで 国 2/3(一部の対象区分 37/45(事業主負担分も含む)、
 令和 6 年 10 月分以降 県 1/6(一部の対象区分 4/45)
 3 歳未満 被用者 支援納付金 3/5 事業主 2/5
 3 歳未満 非被用者 支援納付金 3/5 国 4/15 県 1/15
 3 歳以降 支援納付金 1/3 国 4/9 県 1/9

(4) 受給者数・支給対象児童数の推移 (各年度末現在。単位:人)

	受給者数	支給対象児童数
令和 7 年度	79,529	127,836
令和 6 年度	80,248	129,720
令和 5 年度	64,928	101,632
令和 4 年度	66,991	105,095
令和 3 年度	72,473	114,095

(5) 制度の沿革

昭和 47 年 1 月 制度発足(第 3 子以降を対象、義務教育修了前)
 昭和 57 年 6 月 特例給付の導入
 昭和 61 年 6 月 支給対象を第 2 子以降に拡大
 平成 4 年 1 月 支給対象を第 1 子まで拡大
 平成 12 年 6 月 支給対象を義務教育就学前まで拡大
 平成 16 年 4 月 支給対象を小学校第 3 学年修了前まで拡大
 平成 18 年 4 月 支給対象を小学校修了前まで拡大
 平成 22 年 4 月 子ども手当の創設、支給対象を中学校修了前まで拡大
 平成 24 年 4 月 新たな児童手当制度の構築(子ども手当制度終了)
 令和 4 年 6 月 現況届を原則不要とする改正、所得上限限度額の導入
 令和 6 年 10 月 所得制限を撤廃、支給対象年齢、第 3 子加算の加算金額、支払回数拡大

4 児童扶養手当支給(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則

(2) 事業の概要

趣 旨	ひとり親家庭における児童の養育者に対し、手当を支給することにより、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。
支 給 対 象	父または母のない(父または母が重度障害者の場合を含む)18 歳に達した年度末(心身に一定の障害がある場合は 20 歳未満)までの児童の母または父、もしくは、父母に代わってその児童を養育している者のうち、一定の支給要件を満たす者
支 給 時 期	奇数月の 11 日(土曜、日曜、祝日の場合は金融機関の前営業日)に、それぞれの前月分までを口座振込により支給

(3) 支給区分と手当額(令和7年4月分から)

	全部支給	一部支給 (所得額に応じて 10 円単位の額)	支給停止
児 童 1 人	月額 48,050 円	月額 48,040 円～11,340 円の範囲	所得制限の限度額 を超える場合、手 当は支給されない
児童 2 人以上	児童 1 人の手当月額に、児童が 1 人増すごとに11,350円を加算	児童 1 人の手当月額に、児童が 1 人増 すごとに 11,340 円～5,680 円を加算	

(4) 所得制限の限度額(令和6年11月分から)

扶養親族等の数	手当を請求する人の所得額		扶養義務者、配偶者、 孤児等の養育者の所得額
	全部支給	一部支給	
0 人	69 万円	208 万円	236 万円
1 人	107 万円	246 万円	274 万円
2 人	145 万円	284 万円	312 万円
3 人	183 万円	322 万円	350 万円
4 人目以上加算額	1 人につき 38 万円		

※「所得額」には、各種控除、養育費算入等、当該手当独自の調整あり

(5) 制度の沿革

昭和 37 年 1 月	母子福祉年金制度を補完するものとして施行
昭和 60 年 8 月	母子家庭の生活安定と自立促進を通じた児童の健全育成を目的とする制度に改変
平成 14 年 8 月	地方分権一括法による児童扶養手当法の一部改正により県から市へ事務権限移譲
平成 15 年 4 月	母の監護する児童が父から受け取った養育費の 8 割を母の所得に算入する改正 支給要件に該当するに至った日から 5 年の請求期限の廃止
平成 20 年 4 月	支給開始の月から起算して 5 年を経過した場合等に手当が 2 分の 1 に減額となる改正 (就業中、求職活動中、病気療養中等の理由がある場合は減額適用外)
平成 22 年 8 月	父子家庭の父へ支給対象拡大
平成 23 年 8 月	障害基礎年金の子の加算と児童扶養手当受給を選択可能とする改正
平成 24 年 8 月	配偶者からの暴力のため、裁判所からの保護命令が出された者に対象拡大
平成 26 年 12 月	児童扶養手当と公的年金の併給を可能とする改正
平成 28 年 8 月	第 2 子加算額及び第 3 子以降加算額の増額
平成 29 年 4 月	加算額について基本額と同様に物価スライド制を適用
平成 30 年 8 月	全部支給の所得制限限度額の増額
令和 元 年 11 月	支払回数を年 3 回から年 6 回に見直し
令和 3 年 3 月	児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算額を上回る場合、その差額を受給できる改正 障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する所得に非課税公的年金給 付等が含まれることとする改正
令和 6 年 11 月	全部支給及び一部支給の所得制限限度額の増額 第 3 子以降加算額の増額

・受給資格者数 (各年度末現在。単位：人)

	受 給 者			支給停止	合 計
	全部支給	一部支給	小 計		
令和 7 年度	3,682	2,543	6,225	1,105	7,330
令和 6 年度	3,931	2,523	6,454	1,011	7,465
令和 5 年度	3,573	2,910	6,483	1,089	7,572
令和 4 年度	3,748	2,889	6,637	1,021	7,658
令和 3 年度	4,037	2,918	6,955	966	7,921

・受給者世帯類型別

(各年度末現在。単位:人)

	世帯別	父子世帯・母子世帯							その他の世帯	合計
		離婚	その他の生別	死別	未婚	障害者	遺棄	DV保護命令		
令和7年度	父子	196	3	9	4	12	1	0	168	6,225
	母子	4,899	9	26	842	30	15	11		
令和6年度	父子	214	5	8	6	13	1	0	178	6,454
	母子	5,049	14	32	872	28	23	11		
令和5年度	父子	194	3	13	3	13	1	0	188	6,483
	母子	5,113	11	30	854	31	19	10		
令和4年度	父子	193	4	17	4	11	1	0	202	6,637
	母子	5,204	8	31	904	29	15	14		
令和3年度	父子	226	2	17	5	12	2	0	208	6,955
	母子	5,432	13	29	942	35	18	14		

(6) 事業費

	決算額	国補助額
令和8年度	3,520,014 千円 (予算額)	—
令和7年度	3,582,926 千円	1,186,615 千円
令和6年度	3,507,146 千円	1,163,234 千円
令和5年度	3,422,163 千円	1,133,974 千円
令和4年度	3,501,413 千円	1,159,098 千円
令和3年度	3,656,610 千円	1,210,581 千円

※補助率:扶助費の1/3

5 特別児童扶養手当支給(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

(2) 事業の概要

趣 旨	精神または身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。
支 給 対 象	心身に重度または中度の障害がある 20 歳未満の児童を監護している父または母、あるいは父母に代わってその児童を養育している者
支 給 時 期	4 月、8 月、11 月の 11 日(土曜、日曜、祝日の場合は金融機関の前営業日)に、それぞれの前月分(11 月は当月分)を口座振込により支給

(3) 支給区分と手当額

	手当額(月額)	児童の障害の程度
1 級	58,450 円	身体障害者手帳「1 級」の一部、「2 級」の一部、療育手帳「A」及びこれらと同程度の障害
2 級	38,930 円	身体障害者手帳「3 級」の一部、「4 級」の一部、療育手帳「B」の一部及びこれらと同程度の障害

※所得制限限度額を超える場合は支給されない

(4) 所得制限の限度額

扶養親族等の数	支給対象者の前年所得額	配偶者、扶養義務者の前年所得額
0 人	4,596 千円	6,287 千円
1 人	4,976 千円	6,536 千円
2 人	5,356 千円	6,749 千円
3 人	5,736 千円	6,962 千円
4 人目以上加算額	1 人につき 380 千円	1 人につき 213 千円

(5) 制度の沿革

昭和 39 年 9 月	重度精神薄弱児扶養手当法施行
昭和 41 年 8 月	身体に重度の障害を有する児童も対象とし、法律名を特別児童扶養手当法に改正
昭和 47 年 10 月	内部障害等を有する児童も対象とする改正
昭和 49 年 9 月	特別福祉手当の新設に伴い、法律名を特別児童扶養手当等の支給に関する法律に改正
平成 27 年 4 月	地方分権一括法による特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正により、県から市へ事務移譲

(6) 特別児童扶養手当受給者の推移

(各年度末現在。単位：人)

	受給者数	支給停止者数	合計
令和 7 年度	1,770	286	2,056
令和 6 年度	1,758	230	1,988
令和 5 年度	1,771	220	1,991
令和 4 年度	1,795	218	2,013
令和 3 年度	1,836	172	2,008

(7) 事業費

	決算額	国補助額
令和 8 年度	10,126 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	8,468 千円	9,420 千円
令和 6 年度	90,150 千円	89,835 千円
令和 5 年度	4,182 千円	8,351 千円
令和 4 年度	5,675 千円	7,913 千円
令和 3 年度	5,300 千円	8,049 千円

※手当は国から受給者に支給するため、市の予算は事務費のみ計上

※令和 6 年度決算額のうち、83,750 千円は新システム導入に係る費用

※予算として所管していない職員手当等も国補助額に含まれるため、国補助額が決算額を超過する

6 こども医療費助成(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市こども医療費の助成に関する規則、仙台市こども医療費の助成に関する規則実施要領

(2) 事業の概要

趣 旨	こどもにかかる医療費を助成することにより、こどもを持つ家庭の経済的負担を軽減し、こどもの健康維持と福祉の増進を図る。
-----	--

助 成 内 容	各種健康保険に加入しているこどもにかかる医療費のうち保険診療による自己負担額を助成する。 0 歳～高校 3 年生 …… 通院(外来、調剤、訪問看護など)、 入院(食事療養費の標準負担額を除く) ※令和 4 年度までは所得制限があったが、令和 5 年度から撤廃 ※令和 8 年度から対象年齢を 15 歳到達年度末(中学 3 年生)から 18 歳到達年度末(高校 3 年生)までに引き上げ、あわせて、利用者一部負担金を撤廃
---------	---

(3) 所得制限の限度額(令和5年度より撤廃)

扶養親族数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上
総所得金額	6,220 千円	6,600 千円	6,980 千円	7,360 千円	1人につき 380 千円加算

(4) 医療費助成状況 (各年度末現在)

	対象者数	助成件数	助成額	1 件あたりの 平均助成額
令和 7 年度	123,139 人	2,141,749 件	4,278,125 千円	1,997 円
令和 6 年度	126,077 人	2,107,203 件	4,325,841 千円	2,053 円
令和 5 年度	129,549 人	2,178,171 件	4,351,999 千円	1,998 円
令和 4 年度	116,191 人	1,686,891 件	3,273,837 千円	1,941 円
令和 3 年度	118,832 人	1,617,615 件	3,195,372 千円	1,975 円

(5) 事業費

	決算額	県補助額
令和 8 年度	5,472,762 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	4,486,699 千円	477,520 千円
令和 6 年度	4,490,096 千円	542,821 千円
令和 5 年度	4,585,096 千円	698,399 千円
令和 4 年度	3,567,563 千円	556,803 千円
令和 3 年度	3,396,631 千円	684,817 千円

※補助率:1/2(未就学児の一部が補助対象)

(6) 制度の沿革

昭和 48 年 1 月	0 歳児を対象として発足
昭和 49 年 1 月～	対象年齢を順次拡大、入院 3 歳児まで、通院 2 歳児まで対象
昭和 51 年 1 月	
昭和 59 年 4 月	所得制限導入(児童扶養手当の所得制限額を準用)
平成 4 年 10 月	所得制限緩和(老齢福祉年金の扶養義務者に係る所得制限額を準用)
平成 9 年 10 月	入院のみ 5 歳児まで対象拡大
平成 14 年 10 月	入院を小学校就学前まで、通院を 3 歳児まで対象拡大
平成 17 年 10 月	窓口で負担のいらない現物給付化実施
平成 19 年 10 月	通院を小学校就学前まで対象拡大、所得制限緩和(児童手当特例給付の限度額を準用)
平成 24 年 1 月	入院を中学 3 年生まで、通院を小学 3 年生まで拡大、利用者一部負担金を導入
平成 29 年 10 月	通院を中学 3 年生までに拡大、通院の利用者一部負担金の無料化を小学校就学前まで拡大
令和 3 年 10 月	所得制限緩和(児童手当特例給付の限度額を準用)
令和 5 年 4 月	所得制限撤廃
令和 8 年 4 月	対象年齢を高校 3 年生までに拡大、利用者一部負担金の撤廃

7 母子・父子家庭医療費助成(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則、仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する事務処理要領

(2) 事業の概要

趣旨		母子・父子家庭にかかる医療費を助成することにより、経済的負担を軽減し福祉の増進を図る。
助成対象	母子家庭の母 父子家庭の父	配偶者と死別または離別、配偶者が生死不明または重度障害、配偶者から遺棄されている等の状況にあり、18歳に達した年の年度末までの児童を扶養している者
	母子家庭の児童 父子家庭の児童	母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている18歳に達した年の年度末までの児童
	父母のない児童	父母と死別または離別、父母が生死不明または重度障害、父母から遺棄されている等の状況にある18歳に達した年の年度末までの児童
助成内容		上記対象者にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担額で1レセプトにつき1,000円(入院の場合2,000円)を超える額を助成する。

(3) 所得制限の限度額

扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人以上
総所得金額					
母または父	1,700千円	2,080千円	2,460千円	2,840千円	1人につき380千円加算
父母のない児童を扶養する者及び扶養義務者	2,360千円	2,740千円	3,120千円	3,500千円	1人につき380千円加算

(4) 助成対象者数

(単位:人)

	母子家庭		父子家庭		父母のない児童	合計
	母	児童	父	児童		
令和7年度	5,782	7,057	202	259	12	13,312
令和6年度	5,837	7,109	203	259	10	13,418
令和5年度	5,957	7,249	198	259	6	13,669
令和4年度	5,701	6,560	192	90	13	12,556
令和3年度	5,874	6,419	213	110	11	12,627

(5) 医療費助成状況

(各年度末現在)

	対象者数	助成件数	助成額	1件あたりの平均助成額
令和7年度	16,964人	83,423件	176,301千円	2,113円
令和6年度	17,223人	82,448件	178,276千円	2,162円
令和5年度	17,124人	73,466件	174,393千円	2,374円
令和4年度	13,897人	62,428件	176,782千円	2,832円
令和3年度	14,027人	62,664件	182,288千円	2,909円

(6) 事業費

	決算額	県補助額
令和 8 年度	165,269 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	179,680 千円	91,023 千円
令和 6 年度	179,980 千円	89,137 千円
令和 5 年度	175,505 千円	87,196 千円
令和 4 年度	178,099 千円	87,199 千円
令和 3 年度	183,495 千円	88,555 千円

※補助率:1/2

(7) 制度の沿革

昭和 59 年 1 月	「母子家庭等医療費助成」として制度発足 対象は未成年の子を扶養する母子家庭の母と義務教育修了前の児童及び父母のない 義務教育修了前の児童
平成 3 年 10 月	「ひとり親家庭等医療費助成」とし、対象を同様の父子家庭にも拡大
平成 6 年 4 月	「母子・父子家庭医療費助成」に名称変更
平成 6 年 10 月	対象期間について児童の義務教育修了前から満 18 歳の年度末までに拡大
令和 7 年 10 月	所得制限限度額を引き上げ

8 第3子以降小学校入学祝金(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市第3子以降小学校入学祝金支給要綱

(2) 事業の概要

趣 旨	小学校に入学する児童の保護者等に対し、入学祝金を給付することにより、少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図る。
対 象 児 童	第3子以降の児童または被措置児童
支 給 対 象	・児童が入学する年の5月1日に仙台市に住所を有する保護者 ・児童が入学する年の5月1日に仙台市に所在する児童養護施設の設置者等
支 給 額	対象となる児童1人につき30,000円
支 給 時 期	7月
備 考	平成29年4月17日 事業開始

(3) 事業費

	決算額	県補助額
令和 8 年度	27,000 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	25,890 千円	12,945 千円
令和 6 年度	30,180 千円	15,090 千円
令和 5 年度	31,241 千円	15,450 千円
令和 4 年度	36,144 千円	17,985 千円
令和 3 年度	33,303 千円	16,470 千円

※補助率:1/2

(4) 支給実績 (単位:件)

	支給件数
令和7年度	863
令和6年度	1,006
令和5年度	1,030
令和4年度	1,199
令和3年度	1,098

○ 令和6年度住民税非課税世帯への緊急支援給付金(子育て世帯への加算給付)(こども支援給付課) ※令和7年度事業終了

(1) 根拠法令等

内閣府地方創生推進室、デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡「重点支援地方交付金」の追加について、令和6年度住民税非課税世帯への緊急支援給付金支給事務実施要綱

(2) 事業の概要及び沿革

物価高の影響を受ける低所得者世帯に対し、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として、令和6年度に住民税非課税となった世帯へ、こども1人あたり5万円を支給するもの。(給付金の支給や各種事務は健康福祉局社会課が担当。)

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和7年度	6,380千円	6,360千円
令和6年度	233,800千円	233,800千円

※補助率:10/10(決算額と支給額の差異は、還付によるもの)

(4) 支給実績

	対象者数	支給額
令和7年度	318人	6,360千円
令和6年度	11,690人	233,800千円

§6 ひとり親家庭への支援とこどもの貧困対策

1 母子・父子自立支援員(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(2) 事業の概要

母子・父子自立支援員を各区家庭健康課に配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

(3) 実施状況(相談件数)

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活一般	422	493	484	548	508
児童	100	52	131	138	269
生活援護	1,269	1,277	1,106	1,086	988
その他	2	9	4	16	2
合 計	1,793	1,831	1,725	1,788	1,767

(4) 制度の沿革

- 平成 15 年 4 月 「母子相談員」から「母子自立支援員」に名称を変更し、職業能力向上及び求職活動に関する支援業務を追加した。
- 平成 26 年 10 月 「母子自立支援員」から「母子・父子自立支援員」に名称を変更し、支援対象を父子家庭に拡大した。

2 ひとり親家庭等生活向上支援事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、こども家庭庁支援局長通知

(2) 事業の概要

事業目的	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、就業や家事等日々の生活に追われ、育児や自身及びこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することもある。また、こうした家庭は、時間的な余裕もないため、支援を必要としても地域や支援機関の窓口につながる機会が少なく、支援情報を受け取りにくい状況にある。このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決を図り、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活を総合的に支援することを目的とする。
対象者	・原則 20 歳未満の児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父または養育者(父母のない児童を養育する祖父母等) ・寡婦 ・配偶者との離婚や別居を検討しているなど、上記に準ずる者
事業内容	・専用ホームページによる情報発信 ・メールを活用した相談や平日夜間・土曜日の対応 ・支援制度の申込時期にプッシュ型でお知らせ ・居宅への訪問による相談支援や区役所等支援機関への同行支援
備考	令和 3 年 4 月 市民協働事業提案制度と連携して宮城野区でモデル事業として開始 令和 4 年 4 月 対象を全市域に拡大

(3) 実施状況

	登録人数	延べ相談件数	連携件数(※)
令和 7 年度	3,986 人	7,291 件 (うち メール 3,290 件)	65 件
令和 6 年度	3,371 人	6,712 件 (うち メール 2,962 件)	58 件
令和 5 年度	2,885 人	7,367 件 (うち メール 3,706 件)	118 件
令和 4 年度	2,276 人	7,101 件 (うち メール 3,921 件)	39 件

※区役所各課、警察、人材派遣会社等、内容に応じて関係機関につないだ件数

(4) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	27,478 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	26,271 千円	8,740 千円
令和 6 年度	22,740 千円	8,518 千円
令和 5 年度	19,450 千円	8,286 千円
令和 4 年度	21,292 千円	7,918 千円

※補助率:1/2(上限あり)

3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則、仙台市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則、仙台市母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要領、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付運用基準

(2) 事業の概要

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉の向上を図るために、各区家庭健康課窓口において無利子または低利子で各種資金の貸し付けを行う。

(3) 事業費

	決算額	※令和7年度決算額の内訳 母子福祉貸付金： 21,986 千円 寡婦福祉貸付金： 0 千円 父子福祉貸付金： 1,572 千円 事 務 費： 8,551 千円 人 件 費： 300 千円 公 債 費： 24,952 千円 諸 支 出 金： 12,821 千円
令和 8 年度	61,491 千円 (予算額)	
令和 7 年度	70,182 千円	
令和 6 年度	228,788 千円	
令和 5 年度	236,853 千円	
令和 4 年度	127,584 千円	
令和 3 年度	38,970 千円	

(4) 貸付状況

	母子福祉資金		寡婦福祉資金		父子福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和 7 年度	66 件	21,986 千円	0 件	0 千円	4 件	1,572 千円
令和 6 年度	83 件	25,931 千円	1 件	1,302 千円	10 件	1,911 千円
令和 5 年度	73 件	24,113 千円	0 件	0 円	4 件	636 千円
令和 4 年度	60 件	18,110 千円	0 件	0 円	5 件	1,228 千円
令和 3 年度	70 件	24,785 千円	1 件	360 千円	1 件	260 千円

(5) 償還率

償還率(収納額/調定額)												(単位: %)
	母子福祉資金			寡婦福祉資金			父子福祉資金			計		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
令和 7 年度	90.0	13.8	38.4	82.8	6.9	20.5	57.8	15.0	29.4	89.6	13.6	36.8
令和 6 年度	89.1	21.2	41.1	86.8	10.0	28.7	56.2	45.5	49.1	88.7	21.1	40.9
令和 5 年度	91.5	11.0	33.6	93.6	17.0	36.3	30.4	5.5	20.6	90.6	11.1	33.6
令和 4 年度	90.2	13.2	34.7	96.6	33.1	56.3	57.2	21.9	44.8	90.2	13.9	35.6
令和 3 年度	92.0	17.7	38.3	96.9	20.4	45.9	83.9	5.5	75.8	92.1	17.8	38.8

(6) 貸付資金の種類

種別	資金内容
事業開始	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械、材料等の購入資金
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金
技能習得	事業開始・就職のために必要な知識技能を修得する際、または資格取得・就職のために高等学校に修学する際に必要な授業料、実習費等の資金

種別	資金内容
修 業	事業開始・就職のために必要な知識技能を修得する際に必要な授業料、実習費等の資金
就職支度	・就職するために直接必要な被服、履物等を購入するための資金 ・通勤不便地における通勤用自動車を購入する等の資金
医療介護	・医療費の自己負担分、通院に要する交通費等に必要な資金 ・介護を受けるのに必要な資金
生 活	・技能取得期間中の生活を維持するために必要な資金 ・医療、介護を受けている間の生活を維持するために必要な資金 ・失業期間の生活の安定と維持に必要な資金 ・母子家庭となって 7 年未満の母の生活の安定を図るための資金 ・児童扶養手当受給相当まで収入減少した者(家計急変者)が生活を維持するために必要な資金
住 宅	居住かつ所有する住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金
転 宅	住宅の移転に際し必要な敷金、運送費等の資金
結 婚	子が結婚するために必要な挙式披露宴の経費及び家具等を購入する資金
修 学	高校、大学等に修学する際に必要な授業料等、修学期間中の月々経費に必要な資金
就学支度	高校、大学等に入学、または修業施設に入所する際に必要な入学金等の一時的経費に必要な資金

4 ひとり親家庭等相談支援センター事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、こども家庭庁支援局長通知、仙台市ひとり親家庭等相談支援センター事業実施要綱

(2) 事業の概要

概 要	母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、一貫した就業・自立支援サービスの提供等を実施する。 ・適切な助言を行う就業相談の実施 ・就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習 ・公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供 等 併せて、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、次の事項を含め、総合的な支援を行う。 ・養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談 ・継続的生活指導を必要としている対象者への支援
沿 革	平成 20 年 6 月 ・「仙台市母子家庭等就業・自立支援センター」を社会福祉法人仙台市社会福祉協議会に委託して仙台市福祉プラザ内に開設 平成 25 年 4 月 ・名称を「仙台市ひとり親家庭相談支援センター」に改める ・母親と父親では抱える課題や環境等に違いがあることから、相談しやすい体制を構築するため対象を母子と父子に分け、「仙台市母子家庭相談支援センター」、「仙台市父子家庭相談支援センター」で事業を実施
実 施 内 容	母子家庭相談支援センター 受付時間:火曜日 午前 11 時～午後 7 時 水～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 内容: ・就業・自立相談(予約制面談・託児付) ・就業情報の提供 ・就業支援講習会・セミナーの開催 ・専門相談 ・養育費相談・同行支援 ・自立支援プログラムの策定

実 施 内 容	父子家庭相談支援センター	受付時間：電話相談 月～金曜日 午後 6 時～午後 8 時 メール相談 随時
		内容： ・就業相談 ・一般生活相談 ・自立支援プログラムの策定

(3) 事業実績

① 相談件数

・令和7年度実施状況 (単位：件)

施設別	相談件数
母子家庭相談支援センター	1,082
父子家庭相談支援センター	13

② 就業相談

個々のひとり親等の就業相談を受け、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等に応じた助言による就業への意欲形成、求人等情報の提供などを行う。

・令和7年度実施状況 (単位：件)

施設別	相談件数	就業実績			
		総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
母子家庭相談支援センター	771	34	18	16	0
父子家庭相談支援センター	3	0	0	0	0

③ 就業支援講習会等

ア 就職支援セミナー(母子家庭相談支援センター)

ひとり親等を対象に、就職にあたっての心構え・履歴書作成や面接のポイントなど、就職準備や離転職に関するセミナーを開催する。

・令和7年度実施状況

セミナーの内容	日数	託児サービス 実施の有無	実施 回数	実受講 人数
しごと準備セミナー	6日/回	有	6回	31人
転職支援セミナー	1日/回	有	1回	7人

イ 就業支援講習会

ひとり親等を対象に、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を開催する。

・令和7年度実施状況

講習会の内容	日数	託児サービス 実施の有無	実施回数	実受講人数
パソコン講習会ワード(日曜)	14日/回	有	2回	13人
パソコン講習会エクセル(日曜)	14日/回	有	1回	7人
パソコン講習会ワード(平日)	16日/回	無	1回	1人
パソコン講習会エクセル(平日)	16日/回	無	1回	4人
介護職員初任者研修	23日/回	有	2回	12人
個別パソコン基礎講習※1	16日/回	有	8回	13人

※1：母子家庭相談支援センターが実施。その他の講習会は、公益財団法人宮城県母子福祉連合会へ委託

④ 専門相談(母子家庭相談支援センター)

離婚、親権、養育費等の問題、家庭紛争、借金等の経済的問題など、法律に関する生活上の専門的な諸問題に対応するため、専門家の助言を無料で行う。

・令和 7 年度実施状況
 総実施回数:331 回
 相談員:66 人(弁護士、ファイナンシャル・プランナー、特定社会保険労務士、養育費専門相談員等)

	相談件数 (延べ)	相談内容内訳※2(延べ)					
		離婚・親権	養育費の 取り決め 方法	親子交流	支払いの 履行・強制 執行	子育て・ 生活関連	その他
母子家庭	308	245	178	40	56	439	80
寡 婦	0	0	0	0	0	0	0
その他※1	3	1	1	1	1	0	0
合 計	311	246	179	41	57	439	80

※1:「その他」には離婚前のものを含む
 ※2:「相談内容内訳」は 1 回の相談で複数の相談内容があった場合はそれぞれの欄に計上

(4) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	41,931 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	38,324 千円	19,361 千円
令和 6 年度	31,565 千円	15,846 千円
令和 5 年度	30,383 千円	15,251 千円
令和 4 年度	29,552 千円	14,692 千円
令和 3 年度	30,175 千円	15,090 千円

※補助率:1/2

5 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則、こども家庭庁支援局長通知、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長家庭福祉課長通知、仙台市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、仙台市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業事務取扱要領

(2) 事業の概況

概 要	ひとり親家庭の母または父が教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立を促進するため、経費の一部を支給する。
沿 革	平成 17 年 7 月 事業開始 平成 25 年 4 月 父子家庭に対象拡大 平成 29 年 4 月 雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格者に対象拡大 平成 31 年 4 月 雇用保険法による特定一般教育訓練、専門実践教育訓練に対象講座拡大 令和 4 年 4 月 雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者のうち、専門実践教育訓練を受講する場合の支給上限を、修業年数×上限 20 万(上限 80 万)から修業年数×上限 40 万(上限 160 万)に拡充 令和 6 年 8 月 所得制限を撤廃した他、専門実践教育訓練を受講する場合の支給上限額を、修業年数×上限 60 万(上限 240 万)に拡充(条件あり)
支 給 対 象 者	仙台市内に居住するひとり親家庭の母または父であって、次の受給要件の全てを満たす者 1 「母子・父子自立支援プログラムの策定事業の実施について」(平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

支給対象者	2 当該訓練を受けることが適職につくために必要である者 3 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない者 4 本市の市税を滞納していない者 5 暴力団等と関係を有していない者
対象となる教育訓練講座	1 雇用保険法の一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練の指定訓練講座 2 その他市長が指定する講座
支給額	支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の60%に相当する額(上限20万円)(専門資格の取得を目指す場合は修業年数×上限40万円(上限160万円)。教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得かつ就職等した場合は、修業年数×上限60万円(上限240万円))。 ※1万2千円未満の場合は支給対象外 ※雇用保険法による教育訓練給付金の対象者は当該給付金との差額 ※准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は上限が異なる

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	1,870千円 (予算額)	—
令和7年度	1,429千円	1,071千円
令和6年度	1,606千円	1,204千円
令和5年度	1,869千円	1,401千円
令和4年度	722千円	541千円
令和3年度	611千円	457千円

※補助率:3/4

(4) 実施状況

	講座指定申請件数	訓練費支給件数	訓練費支給額
令和7年度	18件	10件	1,429,241円
令和6年度	21件	11件	1,606,177円
令和5年度	15件	10件	1,869,184円
令和4年度	21件	17件	721,729円
令和3年度	24件	10件	610,620円

6 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長家庭福祉課長通知、こども家庭庁支援局長通知、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業事務取扱要領、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業事務取扱要領

(2) 事業の概況

概要	ひとり親家庭の母または父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し修了支援給付金を修了後に支給することにより、資格の取得を容易にするとともに、生活の負担の軽減を図る。
沿革	平成19年度 事業開始 平成25年度 対象資格を7種から18種に拡充 支給対象を父子家庭の父に拡大

沿 革	平成 28 年度	対象資格を 18 種から 21 種に拡大			
	平成 30 年度	対象資格を 21 種から 25 種に拡大			
	令和元年度	支給期間を 36 か月から 48 か月に拡大 修学最終年限について月額 4 万円加算			
	令和 3 年度	令和 3 年度限りの時限措置として 6 月以上の訓練を通常必要とする民間資格(デジタル分野の資格や講座(Webクリエイター、CAD、LPIC 等)や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など)の取得の場合も新たに給付対象として拡充			
	令和 4 年度	令和 3 年度限りの時限措置であった 6 月以上の訓練を通常必要とする民間資格(デジタル分野の資格や講座(Webクリエイター、CAD、LPIC 等)や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など)を給付対象とする拡充を継続(令和 5 年度も継続)。			
	令和 6 年度	令和 3～5 年度限りの時限措置であった 6 月以上の訓練を通常必要とする民間資格(デジタル分野の資格や講座(Webクリエイター、CAD、LPIC 等)や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など)を給付対象とする拡充が恒久化。			
	令和 8 年度	8 月より受給所得要件緩和により受給対象が拡充され、現に高等職業訓練促進給付金を受給している者の所得が所得制限限度額を超過した場合であっても、1 年に限り引き続き受給できることとなった。 高等職業訓練促進給付金の受給中に児童が 20 歳に到達した場合も、引き続き高等職業訓練促進給付金と同等の給付金を支給できる“高等職業訓練促進継続給付金等事業”が開始。 一部資格※の支給期間が 48 か月から 60 か月に拡大 ※准看護師から引き続き看護師資格のための養成機関に修業するもの			
支 給 対象者		仙台市内に居住するひとり親家庭の母または父であって、次の受給要件の全てを満たす者 1 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であること 2 養成機関において 6 月以上のカリキュラムを修了後に対象資格の取得が見込まれる者 3 養成機関において 6 月以上のカリキュラムを修了後に対象資格の取得が見込まれる者 4 過去に本事業による高等職業訓練促進給付金または修了支援給付金を受給したことがない者 5 暴力団等と関係を有していない者 6 求職者支援制度の職業訓練受講給付金及び雇用保険法に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金または修了支援給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない者			
対象資格		就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において6月以上のカリキュラムを修業することが必要とされるもの。 (例)			
		・看護師 ・理学療法士 ・あん摩マッサージ指圧師 ・視能訓練士 ・美容師 ・精神保健福祉士 ・管理栄養士 等	・准看護師 ・作業療法士 ・はり師 ・歯科技工士 ・調理師 ・保健師	・介護福祉士 ・歯科衛生士 ・きゅう師 ・臨床工学技士 ・製菓衛生士 ・助産師	・保育士 ・柔道整復師 ・言語聴覚士 ・理容師 ・社会福祉士 ・栄養士

支給内容	1 高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金	
	(1)支給期間	当該資格に係る養成訓練の全修業期間(上限 48 か月)
	(2)支給額	市民税非課税世帯 月額 100,000 円
		市民税課税世帯 月額 70,500 円
		修学最終年限は上記月額に 40,000 円加算
	2 修了支援給付金及び修了支援特別給付金	
	○支給額	市民税非課税世帯 50,000 円
		市民税課税世帯 25,000 円

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	61,862 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	58,423 千円	43,817 千円
令和 6 年度	51,180 千円	38,384 千円
令和 5 年度	53,620 千円	40,215 千円
令和 4 年度	51,793 千円	39,426 千円
令和 3 年度	52,007 千円	39,005 千円

※補助率:3/4

(4) 支給状況

① 支給実人数

(単位:人)

	高等職業訓練 促進給付金	修了支援 給付金
令和 7 年度	53	29
令和 6 年度	49	9
令和 5 年度	51	18
令和 4 年度	50	13
令和 3 年度	44	11

② 受給者の修業年数

(単位:人)

	6月~1年制	2年制	3年制	4年制以上	合計
令和 7 年度	23	3	25	2	53
令和 6 年度	15	5	24	5	49
令和 5 年度	7	9	29	6	51
令和 4 年度	4	22	19	5	50
令和 3 年度	1	22	15	6	44

※令和 3 年度より 6 月以上の訓練を通常必要とする民間資格を新たに対象として拡充

③ 受給対象資格内訳

(単位:件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
看護師	12	19	21	16	16
准看護師	9	2	2	2	2
保育士	2	3	4	2	2
理学療法士	0	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0	0
歯科衛生士	3	2	1	1	1
柔道整復師	0	0	0	0	0
あん摩・はり・きゅう師	2	1	1	0	0

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
言語聴覚士	0	0	0	0	0
美容師	1	6	9	7	6
理容師	1	1	0	0	0
社会福祉士	8	9	5	5	4
精神保健福祉士	3	0	0	0	0
栄養士	1	1	0	0	0
その他	2	6	8	17	22
合計	44	50	51	50	53

※複数の資格を同時に取得できる養成機関があるため、受給者数と資格数は必ずしも一致しない

7 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

厚生労働省発雇児・厚生労働事務次官通知、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、厚生労働省雇用均等児童家庭局長家庭福祉課長通知、こども家庭庁支援局長通知、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要領、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱

(2) 事業の概要及び沿革

概 要	仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。
沿 革	平成 28 年度 事業開始 令和 3 年度 ひとり親住宅支援資金貸付事業を追加 令和 7 年度 ひとり親住宅支援資金貸付事業の月額上限額が 4 万円から 7 万円に増額
支 給 対 象 者	仙台市内に居住するひとり親家庭の母または父であって、次の受給要件の全てを満たす者 1 訓練促進資金 ・仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給対象者 2 住宅支援資金 ・児童扶養手当を受給している者(同等の所得水準の者を含む) ・母子・父子自立支援プログラムを策定し、就労に向けて意欲的に取り組んでいる者
支 給 内 容	1 訓練促進資金 ・入学準備金 養成機関への入学時に入学資金として上限額 50 万円(入学から 1 年以内に申請) ・就職準備金 養成機関を終了し、かつ資格を取得した場合、上限額 20 万円(資格取得から 1 年以内に申請) ※連帯保証人を立てる場合は無利子だが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年 1%となる ※専門実践教育訓練給付金の受給者及び保育士修学資金貸付制度、介護福祉士修学資金貸付制度による貸付を受けている者は対象外 ※養成機関の課程を修了後、資格取得した日から 1 年以内に就職し、宮城県内において、取得した資格が必要な業務に 5 年間従事したときは貸付金の返還を免除 2 住宅支援資金 入居している住宅の家賃(管理費・共益費含む)の実費のうち、1 か月あたり上限額 7 万円を貸付け(原則 12 か月間に限る)。 ※貸付を受けた日から 1 年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職等をし、1 年間就労を継続したときは貸付金の返還が免除

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度※	15,569 千円 (予算額)	—
令和 7 年度※	11,917 千円	10,887 千円
令和 6 年度	851 千円	—
令和 5 年度	959 千円	—
令和 4 年度	794 千円	—
令和 3 年度	770 千円	—

※補助率 9/10

(4) 利用者数の推移

	入学準備金	就職支援金	住宅支援資金
令和 7 年度	5 人	5 人	18 人
令和 6 年度	10 人	5 人	6 人
令和 5 年度	8 人	4 人	6 人
令和 4 年度	9 人	4 人	5 人
令和 3 年度	8 人	4 人	1 人

8 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則、こども家庭庁支援局長通知、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長家庭福祉課長通知、仙台市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱、仙台市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業事務取扱要領

(2) 事業の概況

概 要	ひとり親家庭の母または父及び児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため、受講開始時給付金や受講修了時給付金、合格時給付金を支給する。
沿 革	平成 28 年 4 月 事業開始
支 給 対 象 者	仙台市内に居住する 20 歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母または父及び児童であって、次の受給要件の全てを満たす者 1 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者 2 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者 3 過去に本給付金の支給を受けていない者 4 本市の市税を滞納していない者 5 暴力団等と関係を有していない者
対 象 と な る 講 座	1 高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む) 2 その他市長が指定する講座 ※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象としない

支 給 額	【通信制の場合】 1 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 40％に相当する額(上限 10 万円。4 千円未満は支給対象外) 2 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 50％に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額に相当する額(上限 12 万 5 千円。4 千円未満は支給対象外) 3 合格時給付金 受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。対象講座の受講のために支払った費用の 10％に相当する額(受講開始時給付金、受講修了時給付金と合格時給付金の合計で上限 15 万円) 【通学または通学及び通信制併用の場合】 1 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 40％に相当する額(上限 20 万円。4 千円未満は支給対象外) 2 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 50％に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額に相当する額(上限 25 万円。4 千円未満は支給対象外) 3 合格時給付金 受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。対象講座の受講のために支払った費用の 10％に相当する額(受講開始時給付金、受講修了時給付金と合格時給付金の合計で上限 30 万円)

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	107千円 (予算額)	—
令和 7 年度	0 千円	0 千円
令和 6 年度	29 千円	21 千円
令和 5 年度	9 千円	6 千円
令和 4 年度	128 千円	95 千円
令和 3 年度	0 千円	0 千円

※補助率:3/4

9 ひとり親家庭等のこどもの進学チャレンジ応援補助金(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、生活困窮者自立支援法、こども大綱、仙台市ひとり親家庭等のこどもの進学チャレンジ応援補助金交付要綱

(2) 事業の概要

目 的	対象者が支払う大学等の受験料や進学に向けた模擬試験の受験料に対し補助金を交付することで、経済的課題を抱えるひとり親家庭や低所得の子育て世帯等のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しし、進学段階の貧困の連鎖を断ち切る。
-----	--

対 象 者	仙台市の学習・生活サポート事業又は中途退学未然防止等事業に登録している子ども又はその子どもを現に扶養している者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者。 1 (1)～(3)に規定する対象経費を負担していること (1) 大学等を受験する際の受験料 (2) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料 (3) 中学3年生が受験のために受ける模擬試験の受験料 2 同一年度内に、同一経費を対象に本補助金の交付を受けていないこと 3 暴力団等と関係を有していないこと
-------	--

(3) 実施状況

・申込者数

(単位:人)

	大学等受験料	模擬試験受験料		合 計
		大学等	中学3年生	
令和7年度	59	17	27	103
令和6年度	56	18	28	102

(4) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	4,238千円 (予算額)	—
令和7年度	3,026千円	1,512千円
令和6年度	2,946千円	1,510千円

※補助率 1/2

10 養育費確保支援事業(子ども支援給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱、仙台市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱、仙台市養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助金交付要綱

(2) 事業の概要

概 要	ひとり親家庭における養育費確保を推進するため、弁護士や専門相談員による相談対応や家庭裁判所等への同行支援を行うほか、公正証書等作成に要する費用、養育費保証契約の保証料及び裁判外紛争解決手続(ADR)に要する費用を助成する。
備 考	令和2年4月 養育費保証契約保証料補助事業開始 令和5年4月 養育費に関する公正証書等作成促進補助事業開始 令和8年4月 裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助事業開始
対 象 者	申請するときに次の要件をすべて満たす者 1 ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母もしくは父または養育者であること。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く 2 市内に住所を有し、かつ、居住していること 3 児童扶養手当の支給を受けているかまたは、同等の所得水準にあること 4 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること 5 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること 6 過去に同一の児童を対象として、仙台市からこの補助金を交付されていないこと 7 市税の滞納がないこと 8 暴力団等と関係を有していないこと

対 象 者	養育費に関する公正証書等作成促進補助	申請するときに次の要件をすべて満たす者 1 ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母もしくは父または養育者であること。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く 2 市内に住所を有し、かつ、居住していること 3 養育費の取り決めに係る費用を負担していること 4 養育費の取り決めに係る公正証書等を有していること 5 過去に同一の児童を対象として、仙台市からこの補助金を交付されていないこと 6 市税の滞納がないこと 7 暴力団等と関係を有していないこと
	養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助	申請するときに次の要件をすべて満たす者 1 ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母若しくは父又は養育者であること。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く 2 市内に住所を有し、かつ、居住していること 3 ADR を利用して養育費の取り決めを行い、その費用を令和8年4月1日以降に負担していること 4 同一の児童について、本補助金その他同種類の補助金の交付を受けていないこと 5 市税の滞納がないこと 6 暴力団等と関係を有していないこと
支 給 額	養育費保証契約保証料補助	保証会社と養育費保証契約を締結するときに初回保証料として本人が負担した費用(上限5万円)
	養育費に関する公正証書等作成促進補助	養育費に関する公正証書等の作成に要する費用のうち、次のもの(上限5万円) ・公証人手数料 ・収入印紙代 ・戸籍謄本等添付書類取得費用 ・郵便切手代
	養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助	裁判外紛争解決手続(ADR)を利用し、養育費の取り決めについて、協議が行われた調停に係る費用のうち、次のもの(上限4万4千円) ・調停申立手数料およびこれに類する費用 ・ADR事業者または弁護士会への依頼に要する費用 ・調停期日手数料に相当する費用

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和8年度	1,129千円 (予算額)	—
令和7年度	938千円	468千円
令和6年度	1,079千円	539千円
令和5年度	616千円	307千円
令和4年度	50千円	25千円
令和3年度	50千円	25千円

※補助率:1/2

11 ひとり親家庭等日常生活支援事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知、仙台市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱、仙台市ひとり親家庭等日常生活支援事業事務取扱要領

(2) 事業の概要

概 要	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、就職活動、疾病、冠婚葬祭、学校行事などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合等に、家庭生活支援員を利用者の居宅に派遣し、日常生活の支援を行うことにより、対象家庭の生活の安定を図る。なお、小学生以下のこどもがいるひとり親家庭においては、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等に定期的な利用が可能(定期利用については所得要件あり)。
家庭生活支援員の支援内容	1 被生活援助者の居宅における乳幼児の保育 2 被生活援助者の居宅における児童の生活指導 3 被生活援助者の居宅における食事の世話 4 被生活援助者の居宅における住居の掃除 5 被生活援助者の居宅における身の回りの世話 6 生活必需品の買い物 7 医療機関等との連絡 8 その他必要な用務(例:保育所、幼稚園及び児童館の送り迎え)
支援時間等	1 支援時間 通常の時間は午前 9 時から午後 6 時まで(1 時間単位) ※通常の時間外は、事業者の状況によって支援可能な場合がある 2 支援の時間数 原則として 1 年度あたり 240 時間、かつ、1 か月あたり 20 時間まで(ひとり親家庭等になってから 6 か月以内にあって、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じていると認められる場合には、さらに 1 か月あたり 20 時間を限度に加えることができる)
利用者の負担額 (1 時間あたり)	1 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 0 円 2 児童扶養手当支給水準の世帯 150 円 3 上記以外の世帯 300 円

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	6,532 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	4,316 千円	2,158 千円
令和 6 年度	2,028 千円	1,013 千円
令和 5 年度	2,595 千円	1,297 千円
令和 4 年度	1,805 千円	902 千円
令和 3 年度	1,034 千円	517 千円

※補助率:1/2

(4) 実施状況

① 派遣先実件数

(単位:件)

	母子家庭	寡婦	父子家庭	合計
令和7年度	35	0	3	38
令和6年度	29	0	6	35
令和5年度	29	0	7	36
令和4年度	20	0	5	25
令和3年度	27	0	3	30

② 延べ利用時間数

(単位:時間)

	母子家庭	寡婦	父子家庭	合計
令和7年度	727	0	125	852
令和6年度	505	0	251	758
令和5年度	767	0	230	997
令和4年度	544	0	178	722
令和3年度	332	0	79	411

12 学習・生活サポート事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、生活困窮者自立支援法、こども大綱、学習・生活サポート事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	生活困窮世帯の中学生に対し、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することなどにより、貧困の連鎖を防止する。
対 象 者	仙台市内に居住する児童扶養手当全部支給世帯または生活保護受給世帯の中学1年生から3年生までの児童
事 業 内 容	・学習習慣の定着や進学に必要な学力の育成等を目的とした学習支援 ・日常生活習慣の形成や社会性の育成の場として機能する居場所の提供 ・体験講座等のキャリア教育を含めた社会学習の場の設定 ・保護者に対するこどもの進路や生活等に係る相談支援 ・家庭状況や相談内容に応じた公的支援の情報提供 ・学校を始めとした他機関との連携による生活支援 ・家庭訪問による本事業の利用促進やこどもの進路や生活等にかかる相談支援 ・その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援
実 施 形 態	・健康福祉局保護自立支援課とこども若者局こども支援給付課による共管事業。委託により実施。 ・平成25年度は太白区、平成26年度は太白区・青葉区でモデル実施、平成27年度より全区へ拡大。

(3) 実施状況

・参加者数(対象区分別)

(単位:人)

	児童扶養手当 全額支給世帯	生活保護世帯	両方受給世帯	その他	合 計
令和7年度	223	26	66	30	345
令和6年度	170	22	63	48	303
令和5年度	146	15	44	38	243
令和4年度	151	11	62	20	244
令和3年度	166	15	67	17	265

・参加者数(家族構成別)

(単位:人)

	ひとり親世帯		両親同居	その他	合 計
	母子世帯	父子世帯			
令和 7 年度	314	5	22	4	345
令和 6 年度	278	5	17	3	303
令和 5 年度	227	4	10	2	243
令和 4 年度	226	7	10	1	244
令和 3 年度	240	5	15	5	265

(4) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	100,254 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	97,428 千円	48,714 千円
令和 6 年度	94,702 千円	47,351 千円
令和 5 年度	88,302 千円	44,151 千円
令和 4 年度	70,384 千円 (子供未来局 35,192 千円 健康福祉局 35,192 千円)	35,192 千円
令和 3 年度	70,384 千円 (子供未来局 35,192 千円 健康福祉局 35,192 千円)	35,192 千円

※補助率 1/2

※()内は内訳、令和 5 年度より子ども若者局に一括計上

13 中途退学未然防止等事業(こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、生活困窮者自立支援法、こども大綱、中途退学未然防止等事業実施要綱

(2) 事業の概要

目 的	生活困窮世帯の高校生等の中途退学を防止し、また、中途退学に至った後のステップにつなげるため、進級支援や面談等によるサポートを実施することなどにより、貧困の連鎖を防止する。
対 象 者	・仙台市内に居住する児童扶養手当全部支給世帯または生活保護受給世帯の中学校卒業後から 20 歳未満の児童(高校等を卒業した者を除く) ・仙台市内に居住する「学習・生活サポート事業」に中学生時点で参加した中学校卒業後から 20 歳未満の児童(高校等を卒業した者を除く)
事業内容	・中途退学者・中途退学高リスク者の把握等を目的としたモニタリング調査 ・日常生活習慣の形成や社会性の育成の場として機能する居場所の提供 ・学習習慣の定着や進級・進学に必要な学力の育成等を目的とした学習支援 ・生活上の悩みや課題の解決に向けた面談支援 ・居場所までの来訪が困難な対象者に対する家庭訪問による学習支援・面談支援 ・体験講座等のキャリア教育を含めた社会学習の場の設定 ・保護者に対するこどもの進路や生活等にかかる相談支援 ・家庭状況や相談内容に応じた公的支援の情報提供 ・学校を始めとした他機関との連携による生活支援 ・その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援
実施形態	・健康福祉局保護自立支援課と子ども若者局こども支援給付課による共管事業。業務委託により実施。 ・平成 29 年度より市内 3 か所で実施。うち 2 か所において平成 30 年度より開催時間を拡充。

(3) 実施状況

・参加者数(対象区分別)

(単位:人)

	児童扶養手当 全額支給世帯	生活保護世帯	両方受給世帯	その他	合 計
令和 7 年度	214	13	65	33	325
令和 6 年度	177	18	59	25	279
令和 5 年度	136	21	55	19	231
令和 4 年度	121	24	54	18	217
令和 3 年度	100	18	49	10	177

・参加者数(家族構成別)

(単位:人)

	ひとり親家庭世帯		両親同居	その他	合 計
	母子世帯	父子世帯			
令和 7 年度	302	5	15	3	325
令和 6 年度	262	4	9	4	279
令和 5 年度	208	9	10	4	231
令和 4 年度	191	8	11	7	217
令和 3 年度	155	6	11	5	177

(4) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	21,145 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	20,220 千円	10,109 千円
令和 6 年度	19,454 千円	9,727 千円
令和 5 年度	19,326 千円	9,663 千円
令和 4 年度	18,042 千円 (子供未来局 9,021 千円、 健康福祉局 9,021 千円)	9,021 千円
令和 3 年度	18,600 千円 (子供未来局 9,300 千円、 健康福祉局 9,300 千円)	9,300 千円

※補助率 1/2

※()内は内訳、令和 5 年度よりこども若者局に一括計上

14 母子保護の実施(母子生活支援施設への入所)(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、仙台市児童福祉法施行細則、各区母子生活支援施設入所事務取扱要領、各区母子生活支援施設入所基準

(2) 事業の概要

配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠ける場合において、申込みがあったときに、所管の福祉事務所が当該母子を母子生活支援施設で保護する。

施設には施設長のほか母子支援員、保育士等を配置し、入所者に対する生活指導及び就職指導等のほか、福祉事務所と連携をとりながら母子の自立促進のための支援を行う。

(3) 実施施設

施設名	経営(設置)主体	定員	居室
仙台むつみ荘	(福)仙台市社会事業協会	20 世帯	和室(6 畳・4 畳半)、台所、トイレ、風呂
仙台つばさ荘	(福)仙台市社会事業協会	20 世帯	和室(8 畳)、台所、トイレ

※仙台むつみ荘は公設公営だったが、現在の設置主体に平成 9 年 4 月より運営を委託し、平成 23 年 4 月に譲渡したもの。定員のうち 1 世帯は緊急一時保護分

※仙台つばさ荘は旧仙台母子寮を平成 10 年 4 月に名称変更したもの

(4) 実施世帯数

(各年度末現在。単位：世帯)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
34	34	34	27	28

※実施世帯数には、仙台むつみ荘、仙台つばさ荘の他に広域利用として市外の母子生活支援施設に入所した世帯も含む

(5) 事業費

	決算額	国庫補助額
令和 8 年度	112,333 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	123,067 千円	61,534 千円
令和 6 年度	107,496 千円	53,748 千円
令和 5 年度	123,679 千円	61,839 千円
令和 4 年度	132,521 千円	66,260 千円
令和 3 年度	133,375 千円	66,687 千円

※補助率：1/2

Ⅳ 地域社会全体でこどもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

§ 1 地域子育て支援

1 のびすく(子育てふれあいプラザ等)運営事業(子育て応援都市推進課)

(1) 根拠法令等

仙台市子育てふれあいプラザ条例、仙台市子育てふれあいプラザ条例施行規則

(2) 事業の概要

設 置 目 的	親子が気軽に立ち寄り交流できる場や、子育て支援に関する様々な情報を提供し、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供する。また、子育て支援の拠点となる施設として、地域の子育て支援施設、関係機関及び関係者との連携と事業支援を図る。
事 業 内 容	・乳幼児を持つ親に対する交流の場の提供及び子育てに関する相談 (子育てサロン、絵本の読み聞かせや手遊び、父親の子育て力支援、発達が気になるこどもの相談等) ・乳幼児(生後 6 か月～小学校就学前)の一時預かり 定員:各施設 9 名 利用料金:600 円/時間(以後 30 分 300 円) ・子育てに関する情報収集及び提供 (幼稚園や保育所、託児、地域の子育てサロンやサークルなどの情報) ・子育てに関する事業を行う者等との連携 ・子育て支援ボランティア活動の促進及び支援 ・子育てに関する事業を行う者等に対する交流、発表その他の活動の場の提供(のびすく泉中央のみ、中高生の自主活動支援、中高生放課後再発見事業等)

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	235,271 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	210,035 千円	31,272 千円	31,272 千円
令和 6 年度	202,929 千円	28,856 千円	28,856 千円
令和 5 年度	195,151 千円	28,043 千円	28,043 千円
令和 4 年度	201,662 千円	30,527 千円	30,527 千円
令和 3 年度	197,855 千円	27,746 千円	27,746 千円

※補助率:国 1/3、県 1/3

※のびすく宮城野を除く(のびすく宮城野分は「Ⅱ・§ 5・1 児童館等」に含まれる)

(4) 施設概要等

・のびすく仙台(仙台市子育てふれあいプラザ)

設 置 年 月 日	平成 16 年 1 月 15 日
所 在 地	青葉区中央二丁目 10-24 仙台市ガス局ショールーム 3 階
施 設 面 積 等	451.38 m ² ひろば、託児室等
開 館 時 間	午前 9 時 30 分～午後 5 時(託児室は午後 4 時 30 分まで)
休 館 日	月曜日、祝日の翌日(土、日、祝日は開館)及び年末年始
指定管理者名	特定非営利活動法人 せんだいファミリーサポート・ネットワーク
指定管理期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

・のびすく宮城野(仙台市原町児童館 ※児童館内でひろば事業、一時預かり事業を実施)

設置年月日	平成24年10月1日
所在地	宮城野区五輪二丁目12-70 仙台市宮城野区文化センター等複合施設 1階
施設面積等	97㎡ ひろば、子育て支援室等
開館時間	午前9時～午後6時(土曜日は午後5時まで) 〔一時預かり〕午前9時～午後5時30分(土曜日は午後4時30分まで)
休館日	日曜日、祝日及び年末年始
指定管理者名	特定非営利活動法人 MIYAGI子どもネットワーク
指定管理期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

・のびすく若林(仙台市子育てふれあいプラザ若林)

設置年月日	平成29年10月1日
所在地	若林区保春院前丁3-1 仙台市若林区中央市民センター別棟等複合施設 2階
施設面積等	443.43㎡ ひろば、託児室、研修室等
開館時間	午前9時～午後5時(託児室は午後4時30分まで)
休館日	月曜日、祝日の翌日(土、日、祝日は開館)及び年末年始
指定管理者名	せんだいファミリーサポートネットワーク・冒険あそび場せんだいみやぎネットワークグループ
指定管理期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

・のびすく長町南(仙台市子育てふれあいプラザ長町南)

設置年月日	平成21年10月28日
所在地	太白区長町七丁目20-5 ララガーデン長町 5階
施設面積等	399.75㎡ ひろば、託児室、研修室等
開館時間	午前9時30分～午後5時(託児室は午後4時30分まで)
休館日	月曜日、祝日の翌日(土、日、祝日は開館)及び年末年始
指定管理者名	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日

・のびすく泉中央(仙台市子育てふれあいプラザ泉中央)

設置年月日	平成21年4月28日
所在地	泉区泉中央一丁目8-6 仙台市泉図書館・のびすく泉中央 3、4階
施設面積等	1,931.35㎡ ひろば、託児室、中高校生のための交流コーナー、活動室、ホール等
開館時間	3階ひろば午前9時30分～午後5時(託児室は午後4時30分まで) 4階プラザ午前9時30分～午後7時(ホールは午後9時まで)
休館日	月曜日、祝日の翌日(土、日、祝日は開館)及び年末年始
指定管理者名	一般社団法人 マザー・ウイング
指定管理期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

(5) 利用者数の推移

		合計	仙台	宮城野	若林	長町南	泉中央
令和7年度	ひろば	170,398 人	29,018人	18,329人	30,030人	53,174 人	39,847 人
	託児	9,076 人	2,649 人	1,292 人	1,255 人	2,015人	1,865人
	中高生	15,079 人	—	—	—	—	15,079 人
	子育て支援者	864 人	—	—	—	—	864 人
	ホール	1,771 人	—	—	—	—	1,771 人(49 件)
令和6年度	ひろば	169,710 人	29,441 人	19,307 人	28,834 人	50,774 人	41,354 人
	託児	9,564 人	2,580 人	1,583 人	1,435 人	2,136 人	1,830 人
	中高生	15,519 人	—	—	—	—	15,519 人
	子育て支援者	885 人	—	—	—	—	885 人
	ホール	1,708 人	—	—	—	—	1,708 人(46 件)
令和5年度	ひろば	160,169 人	27,224 人	18,837 人	25,796 人	48,103 人	40,209 人
	託児	9,267 人	2,443 人	1,559 人	1,407 人	2,046 人	1,812 人
	中高生	12,713 人	—	—	—	—	12,713 人
	子育て支援者	823 人	—	—	—	—	823 人
	ホール	2,294 人	—	—	—	—	2,294 人(62 件)
令和4年度	ひろば	83,387 人	14,895 人	12,507 人	13,601 人	21,320 人	21,064 人
	託児	8,145 人	1,944 人	1,650 人	1,147 人	1,948 人	1,456 人
	中高生	7,991 人	—	—	—	—	7,991 人
	子育て支援者	531 人	—	—	—	—	531 人
	ホール	1,570 人	—	—	—	—	1,570 人(44 件)
令和3年度	ひろば	53,287 人	9,557 人	8,159 人	8,898 人	13,258 人	13,415 人
	託児	5,536 人	1,555 人	1,114 人	713 人	1,237 人	917 人
	中高生	6,033 人	—	—	—	—	6,033 人
	子育て支援者	605 人	—	—	—	—	605 人
	ホール	1,124 人	—	—	—	—	1,124 人(35 件)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年4月1日から5月11日まで及び8月30日から9月12日までの間、原則休館とした

2 仙台すくすくサポート事業(子育て応援都市推進課)

(1) 根拠法令等

仙台すくすくサポート事業実施要綱、仙台すくすくサポート事業実施要領、仙台すくすくサポート事業ひとり親家庭等支援助成金交付要綱

(2) 事業の概要

概 要	お子さんを預かってほしい方(利用会員)とお子さんを預かることができる方(協力会員)が会員となって行う市民相互の育児援助活動(有償ボランティア活動)で、会員登録や仲介等は仙台すくすくサポート事業事務局が行う。	
事 務 局 所 在 地	青葉区上杉一丁目 5-12 仙台市役所上杉分庁舎 9 階	
事 業 内 容 等	実 施 区 域	仙台市全域
	利 用 会 員	仙台市在住でおおむね生後 2 か月から小学 6 年生までのこどものいる人
	協 力 会 員	仙台市在住の 20 歳以上の健康で、自宅で安全にこどもを預かることができる人で、事務局が行う面接及び協力会員講習会の受講を終了した人

	両方会員	利用会員と協力会員の両方の資格を満たす人
	サービスの内容	協力会員宅での預かり、習い事や保育施設等への送迎、前後の預かり等
	利用料金	・平日基本利用時間(午前7時～午後8時) ⇒ 700円/時間(以後30分ごと350円) ・土・日・祝日及び平日の上記以外の時間帯、年末年始 ⇒ 800円/時間(以後30分ごと400円) ※交通費、おやつ代及び食事代等は別途実費 ※利用料金は、援助活動終了後すみやかに支払うこととしている
備考		・平成21年度 病気回復期のこどもの預かりを開始 ・平成24年度 送迎を中心とした病児預かり(短時間)を開始 ・令和4年度 事業を利用するひとり親家庭等の方に対し、協力会員に支払う報酬の1/2を助成する制度を開始

(3) 事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和8年度	4,276千円 (予算額)	—	—
令和7年度	4,255千円	1,389千円	1,389千円
令和6年度	4,295千円	1,363千円	1,363千円
令和5年度	4,293千円	1,431千円	1,431千円
令和4年度	4,155千円	1,385千円	1,385千円
令和3年度	4,133千円	1,377千円	1,377千円

※補助率:国 1/3、県 1/3

(4) 会員数の推移

(単位:人)

	利用会員	協力会員	両方会員	合計
令和7年度	2,471	485	52	3,008
令和6年度	2,466	480	63	3,009
令和5年度	2,514	475	68	3,057
令和4年度	2,499	447	101	3,047
令和3年度	2,550	438	104	3,092

(5) ひとり親家庭等支援助成金事業の実績の推移

	利用者数	決算額
令和7年度	13人	87千円
令和6年度	13人	205千円
令和5年度	10人	85千円
令和4年度	8人	71千円

(6) 利用目的別活動件数の推移

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育所・幼稚園児の送り迎え・預かり	2,550	2,751	3,127	2,707	2,355
学童の送り迎え・預かり	1,710	1,894	2,350	3,150	2,165
こどもの病気時の預かり	26	11	15	39	30
こどもの習い事などの場合の援助	1,973	2,184	2,149	2,616	2,686
保育所・幼稚園・学校休み時の預かり	141	121	225	225	193
保護者の短時間・臨時的就労の場合の援助	118	41	68	16	24

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
保護者の外出・急用・病気等の場合の援助	327	333	307	199	181
その他	1,053	1,386	1,535	1,529	1,314
合 計	7,898	8,721	9,776	10,481	8,948

3 子育て支援ショートステイ(子育て安心課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則、仙台市子育て支援ショートステイ事業事務取扱要領

(2) 事業の概要

事業目的		小学校修了前の児童を養育している保護者が疾病等によりその養育が一時的に困難になった場合に、一定期間施設や里親のもとで児童を保護・養育することにより、児童とその家庭の福祉の向上を図る。
実 施 施 設	児童養護施設	丘の家子どもホーム、ラ・サール・ホーム、仙台天使園、小百合園(4 施設)
	乳 児 院	丘の家乳幼児ホーム、宮城県済生会みやぎ乳児院(2 施設)
	利 用 事 由	保護者の疾病、育児疲れ、出産、家族看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪家族の捜索、転勤、出張、学校行事、その他
	対 象 児 童	0 歳から小学 6 年生まで
対 象 者		利 用 期 間
		原則 1 回あたり 7 日以内

(3) 事業費及び利用状況

	決算額	利用状況 (延べ日数)	利用状況 (延べ児童数)
令和 8 年度	3,100 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	2,426 千円	420 日	148 人
令和 6 年度	2,301 千円	402 日	129 人
令和 5 年度	2,147 千円	321 日	105 人
令和 4 年度	950 千円	141 日	47 人
令和 3 年度	872 千円	152 日	49 人

(4) 利用料

区 分	2 歳未満児	2 歳以上児
一般世帯	5,350 円/日	2,750 円/日
一般非課税世帯・ひとり親課税世帯	1,100 円/日	1,000 円/日
生活保護等世帯・ひとり親非課税世帯	0 円/日	0 円/日

(5) 施設及び里親に対する委託料

実施施設及び里親と委託契約を締結し、実績に応じ、委託料単価と利用料の差額分を支払う。

委託料単価	2 歳未満児	2 歳以上児
	10,700 円/日	5,500 円/日

4 幼稚園地域子育て支援事業(認定給付課)

(1) 根拠法令等

仙台市私立幼稚園地域子育て支援事業補助金交付要綱

(2) 事業の概要

目 的	こども達が健やかに育ち、かつ、子育て中の保護者が安心して子育てができる地域環境及び家庭環境の整備、並びに地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育て相談や子育てに関する講演会等の子育て支援事業を行う私立幼稚園及び認定こども園に対し補助金を交付する。
基 本 事 業	以下に掲げる事業を年10回以上実施する私立幼稚園及び認定こども園に、年間10万円を上限として事業に係る経費の一部を補助するもの。いずれの事業を何回実施するかは各園の裁量とする。 ただし、広場事業の補助を受ける場合は基本事業の補助を受けることはできない。 ①子育てに関する相談及び情報の提供 ②子育て公開講座・講演会等の開催 ③親子交流サロン等の開催 ④その他、園独自の創意工夫に基づき、地域の子育て支援機能の充実及び保護者の教育力向上等を目的とした事業で、市長が認めるもの
広 場 事 業	以下の①～③に掲げる事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に、年間150万円を上限として事業に係る経費の一部を補助するもの。ただし、夏期休業期間に実施しない場合は年間130万円、一年度内における事業実施期間が一年に満たない場合は、実施月数に応じ年間額を月割りした額を交付限度額とする。 なお、④の事業を年10回以上実施する場合は、年間10万円を上限に加算する。 ①子育てに関する相談及び情報の提供：広場開設時間内において実施するもの ②子育て公開講座・講演会等の開催：年6回以上実施するもの ③子育て広場の開設：月60時間以上かつ月10日以上実施するもの ④その他、園独自の創意工夫に基づき、地域の子育て支援機能の充実及び保護者の教育力向上等を目的とした事業で、市長が認めるもの

(3) 事業費

	基本事業	広場事業
令和8年度	11,400 千円 (予算額)	18,700 千円 (予算額)
令和7年度	11,755 千円	15,700 千円
令和6年度	10,556 千円	15,600 千円
令和5年度	9,004 千円	16,450 千円
令和4年度	7,347 千円	16,335 千円
令和3年度	7,587 千円	12,449 千円

(4) 対象園

	基本事業	広場事業
令和7年度	119 園	11 園
令和6年度	106 園	10 園
令和5年度	91 園	11 園
令和4年度	78 園	11 園
令和3年度	82 園	9 園

5 保育所等地域子育て支援事業(運営支援課、認定給付課)

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、地域子育て支援拠点事業実施要綱、仙台市保育所等地域子育て支援事業実施要綱

(2) 事業の概要

出生率の低下や核家族化の進行、地域社会の相互扶助機能の低下等による家庭や地域の子育て機能の低下に対応するため、平成10年度から育児に関する専門的機能を有する保育所を活用し、育児不安等についての相談・指導、育児講座の開催、子育てに関する情報提供、地域子育てサークル等への支援・育成、園庭等の地域への開放を行う「保育所等地域子育て支援センター事業」を実施し、地域全体で子育てを支援する基盤を作り育児支援を図る。

また、平成19年度から「子育て支援室事業」及び「訪問型子育て支援事業」を実施している。

(3) 保育所等地域子育て支援センター

職員の配置等	児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する担当者を2名以上配置し、地域の子育て家庭の支援活動の企画や調整、実施を行っている。
内 容	原則として週5日以上かつ1日5時間以上開所し、次の4事業を実施。 ①子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進 子育て家庭が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て家庭間の交流を深める取り組み等の地域支援 (事業例:園庭や支援室の開放、保育所行事の開放による地域の父母等との交流、図書や児童文化財の貸出、体験保育、子育てサークルの支援等) ②子育て等に関する相談、援助の実施 子育てに不安や悩み等を持っている子育て親子に対する相談、援助 (事業例:来所や電話、オンライン等による育児相談、グループ相談、専門家による個別育児相談の実施等) ③地域の子育て関連情報の提供 子育て家庭が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供 (事業例:「子育て通信」の発行による育児や生活に関する情報の提供、地域の保育資源等の情報提供) ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 子育て家庭や子育て支援に関わるスタッフとして活動する者等を対象に講習等を実施 (事業例:こどもの健康・遊び・食事等(※)、子育てに関する講座の実施等) ※地域の子育て家庭に対し、離乳食講座や食事相談等を実施し、食育を推進するとともに、実施箇所の充実を図る
実施保育所等 (<u>下線は子育て支援室</u>)	27か所:公立10か所(子育て支援室5か所含む)・私立17か所 実施保育所等に指定する私立保育所及び認定こども園とは、事業実施についての委託契約を締結している。 <青 葉 区> 落合保育所、桜ヶ丘保育所、支倉保育所、国見ヶ丘せんだんの杜保育園、ワッセ森のひろば保育園、落合はぐくみこども園 <宮城野区> 高砂保育所、認定こども園鶴ヶ谷希望園、認定こども園福室希望園、認定こども園新田こぼと園、仙台岩切あおぞら保育園、立華認定こども園 <若 林 区> 蒲町保育所、<u>南小泉保育所</u>、荒井マーヤこども園 <太 白 区> <u>上野山保育所</u>、向山保育所、長町自由の星保育園、西多賀チェリーこども園、バンビの森こども園、仙台袋原あおぞら保育園 <泉 区> 長命ヶ丘保育所、<u>鶴が丘保育所</u>、泉チェリーこども園、高森サーラこども園、認定こども園ろりぽっふ泉中央南園、コスモス将監保育園

① 私立保育所及び認定こども園に対する委託金額にかかる事業費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 8 年度	153,391 千円 (予算額)	—	—
令和 7 年度	153,391 千円	51,130 千円	51,130 千円
令和 6 年度	148,138 千円	49,379 千円	49,379 千円
令和 5 年度	146,863 千円	48,954 千円	48,954 千円
令和 4 年度	142,766 千円	56,044 千円	56,044 千円
令和 3 年度	155,049 千円	59,600 千円	59,600 千円

※補助率：国 1/3、県 1/3

② 実施施設数の推移

	公 立	私 立
令和 8 年度	10 か所(5 か所)	17 か所
令和 7 年度	10 か所(5 か所)	17 か所
令和 6 年度	10 か所(5 か所)	17 か所
令和 5 年度	10 か所(5 か所)	17 か所
令和 4 年度	10 か所(5 か所)	17 か所
令和 3 年度	10 か所(5 か所)	19 か所

※()内は子育て支援室の数(再掲)

(4) 子育て支援室

保育所における 子 育 て 支 援 室	保育所の園庭の一角にユニットハウスを設置し、専任の担当者 2 名を配置して保育所 等地域子育て支援センターと同様の事業を平成 19 年度から実施。
実 施 保 育 所 ※(3)表「実施保育 所等」の再掲	5 か所 青 葉 区：桜ヶ丘保育所 宮城野区：高砂保育所 若 林 区：南小泉保育所 太 白 区：上野山保育所 泉 区：鶴が丘保育所

(5) 訪問型子育て支援事業

概 要	外出が困難な子育て中の保護者を対象に、保育所を拠点として保育士の家庭訪問に よる育児相談事業を平成 19 年度から実施。
事 業 内 容	・子育てのノウハウの紹介 ・育児相談 ・遊び場の紹介 ・公共育児サービスの案内。
利 用 方 法	実施保育所の専用電話へ申し込み。 (受付時間…平日の午前 9 時 30 分から午後 3 時まで)
訪 問 実 施 時 間	平日の午前 10 時から午後 3 時まで
職 員 の 配 置 等	地域子育て支援センター(室)に配置されている担当者 2 名と正職員 1 名の計 3 名体 制で地域子育て支援センター(室)の運営及び訪問型子育て支援事業を実施
実 施 保 育 所	6 か所 青 葉 区：支倉保育所、落合保育所 宮城野区：高砂保育所 若 林 区：蒲町保育所 太 白 区：向山保育所 泉 区：長命ヶ丘保育所

(6) 事業費

	決算額	公立保育所分	私立保育所及び 認定こども園分
令和 8 年度	160,889 千円 (予算額)	7,498 千円 (予算額)	153,391 千円 (予算額)
令和 7 年度	159,979 千円	6,588 千円	153,391 千円
令和 6 年度	154,978 千円	6,840 千円	148,138 千円
令和 5 年度	153,287 千円	6,424 千円	146,863 千円
令和 4 年度	149,253 千円	6,487 千円	142,766 千円
令和 3 年度	161,021 千円	5,972 千円	155,049 千円

6 保育所地域活動事業(運営支援課)

(1) 根拠法令等

仙台市保育所地域活動事業実施要綱

(2) 事業の概要

概 要	地域に開かれた社会資源のひとつとして、地域の子育て家庭支援のため、保育所が持っている専門的知識や子育てのノウハウを、様々な活動を通して伝え、子育て支援を図る。 平成元年度から取り組みを始め、平成 10 年度からは全ての公立保育所で実施している。
事 業 内 容	地域の特性に応じ、下記の事業内容から、選択して実施 ①世代間交流等事業 老人福祉施設、介護保険施設への訪問、または施設や地域のお年寄りを招待し、ふれあい活動を行う。(事業例:観劇会、季節の行事への招待、伝承遊び、手作り玩具制作等) ②異年齢児交流等事業 保育所を退所した児童や地域の親子に、伝統的な季節の行事や児童文化財等の活動を提供する。(事業例:七夕会、豆まき会、ひな祭り会、コンサート、人形劇等) ③育児講座・育児と仕事の両立支援事業 地域の保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。(事業例:育児講座、育児相談、子育て通信の発行等) ④家庭的保育事業者と保育所との連携を行う事業 家庭的保育事業者の相談対応ほか、同事業を利用する児童等に対して、保育所行事への招待、体験集団保育を行う。(事業例:遊びの交流、手作りおもちゃの提供、園庭開放、行事への参加等) ⑤その他地域の特性に応じた子育て等に関する需要への対応 保育所が持つ機能を生かし、上記項目のほか地域の需要に応じ、地域の親子等に対して保育所体験、園庭開放、図書の貸出、育児に関する助言を行う。
実 施 保 育 所	公立保育所 31 か所

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	2,945 千円 (予算額)
令和 7 年度	2,521 千円
令和 6 年度	2,216 千円
令和 5 年度	2,232 千円
令和 4 年度	2,168 千円
令和 3 年度	1,977 千円

7 児童館地域子育て支援事業(児童クラブ事業推進課)

(1) 根拠法令等

児童福祉法、厚生事務次官通知「児童館の設置運営要綱」

(2) 事業の概要

内 容	児童館の機能の1つとして「子育て家庭支援機能」を備えていることから、親子を対象とした行事や幼児クラブの開設、子育て相談、子育てサークル等の育成などにより、子育て家庭の支援を行う。
実施児童館	市内全児童館・児童センター等 113 館(令和 8 年 5 月 1 日現在)

(3) 児童館地域子育て支援室

内 容	下記の児童館において、令和 2 年 4 月から、乳幼児親子向けの専用室(地域子育て支援室)を設け、児童館の開館時間を通して、以下の事業を実施している。 ①子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施日・時間	・月～土曜日(祝日、年末年始を除く) ・午前 9 時～午後 6 時(土曜日は午後 5 時)
人 員 配 置	事業の企画、調整、実施については、児童館職員が対応している。
実施児童館	青 葉 区:台原児童館、小松島児童館、吉成児童館 宮城野区:新田児童館 若 林 区:荒町児童館 太 白 区:長町児童館、東四郎丸児童館 泉 区:松陵児童センター、住吉台児童センター、虹の丘児童センター

(4) 事業費

「Ⅱ・§5・1 児童館等」に含まれる。

8 利用者支援事業(子育て応援都市推進課、こども家庭保健課、認定給付課)

(1) 根拠法令等

子ども・子育て支援法、利用者支援事業実施要綱

(2) 保育サービス相談員

① 事業の概要

目 的	待機児童対策の一環として、保育サービスに関するきめ細かな情報提供や利用の支援を行い、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげるもの。併せて、のびすく等の地域子育て支援拠点に出向いての相談対応や、地域子育て支援の従事者との連携により、多様化する保育ニーズに関する相談等の対応を図る。
相 談 内 容	保育所、認定こども園、地域型保育事業のほか、幼稚園(預かり保育)も含む保育サービス等の利用に関すること。
相 談 員	各区保育給付課に保育サービス相談員(会計年度任用職員)を 2 名配置(宮城総合支所保健福祉課は 1 名配置、太白区は 3 名配置)。

② 相談件数

(単位:件)

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 7 年度内訳					
				青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
相談件数	10,581	9,760	9,229	1,302	393	1,146	1,735	3,480	1,173
来 庁	8,336	7,412	6,778	848	334	1,057	1,563	2,103	873
電 話	2,281	2,348	2,451	454	59	89	172	1,377	300

③ 訪問件数

(単位:件)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度内訳					
				青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
訪問件数	136	135	119	15	18	20	16	20	30

※訪問先は、子育てふれあいプラザ、地域子育て支援センター、保育施設等

(3) 子育てふれあいプラザ等子育て支援専門相談事業

① 事業の概要

のびすく(子育てふれあいプラザ等)において、こども・子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援等を行う専門の相談員(のびすく子育てコーディネーター)を配置し、子育て家庭の状況に応じた適切なサービスの利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。

平成 29 年度はのびすく仙台とのびすく泉中央でモデル的に実施し、平成 30 年度より全てののびすくで実施(のびすく若林については、平成 30 年 10 月に開始)。令和 3 年度からは、オンラインによる支援を開始。

② 相談件数

(単位:件)

	合計	仙台	宮城野	若林	長町南	泉中央
令和 7 年度	2,105	313	136	489	349	818
令和 6 年度	2,190	282	170	384	545	809
令和 5 年度	2,152	309	371	276	682	514
令和 4 年度	2,695	399	588	393	648	667
令和 3 年度	2,579	408	576	486	396	713

9 地域での子育て支援における担い手の確保(こども若者相談支援センター、運営支援課)

家庭的保育事業等の担い手確保や、児童館等での乳幼児親子への子育て支援など、地域での子育て支援において、育児経験等の豊かな地域の人材を活用し、支援者を確保するとともに、その資質向上に取り組む。

(1) 子育て支援員研修

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心があり、仕事に就きたい方を対象として、必要な知識や技術を習得した「子育て支援員」を養成する研修を実施する。

・実施状況

	開催回数	申込者数	修了者数
令和 7 年度	4 回	503 人	164 人
令和 6 年度	4 回	462 人	172 人
令和 5 年度	4 回	539 人	172 人
令和 4 年度	4 回	439 人	175 人
令和 3 年度	3 回	500 人	105 人

(2) 地域子育て支援クラブへの支援

児童館を活動の拠点とする、地域の児童健全育成に関心のある住民で構成される地域子育て支援クラブの運営に要する経費の一部を助成する。

・事業費

	決算額
令和 8 年度	10,300 千円 (予算額)
令和 7 年度	7,753 千円
令和 6 年度	7,732 千円
令和 5 年度	8,097 千円

	決算額
令和 4 年度	8,000 千円
令和 3 年度	8,550 千円

10 自主グループ活動への活動支援等(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

厚生省児童家庭局長通知

(2) 事業の概要

目 的	育児グループや育児サロン等の活動が円滑に活動できるように支援を行うことで、地域における子育て支援の活性化を図る。
対 象 者	育児グループ、育児サロン等地域での子育て支援団体等
実 施 機 関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実 施 方 法	講演会、交流会、相談会、活動への参加等

(3) 実施状況

(単位:回、人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開催回数	54	82	131	160	189
延べ参加者数	540	466	2,291	2,314	3,594

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 3 年度は事業の一部を中止または縮小して実施した

11 子育て支援活動団体の登録(子育て応援都市推進課)

(1) 根拠法令等

子育て支援団体登録制度に関する事務取扱要領、仙台市企業等による子育て支援活動促進事業実施要綱

(2) 事業の概要

育児サークルや子育てサロンなどの子育て支援活動について、一定の要件を定めて登録する制度。登録団体には仙台市のホームページで活動内容等を紹介するとともに、民間事業所が無償で活動場所を提供する「仙台市すこやか子育て応援広場」の利用が可能になる等の支援を行う。

(3) 登録団体数(令和8年3月末現在)

育児サークル、子育てサロン 83 団体

託児ボランティア 1 団体

さまざまな子育て支援団体 31 団体

(4) 仙台市すこやか子育て応援広場登録企業数(令和8年3月末現在)

7 企業

12 全市的な子育て支援ネットワークの構築(子育て応援都市推進課)

(1) 事業の概要

仙台市内の子育て支援団体等で活動している子育て支援者や各関係機関等の職員など支援者相互の結びつきを強め、支援者情報の共有化を図るため、子育て支援活動に携わる関係者が定期的に集まって情報交換や意見交換を行い、子育て支援の全市的なネットワークの構築に取り組むことで地域の子育て支援力の向上を目指す。平成 25 年度より開始。

(2) 実施内容

- ・子育て支援団体等の子育て支援者の交流会の開催(年 1 回 令和 7 年度参加者数 50 人)
- ・関係機関の子育て支援ネットワーク推進員会議の開催(年 3 回)

(3) 事業費

	決算額
令和 8 年度	449 千円 (予算額)
令和 7 年度	449 千円
令和 6 年度	449 千円
令和 5 年度	449 千円
令和 4 年度	449 千円
令和 3 年度	449 千円

13 仕事と家庭の両立支援促進(こども若者政策課)

(1) 根拠法令等

次世代育成支援対策推進法、仙台市男性育休取得奨励金支給要綱

(2) 事業の概要

仕事と子育ての両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、企業等に対する啓発・普及を目的とした事業を実施。育児支援制度の整備や制度を利用しやすい職場環境の改善等、市内企業の子育て支援の取り組みに対する支援の充実を図る。

令和 3 年度から令和 6 年度までは、従来のワーク・ライフ・バランスセミナー(以下、「WLBセミナー」)に加え、若い世代が結婚・出産・子育てを含めたライフデザインを考える機会づくりを目的にライフプランセミナー(以下、「LP セミナー」)を開催。令和 7 年度からは、若者が望むライフプランを支える取組として「若い世代のライフデザイン支援事業」を開催。

令和 6 年度からは、男性従業員が一定期間以上の育児休業を取得した市内中小企業等に奨励金を支給する男性育休取得奨励金事業を開始。

(3) 事業費及び実績

	決算額	実 績
令和 8 年度	11,232 千円 (予算額)	—
令和 7 年度	14,837 千円	・男性育休取得奨励金の支給 73 件 (スタートアップコース 69 件、ステップアップコース 4 件) ・WLB セミナー「男性育休で『選ばれる企業』へ」を開催 ・リーフレット「働くプレパパ・プレママガイド」配布
令和 6 年度	12,063 千円	・男性育休取得奨励金の支給 54 件 (スタートアップコース 49 件、ステップアップコース 5 件) ・WLBセミナー「どう進める？男性育休～自社でできる具体的なアクション～」を開催 ・LPセミナー「仕事と子育てを楽しむためのライフデザイン」を開催 ・リーフレット「働くプレパパ・プレママガイド」配布
令和 5 年度	2,831 千円	・WLBセミナー「男性育休は成長戦略のカギ～取得しやすい土壌づくりのポイント～」を開催 ・LPセミナー「キャリア×子育てとライフプラン設計」を開催 ・リーフレット「働くプレパパ・プレママガイド」配布
令和 4 年度	1,987 千円	・WLBセミナー「男性育休が企業を変える」を開催 ・LPセミナー「未来のイクボスになる」を開催 ・リーフレット「働くプレパパ・プレママガイド」配布 ・育児・介護休業法改正に係るチラシ配布 ・男性の育休取得・家事育児参画に関するインタビュー記事を本市ホームページに掲載

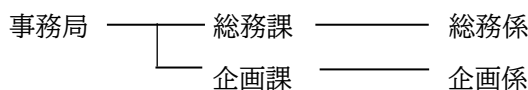
	決算額	実 績
令和3年度	1,867 千円	・WLBセミナー「実践・働き方改革」を開催 ・LPセミナー「将来を考えはじめたアナタへー自分をデザインするキャリアとライフプランとお金のハナシ」を開催 ・リーフレット「働くプレパパ・プレママガイド」配布

14 公益財団法人仙台こども財団(子育て応援都市推進課)

(1) 概要

こどもの健やかな育ちと子育てを地域社会全体で支える気運を一層高めるとともに、こどもや子育て家庭をめぐる課題や多様化するニーズに的確に対応しながら、こどもを中心とした社会づくりを進め、「子育てが楽しいまち・仙台」の実現に寄与することを目的として事業を行う。

(2) 組織



(3) 事業内容

- ① こどもや子育て家庭からの意見聴取
 - ・こども提案プロジェクト助成
 - ・こどもいけん広場
 - ・こども・若者会議
- ② こどもの居場所づくり支援
 - ・こども・どこでも居場所づくり助成
 - ・居場所づくり活動報告・交流会
 - ・多世代交流協働推進事業
 - ・多世代交流の事例紹介・情報発信
- ③ こども・子育て支援団体等とのネットワーク構築
 - ・こども財団サロン
 - ・こども・子育てシンポジウム
- ④ こども・子育て支援団体や企業等との連携・協働によるこどもや子育て家庭に対する支援及び子育て環境づくり
 - ・パパ育休サポートプログラム
 - ・育児参画に関するセミナー
- ⑤ こども・子育て支援に関する調査・研究
- ⑥ 「子育てが楽しいまち・仙台」に係る情報発信
- ⑦ こども・子育て支援団体の育成支援
 - ・児童福祉セミナー

§2 子育てを応援していく気運の醸成

1 「せんだいのびすくサポーター」の登録(子育て応援都市推進課)

(1) 根拠法令等

せんだいのびすくサポーター事業実施要綱

(2) 事業の概要

子育て家庭にやさしい取り組みやこどもの遊び場を提供し、こども・子育てを応援する店舗や施設を「せんだいのびすくサポーター」として募集し、「せんだいのびすくナビ」を通じてその情報を子育て家庭に発信する。

(3) 登録団体数(令和8年3月末現在)

せんだいのびすくサポーター 633 件

2 新生児誕生祝福事業(子育て応援都市推進課)

(1) 根拠法令等

仙台市新生児誕生祝福事業「杜っ子のびすくプレゼント」実施要綱

(2) 事業の概要

子育てに役立つ育児用品や仙台ゆかりの品などが選べるオンラインのカタログギフトを送付し、こどもが生まれた家庭を祝福する。令和 4 年度より開始。

(3) 対象

年度内に生まれ、本市に年度末までに住民登録した者。

※本市に住民登録した月の月末までに転出等により住民でなくなった場合は対象外

(4) 事業費

	決算額
令和 8 年度	277,023 千円 (繰越分 78,936 千円含む) (予算額)
令和 7 年度	214,719 千円
令和 6 年度	215,669 千円
令和 5 年度	230,207 千円
令和 4 年度	89,405千円